届出・証明

窓口受付時間

市民課窓口　　◷8時半～17時
行政サービスコーナー　◷9時～16時45分
閉庁日　土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

各種証明書

問市民課　☎20-8722

●戸籍・住民基本台帳関係

種類	必要なもの	手数料
戸籍全部・個人事項証明（戸籍謄本・抄本）	本人確認書類*1	1通につき450円
除籍（改製原戸籍）全部・個人事項証明（謄本・抄本）		1通につき750円
戸籍届書受理証明		1通につき350円 （上質紙の場合1,400円）
戸籍届書記載事項証明書		1通につき350円
住民票の写し	本人確認書類*2	1通につき300円
住民票除票（改製原住民票）の写し		
住民票記載事項証明書		
戸籍附票の写し	本人確認書類*1	1通につき300円
後見等の証明書（身分証明書）		
独身証明書		
印鑑登録証明書	印鑑登録証	

■本人以外の人が申請・請求される場合は委任状、その他疎明資料が必要となる場合がありますので、詳しくは市民課へお問い合わせください。
本人確認書類*1は官公署発行の顔写真付のもの（マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、身障手帳等）、本人確認書類*2は、本人確認書類*1の他保険証等でも可

市役所以外でも証明書が受けとれます

市内6カ所の「行政サービスコーナー」で一部の証明書を発行しています。

詳しくは150ページをご確認ください。

〈以下は広告スペースです〉

全国ネットワークだから
全国配送おまかせ下さい
ピアノ輸送からすべての
ニーズにお応えする…
～ピアノに関する事なら全てお任せ下さい～
婚礼・移動・調律・保管・修理
買い取り・ピアノクリーニング
専門スタッフがあなたのピアノを
甦らせます
その他
重要物の運搬
（金庫・コピー機
仏壇・家具　等）
創業42年 POS
㈲ピアノオルガンサービス
☎075-593-0539
山科区勧修寺瀬戸河原町69

FUJIKURA
富士倉電設株式会社
建設業許可番号　京都府知事許可（特-2）第10729号（電気工事業）（電気通信工事業）
営業種目
電気工事並びにこれに付帯する一切の業務
受変電設備、内線工事、外線工事、計装工事
通信線工事、自動火災報知設備工事
自動制御設備工事、交通信号機工事
〒611-0002　宇治市木幡須留1番地205
電話:0774-31-8444　FAX:0774-33-2219
E-mail:fujikura@kyoto.email.ne.jp

行政サービスコーナー

問市民課 ☎20-8722

市民課業務の一部や、税関係証明書の発行等他課の業務の一部も取り扱っています。本庁のコンピューターとのオンラインにより住民票等を交付しますので、宇治市全域で利用できます。(届出や登録業務は本庁のみの取扱いとなります)

- **木幡行政サービスコーナー** ☎39-9195
  (木幡公民館内) P152・153マップ2C
- **小倉行政サービスコーナー** ☎39-9181
  (西小倉コミュニティセンター内) P152・153マップ6B
- **南宇治行政サービスコーナー** ☎39-9187
  (南宇治コミュニティセンター内) P152・153マップ10B
- **槇島行政サービスコーナー** ☎39-9191
  (槇島コミュニティセンター内) P152・153マップ5C
- **東宇治行政サービスコーナー** ☎39-9184
  (東宇治コミュニティセンター内) P152・153マップ4D
- **開行政サービスコーナー** ☎39-9240
  (開地域福祉センター内) P152・153マップ8C

電話予約による住民票・印鑑登録証明書の休日交付

問市民課 ☎20-8722

平日に **電話予約** ▶▶▶ 休日に **受　取**

受付 市民課 ☎20-8722へ

予約者
- 本人
- 本人と同一世帯員

予約時の連絡事項
- 証明書(住民票・印鑑登録証明書)の種類・枚数
- 目的(住民票の場合)
- 印鑑登録番号(印鑑証明書の場合)
  ※印鑑登録証が必要です
- 対象者の住所・氏名・生年月日
- 予約者・受取者の住所・氏名
- 受取希望日時
- 電話番号

※火曜日から木曜日に祝日がある場合は、祝日前の平日に予約できるのは祝日受取分のみとなります。

受取場所 夜間受付窓口(警備員室)

受取者
- 予約者
- 予約者が指定した同一世帯員

受取時間 予約した直近の土日祝日
◷10時～16時(年末年始の受取は不可)
※予約時に指定してください。

必要なもの
- 印鑑登録証(証明書の場合)
- 受取者の官公署発行の顔写真付の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)。なければ保険証、年金手帳など
- 手数料(1通300円)

※受取時に請求書の記入が必要です。

事前登録型本人通知制度

問市民課 ☎20-8722

■住民票や戸籍の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に、事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

①事前の登録
通知を希望する人は事前に市に登録する

→ **②第三者による戸籍等の取得**
代理人や第三者が登録者の証明をとる

→ **③登録者への通知**
代理人や第三者に戸籍謄本や住民票を交付したことを本人に通知

申請窓口 市民課(郵送でも申請できます)

通知の対象となる証明書	登録できる人	登録申請に必要なもの
●住民票の写し ●住民票記載事項証明書 ●戸籍謄本・抄本 (戸籍全部事項証明・個人事項証明) ●戸籍の附票の写し (いずれも消除されたものまたは除かれたものを含みます。)	●宇治市に住民票または戸籍がある人(過去にあった人を含む) ※ただし、死亡した人、失踪宣告を受けた人は除く。	●宇治市本人通知制度登録申請書 ●窓口に来る人の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) ●任意代理人が申請する場合は委任状、法定代理人が申請する場合は戸籍謄本等の資格を証明するもの

印鑑登録

問 市民課　☎20-8722

誰でも登録できるの？

市内に住んでいる15歳以上で住民登録をされている人が、1人につき1印かん、及び1つの印かんにつき1人だけ登録できます。転出すると自動的に失効します。

印鑑登録の流れ

本人申請の場合

代理人申請の場合

→ 受付窓口は市民課

申請受付

◎必要なもの
- 登録する印かん
- 官公署発行の顔写真付の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

※お持ちの人のみ

→ 本人確認可能なとき → 即日登録可能 → 登録完了 → 登録証交付

↓ 本人確認できないとき

申請受付

◎必要なもの
- 登録する印かん
- 登録人直筆の委任状

→ 郵便照会

登録申請者の住所地へ照会回答書を郵送します。（郵送期間として2～3日必要）

→ 本人受取の場合 → 照会回答書、本人確認書類、印かんを持って市民課へ。（1カ月以内）

→ 代理人受取の場合 → 照会回答書、登録人の本人確認書類、登録する印かん、代理人の印かん及び本人確認書類を持って市民課窓口へ。（1カ月以内）

→ 登録完了 → 登録証交付

登録手数料 300円

※成年被後見人の場合は本人申請に限ります。また後見人の同伴が必要となります。

登録できる印かん

- 住民票に記載されている氏名の全部、氏、名または氏と名の一部を組み合わせたもので表されている印かん。（外国人住民は、**登録のある**通称、併記名、カタカナ表記の印かんも登録できます。）
- 上記の印かんで印影の大きさが一辺の長さ8㎜を超え、25㎜以下の正方形におさまるものおよび材質が変形しないもの。ゴム印、エボナイト印、指輪印、また印影が破損や摩滅のため不鮮明なものなどは登録できません。

代理権授与通知書（委任状）

市民課、各行政サービスコーナー窓口で入手または宇治市ホームページよりダウンロードできます。

印鑑登録証明書の発行

本人の場合

代理人の場合
※委任状は不要

発行可能な場所
市民課・各行政サービスコーナー

申請受付

発行手数料 300円

◎必要なもの
- 印鑑登録証（カード）

※印鑑登録証を持参していないと印鑑証明書を交付することはできません。

⚠ 印鑑登録が不要になったとき

印鑑登録が不要になったとき、登録証・登録印の紛失、改印には、廃止の手続きが必要です。登録証・登録印が盗難、紛失した場合には、悪用される危険性がありますので、直ちに届け出てください。

〈以下は広告スペースです〉

住所登録に関する届け出

問市民課　☎20-8722

種類／届出期間	必要なもの
転入届（宇治市に住み始めてから14日以内） 市外もしくは国外から宇治市へ	☑転出証明書（特例転入の場合はマイナンバーカードまたは住基カード） ☑届出人の本人確認書類 ☑在留カード等（外国人のみ） ☑国外からの場合　パスポート、帰国日のわかるもの、戸籍全部事項証明書、戸籍附票全部事項証明書
転出届（転出前、転出してから14日以内） 宇治市から市外もしくは国外へ	☑届出人の本人確認書類
転居届（新しい住所に住み始めてから14日以内） 宇治市内での住所変更	☑届出人の本人確認書類 ☑マイナンバーカードまたは住基カード（お持ちの場合） ☑在留カード等（外国人のみ）
世帯変更届（変更後14日以内） 世帯主変更、世帯合併・分離等	☑届出人の本人確認書類

■本人確認書類：運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳、在留カード、特別永住者証明書など
■届出人は異動された本人、もしくは同世帯の人です。代理人が来られる場合など、詳しくは市民課にお問い合わせください。

戸籍の届け出

問市民課　☎20-8722

種類／届出期間	届出窓口	必要なもの
出生届（出生日を含め14日以内） ※外国で出生した場合は3カ月以内にその国の日本領事館か本籍地へ	本籍地、届出人（子の父または母）の所在地、出生地	☑出生届および出生証明書　☑母子健康手帳 ☑届出人の印かん
婚姻届　日本人同士の場合 ※届出日が婚姻成立日になります	本籍地、届出人（夫婦）の所在地	☑婚姻届（証人2名の署名等が必要） ☑夫婦（旧姓）の印かん　☑本人確認書類 ※本籍が市外の人は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1通
離婚届　日本人同士の場合 ※協議による	本籍地、届出人（夫婦）の所在地	☑離婚届（証人2名の署名等が必要） ☑夫婦の印かん　☑本人確認書類 ※本籍が市外の人は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1通
死亡届（死亡を知った日から7日以内） ※外国で死亡した場合は3カ月以内	死亡者の本籍地、死亡地、届出人の所在地	☑死亡届および死亡診断書（死体検案書） ☑届出人の印かん ☑登記事項証明書等（後見人等が届出をする場合）
転籍届	本籍地、新本籍地、届出人の所在地	☑転籍届 ☑戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1通 ☑届出人の印かん

■上記の届出以外の場合は、必要なものが変わりますので、お問い合わせください。

インターネット「宇治市なう!」で混雑状況を確認できます

宇治市なう 検索

パソコンや携帯電話・スマホで専用サイトにアクセスし、受付待ちの混雑状況（待ち人数）を確認できます。お出かけ前に混雑状況を確認したり、受付後も、ご自分の番号が呼ばれるまで、別の用事を済ませることもできます。

マイナンバー

問 市民課 ☎20-8722

マイナンバー（個人番号）とは

国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。

通知カード

紙のカードで氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されたものです。現在は発行されていません。

（表面）

（裏面）

●通知カードをなくしたら？

通知カードの再交付については令和2年5月で終了しました。マイナンバーの確認が必要な場合は、マイナンバーが表示された「住民票の写し」で確認できます。

マイナンバーカード

ICチップ内蔵のプラスチック製のカードで、顔写真が表示されていてマイナンバーの確認の他、本人確認書類としても使えるカードです。希望する人は申請が必要です。

マイナンバーカードの申請方法

通知カードに同封された個人番号カード交付申請書をお持ちの場合は必要な事項を記入していただき、顔写真も貼付した上で、同じく同封された返信用封筒に入れて投函してください。

※返信用封筒の差出有効期間が切れている場合も令和4年5月31日まで切手を貼らずに使用することができます。

申請書を無くされた場合、個人番号カード総合サイトで申請書をダウンロードすることができます。また、市民課窓口でもお渡ししています。

また、パソコンやスマートフォンからも申請が可能です。詳しくは公式サイトhttps://www.kojinbango-card.go.jp/index.htmlをご覧ください。

●マイナンバーカードを無くしたら

再交付申請していただけます。市民課へお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

通知カード・マイナンバーカードに関することやマイナンバー制度に関すること

0120-95-0178（無料）

平日◷9時半～20時　土日祝◷9時半～17時半（マイナンバーカードの紛失・盗難による一時利用停止については24時間365日対応しています。）

上記につながらない場合（有料）

通知カード・マイナンバーカード **050-3818-1250**

その他のお問い合わせ **050-3816-9405**

税金

市税

問市民税課 ☎20-8718 ／ 資産税課 ☎20-8719 ／ 納税課 ☎20-8720

市税について

市税の主なもの

税目	内容
市民税	●個人市民税は前年の所得に対してかかる税金です。定額の「均等割」と個人の所得に応じて納めていただく「所得割」があります。また、個人市民税は個人府民税とあわせて計算されます。 **税　額** ◎均等割…5,600円（市民税3,500円、府民税2,100円） （注）令和3年度以降金額が変わります（下記※参照）。 ◎所得割…（前年の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額 ※東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、防災対策の財源確保のため、平成26年度から令和5年度までの各年度の市民税・府民税の均等割は、それぞれ500円を加算した額となります。また、「京都府豊かな森を育てる府民税条例」が定められ、森林の整備及び保全を進める施策の財源確保のため、平成28年度から令和2年度までの各年度の府民税の均等割は、600円を加算した額となります。 **課税される人** ◎1月1日現在、宇治市内に住所がある人で、前年中（1月～12月）に一定の所得があった人（均等割と所得割） ◎宇治市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷がある人（均等割のみ） **課税されない人** ◎生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ◎障害者・未成年者または寡婦（夫）に該当する人のうち、前年の合計所得金額が125万円以下（令和3年度からは135万円以下）の人 ◎前年の合計所得金額が次の額以下の人 ・扶養親族のいない人　35万円（令和3年度からは45万円） ・扶養親族のいる人　35万円×（扶養親族数（控除対象配偶者を含む）＋1）＋21万円（令和3年度からは31万円）
法人市民税	●市内に事務所や事業所、寮等がある法人などにかかる税金で、資本金等の額および従業者数に応じて負担する均等割と法人などの所得（法人税額）に応じて負担する法人税割とがあります。
軽自動車税（種別割）	●毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を持っている人に課税されます。
固定資産税	●毎年1月1日現在、市内に所在する土地、家屋および償却資産（事業用の機械など）の所有者に課税されます。 ●縦覧帳簿の縦覧：4月1日から第1期納期限までの間、資産税課（2階）で縦覧できます（無料）。
都市計画税	●都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地および家屋に対し、その年の1月1日現在の所有者に課税されます。

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

京銀アプリ＆京銀ダイレクトバンキングで
口座開設　残高照会　振込・振替　投資信託・外貨預金等
まずはダウンロード▶▶▶
京銀アプリ
ご利用いただけます!!
宇治支店・三室戸支店・伊勢田支店・木幡支店
六地蔵支店・大久保支店・小倉支店
京都銀行

お気軽にご相談下さい
片野晏弘税理士事務所
〒611-0025
宇治市神明宮北22-41
TEL.0774-24-1110
FAX.0774-24-0088

市税の納付

市税は、納期限までに取扱金融機関（ゆうちょ銀行または郵便局は近畿2府4県のみ）、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ（PayPay・LINEPay）、納税課窓口で納めてください。

市税の納期

税目	期別											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・府民税（普通徴収）			1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税（種別割）		全期										

市税の口座振替

お手続きは簡単！

納付は便利・安全・安心な口座振替がおすすめです！

お手続きは、市内の取扱金融機関または納税課窓口へ。

口座振替の利用できる市税

- 個人市・府民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税（種別割）

申し込み方法

市内の取扱金融機関または納税課へ必要書類をお持ちのうえお申し込みください。キャッシュカードでもお申し込みできます（納税課窓口のみ）。

必要なもの

預（貯）金通帳、通帳届け出印、通知書番号が記載されている各通知書、納付書、領収証書　など

※キャッシュカードでお申し込みの場合は、キャッシュカード、届出人の本人確認出来るもの（運転免許証など）

取扱金融機関

- 銀　　行　京都、三井住友、りそな、三菱UFJ、みずほ、南都、池田泉州、滋賀、三井住友信託、関西みらい、徳島大正
- 信用金庫　京都、京都中央
- 信用組合　京滋、近畿産業
- そ の 他　京都やましろ農業協同組合、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行または郵便局　（令和2年4月1日現在）

※キャッシュカードでお申し込みの場合は、京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫、ゆうちょ銀行、京都やましろ農業協同組合のみ

問い合わせ　納税課

税に関する証明等

証明の種類	申請場所	手数料	請求に必要なもの
個人の市・府民税の所得証明書・課税証明書・非課税証明書 ※1	●市民税課・行政サービスコーナー	300円/件	窓口での請求 ●本人の場合は本人確認書類 ●代理人の場合は代理人の本人確認書類と本人の委任状(押印必要) ●相続人の場合は相続人の本人確認書類と相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等) ●法人の場合は法人代表者印 郵送での請求 ●必要事項を記入した請求書 ●請求する人の本人確認書類の写し ※4 ●手数料(郵便局の定額小為替) ●返信用封筒(宛名明記のうえ切手を貼ったもの) ●代理人・相続人が請求する場合は上記の必要書類に加え、〈窓口での請求〉の場合と同様の書類が必要です。 ●法人の場合は法人代表者印 本人確認書類 ●運転免許証 ●保険証 ●年金手帳 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●マイナンバーカード など ※1 行政サービスコーナー、郵送で請求する場合は、事前に市民税課にお問い合わせください。 ※2 本人確認書類は不要 ※3 法令により本人以外でも申請できる場合があります。必要書類等については資産税課にお問い合わせください。 ※4 保険証、年金手帳をコピーする場合は、保険者番号、被保険者記号・番号、基礎年金番号が見えないようにしてください。
納税証明書	●納税課・行政サービスコーナー	300円/件	
納税証明書(軽自動車税車検用) ※2	●納税課・行政サービスコーナー	無料	
固定資産評価証明書・課税証明書(公課証明書) ※3	●資産税課・行政サービスコーナー	納税義務者ごとに土地・家屋それぞれ3筆・3棟まで300円、1筆・1棟増すごとに70円加算	
土地・家屋名寄帳(課税台帳)の閲覧 ※3	●資産税課	300円/納税義務者	
地番図の閲覧	●資産税課	300円/枚	●窓口での申請のみ受付 ●本人確認書類は不要
家屋現況図の閲覧	●資産税課	300円/枚	
路線価図の閲覧	●資産税課	300円/枚	
住宅用家屋証明書	●資産税課	1,300円/件	※条件により必要書類が異なります。詳しくは市ホームページをご覧いただくか、資産税課にお問い合わせください。

保険料の納付

各保険料(普通徴収)は、納期限までに取扱金融機関、コンビニエンスストア(※)、スマートフォンアプリ(PayPay・LINEPay)(※)、担当課窓口で納めてください。※後期高齢者医療保険料は不可

種類	期別											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康保険料・介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

保険料の口座振替

	口座振替依頼書で申し込む	キャッシュカードで申し込む
申し込み窓口	取扱金融機関または各保険料担当課(介護保険料は取扱金融機関のみ)	各保険料担当課
取扱金融機関	18銀行(84ページ参照)	京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫、ゆうちょ銀行、京都やましろ農業協同組合
必要なもの	●預(貯)金通帳 ●通帳届け出印 ●納付書	●キャッシュカード ●届出人の本人確認出来るもの(運転免許証など) ●納付書

問い合わせ 国民健康保険料＝国民健康保険課、介護保険料＝介護保険課、後期高齢者医療保険料＝年金医療課

年金・保険

国民年金

問 年金医療課 ☎20-8792

国民年金

国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。老後の生活や、病気やけがで障害の状態となったとき、一家の働き手を失ったときなどに年金を支給し経済的に支えることを目的としています。

退職、結婚（離婚）、収入の増減等で加入制度が変わったときは、種別変更の届出が必要です。

国民年金加入者の手続き

種別	対象者	保険料の納め方	手続きが必要なとき	届出先
第1号被保険者	日本に住所のある自営業・農林漁業・学生・無職等の人（20歳以上60歳未満）	●納付書での納付（金融機関・コンビニ等） ●口座振替での納付 ●クレジットカードでの納付	●会社勤めでない人や学生が20歳になるとき ●退職して第2号被保険者でなくなったとき ●配偶者の退職や本人の収入増で配偶者に扶養されなくなったとき ●海外転出や転入をするとき	市役所 年金医療課
第2号被保険者	厚生年金や共済組合等に加入している会社員・公務員等（原則として65歳未満）	●給料から天引きされている社会保険料に含まれています	●就職して厚生年金や共済組合等に加入するとき	勤務先
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）	●厚生年金や共済組合等の制度全体で負担され、個別に納める必要はありません	●第2号被扶養者に扶養されるとき	配偶者（第2号被保険者）の勤務先
任意加入被保険者（本人の希望により加入できる人）	①日本に住所のある60歳以上65歳未満の人（65歳までに受給資格を満たしていない70歳未満の人）	●原則、口座振替で納付	●対象となる人が、老齢基礎年金の受給額を増やすこと（受給権を満たすこと）を希望する場合（上限480月）	市役所 年金医療課
	②海外に住む20歳以上65歳未満の日本人	●第1号被保険者に同じ	●海外に居住し、任意加入で保険料を納めることで保険料納付済期間に応じた老齢基礎年金を受給することを希望する場合	

〈以下は広告スペースです〉

宇治久世薬剤師会

城南薬剤師会事務局
宇治久世薬剤師会は城南薬剤師会の下部組織です。
宇治市宇治下居13-2 うじ安心館3階
TEL:0774-46-8030

そうだ！薬剤師に聞いてみよう

宇治市休日急病診療所（うじ安心館5階）に勤務する薬剤師の団体です。

※下記の薬局の他に病院や宇治市及び久御山町以外の薬局で勤務する薬剤師もいらっしゃいます。

葵薬局
宇治市五ヶ庄日皆田8-15
TEL:0774-33-5426

びわ薬局
宇治市琵琶台1-17-2
TEL:0774-24-2436

アサクラ薬局
宇治市大久保町北ノ山24-1 ホクユービル1F
TEL:0774-45-3685

カナオカ薬局
宇治市小倉町南堀池8-7
TEL:0774-20-3649

西本薬局
宇治市南陵町1-1-368
TEL:0774-24-2268

新町薬局
宇治市宇治壱番4
TEL:0774-21-2360

シンシン薬局
久世郡久御山町林北畑105 17-111
TEL:0774-43-2406

松田明聖堂薬局
宇治市木幡西浦55-1
TEL:0774-32-8819

ゆう愛堂漢方薬局
宇治市広野町宮谷225
TEL:0774-26-6066

国民年金の保険料

定額保険料 月々の保険料は定額

(参考)令和2年度:16,540円、令和3年度:16,610円

※賃金や物価の変動率で毎年改定されます。

付加保険料

月額400円(定額保険料に加えて納付すると老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます)。

＊保険料の納付期限は、「納付対象月の翌月末」です。

＊保険料を2年分、1年分、半年分前納すると割引されます。口座振替による毎月納付でも早割制度があります。

保険料の納付が困難な場合

国民年金保険料の納付が困難な場合は、納付が免除される制度があります。申請して、被保険者・配偶者・世帯主のそれぞれの所得が基準額内であれば、保険料の全額または一部(4分の3・半額・4分の1)が免除されます。

学生納付特例制度

学生については、本人の所得が基準額内であれば保険料の納付が猶予されます。

納付猶予制度

50歳未満の人については、本人と配偶者の所得が基準額内であれば、保険料の納付が猶予されます。

国民年金の給付

基礎年金	老齢基礎年金	保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上(最大40年)ある人が、原則として65歳から受け取ることができる年金
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に初診日のある病気やけがで障害の状態になった人が受け取ることができる年金 ※受給要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や保険料の納付(免除も含む)期間が25年以上ある人が死亡したとき、生計を維持されていた18歳未満の子のいる配偶者または子が受け取ることができる年金
第1号被保険者に対する独自給付	寡婦年金	保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある夫が老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳まで受け取ることができる年金
	死亡一時金	第1号被保険者として国民年金保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡し、その家族が遺族基礎年金を受け取ることができない場合に支給

年金についての問合せ先

第1号被保険者及び任意加入被保険者の手続き等に関すること

市役所年金医療課国民年金係

保険料納付、年金の記録、年金受給者の手続き等に関すること

京都南年金事務所　☎075-644-1165

国民健康保険

問 国民健康保険課　☎20-8729

国民健康保険

加入・脱退　14日以内に届け出を

国保に加入するとき

- ほかの市区町村から転入したとき
- 職場の健康保険などの資格がなくなったとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき
- 外国籍の人で3カ月を超えて日本に滞在すると認められたとき

国保を脱退するとき

- ほかの市区町村へ転出するとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 亡くなったとき
- 生活保護を受けはじめたとき

次ページへ続く

こんなときは届出を

〈マイナンバー利用手続〉番号と本人確認をします。

	こんなとき	届け出に必要なもの	
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	印かん	マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん	
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書、印かん	
	子どもが生まれたとき	保険証、印かん、母子健康手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護受給証明書、印かん	
	外国籍の人が加入するとき	パスポート	
国保をやめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	保険証、印かん	
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)、印かん	
	職場の健康保険の被扶養者になったとき		
	国保被保険者が亡くなったとき	保険証、印かん、葬祭を行った証明書	
	生活保護を受け始めたとき	保険証、印かん、生活保護受給証明書	
その他	市内で住所が変わったとき	保険証、印かん	
	世帯主や氏名が変わったとき		
	世帯が分かれたり、いっしょになったりしたとき		
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、印かん、在学証明書	
	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	印かん、(使えなくなった保険証など)	
	雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当するとき	保険証、印かん、雇用保険受給資格者証	

※世帯主に変更があった場合は、その世帯全員の保険証が必要となります。

国民健康保険の給付

自己負担割合

小学校入学前 2割　小学校入学後～70歳未満 3割　70歳以上75歳未満 2割または3割

療養費の支給

〈マイナンバー利用手続〉番号と本人確認をします。

保険証を提示せず治療を受けた場合、また治療に伴ってコルセットなどの治療用装具・9歳未満の小児の弱視等治療用眼鏡等をつけた場合などは、療養費支給の申請手続きをすると、審査のうえ、かかった費用から自己負担割合を除いた金額が支給されます。

手続きに必要なもの

- 保険証　●印かん
- 診療報酬明細書(レセプト)、領収書
- 補装具等を必要とした医師の証明書等
- 世帯主の預金口座番号

出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、出産児1人につき42万円または40万4千円が支給されます。妊娠85日以上であれば死産でも支給されます。ただし、職場の健康保険に1年以上加入の本人が、職場の健康保険を脱退後6カ月以内に出産した場合は職場の健康保険から支給を受けることができます。

- **出産育児一時金直接支払制度**

病院等から請求される出産費用について、原則42万円の範囲内で国保から病院等に出産育児一時金を直接支払うことになるため、事前に多額の現金等を準備する必要がなくなります。

手続きに必要なもの

- 保険証　●印かん　●世帯主の預金口座番号
- 母子健康手帳
- 出産一時金医療機関直接支払制度同意書(合意書)
- 医療機関から交付された費用の内訳の記載された領収・明細書(産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は制度対象分娩であることを証明する印が押印されたもの)

高額療養費の支給

〈マイナンバー利用手続〉番号と本人確認をします。

同じ人が同じ月に同一医療機関に支払った一部負担金が自己負担限度額を超える場合などは、申請により限度額を超えた分が支給されます。ただし、70歳未満と70歳以上75歳未満では自己負担限度額は異なります。

手続きに必要なもの

- 保険証　●印かん
- 領収書　●世帯主の預金口座番号

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

〈マイナンバー利用手続〉番号と本人確認をします。

医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」（同一世帯の世帯主及び国保被保険者が市民税非課税の世帯は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関に提示することで、一医療機関での一部負担金の支払いが自己負担限度額までで済みます。該当される人は事前に認定証の交付申請をしてください。

手続きに必要なもの

- 保険証

高額介護合算療養費の支給

〈マイナンバー利用手続〉番号と本人確認をします。

前年8月～7月の医療保険と介護保険の自己負担額それぞれの限度額を適用後の額を合算して基準額（年額）を超えたときは、その超えた分が支給されます。

手続きに必要なもの

- 保険証　●印かん　●世帯主の預金口座番号
- 期間中医療保険や介護保険に異動があった場合は、その自己負担額証明書

交通事故の治療費

〈マイナンバー利用手続〉番号と本人確認をします。

自動車事故など第三者の行為による傷病も保険診療を受けることができます。ただし、その場合は必ず国民健康保険課に至急届け出てください。本来、このような場合の医療費は加害者が支払い義務を負うもので、国保が負担した医療費は、後日、加害者へ請求することになります。届出がないままに治療を受けたり示談をしたりすると、後でトラブルの原因になります。

手続きに必要なもの

- 保険証　●印かん　●事故証明書（後日でも可）

入院時の食事療養費

〈マイナンバー利用手続〉番号と本人確認をします。

入院中の食事にかかる費用は1食につき460円の自己負担が必要ですが、市民税非課税世帯の人は減額認定証の交付を受け、医療機関に提示することで1食につき210円になります。減額認定を受けてからの入院日数が過去1年間に90日を超えるときは、手続きをする事で91日目から1食につき160円になります。

手続きに必要なもの

- 保険証　●減額認定証
- 過去一年間に90日を超える入院が確認できる書類

葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭執行者に5万円が支給されます。

手続きに必要なもの

- 葬祭執行者を確認できるもの（会葬礼状または葬儀の領収書等）
- 葬祭執行者の本人確認ができるもの
- 印かん

保険料

国民健康保険の保険料のお知らせは、納付義務者である世帯主あてに送られます。

保険料は、加入者の所得や人数等に応じて計算します。

保険料の納め方

- **特別徴収**（年金からの天引き）

対象者 次の条件にすべて該当する世帯

- 加入者全員が65～74歳
- 世帯主が介護保険料特別徴収対象者
- 世帯主の年金の年額が18万円以上
- 国保と介護の保険料の合計額が特別徴収対象となる年金の支給額の1/2以下
- 保険料の口座振替を利用していない

- **普通徴収**（納付書または口座振替により納付）

対象者 特別徴収の事由に該当しない世帯

⇨特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳ドック受診助成は92ページへ。

後期高齢者医療制度

問年金医療課　☎21-0413

後期高齢者医療制度

宇治市が加入する京都府後期高齢者医療広域連合が運営を行います。届出や申請の受付などは市役所が行います。

対象者

75歳以上の人と、65歳以上75歳未満で一定の障害があると広域連合の認定を受けた人です。

加入するとき

75歳の誕生日当日からです。また65歳以上75歳未満で一定の障害があると広域連合の認定を受けた日です。

保険料

被保険者一人ひとりが、後期高齢者医療の保険料を納めます。
国保や会社の健康保険の扶養家族であった人も75歳になると保険料を負担することになります。

医療費の負担

医療機関での窓口負担は1割ですが、現役並み所得者は3割負担です。

このようなときは市役所に届け出をしてください。

●資格の取得と喪失の手続き

こんなとき	届け出に必要なもの	いつまで
京都府外から転入したとき	負担区分等証明書、印かん	14日以内に
京都府外へ転出するとき	保険証、印かん	14日以内に
京都府内で住所が変わったとき	保険証、印かん	14日以内に
死亡したとき	保険証、印かん	14日以内に
生活保護を受けるようになったとき	保険証、印かん	14日以内に
65歳をすぎて一定の障害のある状態になったとき（任意）	障害の程度が確認できる書類（国民年金〔障害年金〕の証書・身体障害者手帳等）	※一定程度の障害者になったとき

※一定程度の障害についてはお問い合わせください。

このようなときは市役所に届け出をしてください。

●医療費の払い戻しの手続き

こんなとき	申請に必要なもの
やむを得ず保険証を使わないで診療を受けたとき	保険証、印かん、診療内容明細書、領収書、預（貯）金通帳
海外で診療を受けたとき	保険証、印かん、診療内容明細書、領収明細書、パスポート、同意書、日本語翻訳文、預（貯）金通帳
骨折・脱臼などで、柔道整復師の施術を受けたとき	保険証、印かん、施術内容明細書、領収書、預（貯）金通帳
医師が必要と認めた、はり・灸・あんま・マッサージなどを受けたとき	保険証、印かん、施術内容明細書、医師の同意書、領収書、預（貯）金通帳
医師の指示によりコルセット等の治療用装具を購入したとき	保険証、印かん、医師の意見書・装具装着証明書、領収明細書、写真（靴型装具の場合のみ）、預（貯）金通帳

●その他の申請

移送費	移動が困難な重病人が緊急的にやむを得ず医師の指示により転院などの移送に費用がかかったとき、広域連合が必要と認めた場合に支給されます。
訪問看護療養費	医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合、費用の一部を支払うだけで、残りは広域連合が負担します。
葬祭費	被保険者が死亡した際、喪主に対して葬祭費を支給します。葬祭を行ったことが確認できる書類（葬祭執行者（喪主）の氏名が明記されているもの）と、喪主の口座番号、印かんを持って申請してください。

交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によってけがをした場合でも、届け出により保険証を使って診療を受けられます。

示談の前に必ず市役所に相談してください。

⇨健康診査・人間ドック受診助成は92ページへ。
⇨後期高齢者歯科健診は91ページへ。

健康

問 健康生きがい課 ☎20-8793 ／ 年金医療課 ☎21-0413 ／ 国民健康保険課 ☎20-8729

各種健(検)診

事前に市への申込みが必要な健(検)診があります。
対象者・場所・受診方法・実施期間などは市政だより・市ホームページ等でお知らせしますので、確認してください。

種類	対象者	自己負担額(円)	内容
特定健診・健康診査	※年度中に40歳以上	無料	身体計測　尿検査 理学的検査　血液検査
大腸がん検診	受診日に40歳以上	600	免疫便潜血検査
乳がん検診	受診日に40歳以上の女性(2年に1回)	1,600	マンモグラフィ検査・視診・触診
子宮頸がん検診	受診日に20歳以上の女性(2年に1回)	1,600	視診　内診　細胞診
前立腺がん検診	受診日に50歳以上の男性(2年に1回)	700	血液検査
肝炎ウイルス検診	年度中に40歳以上(過去に未受診の人)	700	血液検査
胃がん検診	受診日に40歳以上	1,400	胃部バリウム検査
肺がん検診	受診日に40歳以上	無料 (たんの検査者は容器代300円)	胸部レントゲン検査 たんの検査(必要者のみ)
結核健診	受診日に65歳以上	無料	胸部レントゲン検査
成人歯科健診	40歳・50歳・60歳・70歳	無料	口腔内診査
後期高齢者歯科健診	前年度75歳	無料	口腔内診査　嚥下機能検査

※加入健康保険等により受診方法等が変わります。

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

宇治病院
ケアプランセンター
訪問リハビリテーション
訪問看護ステーション
平成老人保健施設
福祉用具サービス
社会福祉法人 あじろぎ会
宇治市五ケ庄芝ノ東54-2
☎0774-32-6000(代表)
笠取ふれあい福祉センター
宇治市西笠取下荘川西7-2
☎075-573-2002
http://www.uji-hosp.or.jp/

おうばく鍼灸接骨院
JR黄檗駅より徒歩3分、京阪黄檗駅より徒歩5分

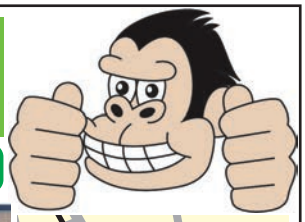

受付時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●	×
15:00～20:00	●	●	●	★	●	★	×

☆自費施術のみ(前日までに要予約)
※当院は予約優先制ですが、急な痛みが出た場合はすぐにご連絡ください!

〒611-0011　宇治市五ヶ庄平野43-1
TEL.0774-32-0104
おうばく鍼灸接骨院 検索 https://www.oubaku-sekkotsuin.com/

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者医療健康診査・特定保健指導

問 国民健康保険課・年金医療課

特定健診・健康診査

対象者

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している40歳以上の人（当該年度の3月31日時点）
※当該年度の人間ドック受診助成対象者を除きます。

検査内容

問診、身体計測、尿検査、血液検査等（必要者のみ貧血検査、心電図、眼底検査）

健診料金

無料

受診方法

健診実施期間中に協力医療機関を受診してください。詳しくは、5月頃の市政だよりに掲載します。

特定保健指導

国保特定健診を受けた結果、内臓脂肪の蓄積の程度と危険因子（高血圧・高血糖・脂質異常など）の数から、生活習慣の改善の必要性が高い人には、特定保健指導の案内をします。

特定保健指導では、今の健康状態を確認しながらその人にあった食生活や運動など、普段の生活習慣の改善方法について保健師や管理栄養士などがともに考え、よりよい健康管理や重大な生活習慣病の発症予防が図れるよう、その人の取り組みを支援します。ぜひご利用ください。

人間ドック・脳ドック受診助成

問 国民健康保険課・年金医療課

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している35歳以上の人（受診日時点）を対象に、人間ドック・脳ドック受診料の補助を実施します。詳しくは、4月頃の市政だよりに掲載します。
※ただし、後期高齢者医療制度に加入している人は、人間ドックのみとなります。

健康づくり講座（無料・予約制）

問 健康生きがい課

20歳以上の人を対象に、それぞれの年代に合わせた健康講座を行っています。

保健師や管理栄養士、健康運動指導士が、あなたにオススメの健康情報をお届けします。

会場や日時などの詳細は、開催1～2カ月前の市政だよりに掲載します。

対象	講座名
20～49歳（保育あり）	レディース講座
	体を動かすと心もスッキリ☆リフレッシュ講座
20～64歳（保育あり）	～燃焼系～からだの脂肪をリセット講座
	塩ヘル活チャレンジ30
	骨粗しょう症予防講座
40～64歳	今から始めるウォーキング講座
	気になる血糖まるわかり講座
65歳以上	プロから学ぶ65からの本格筋トレ～基礎編～
	プロから学ぶ65からの本格筋トレ～応用編～
	血圧を上げない適塩食講座

※講座名・講座内容は変わることがあります。

レディース講座

塩ヘル活チャレンジ30

ウォーキング講座

健康福祉

〈以下は広告スペースです〉

女性だけの30分健康体操
無料体験受付中
Curves カーブス

宇治木幡
宇治市木幡西中12
Tel.0774-31-5732
アルプラザ宇治東
宇治市蒐道平町28-1
Tel.0774-31-2732
カーブス平和堂 100BAN
宇治市広野町西裏100
Tel.0774-43-9100
アルプラザ醍醐
京都市伏見区醍醐高畑町1-37
Tel.075-573-0778

- 救命救急センター
- 地域がん診療連携拠点病院
- 地域周産期母子医療センター
- 地域災害拠点病院
- 地域医療支援病院
- DPC特定病院群

医療法人 徳洲会
宇治徳洲会病院
電話番号 0774-20-1111（代表）
住所 〒611-0041 京都府宇治市槇島町石橋145番
無料送迎バス ・近鉄小倉駅 ・近鉄大久保駅方面 ・伊勢田方面 ・宇治田原方面 ・JR黄檗駅方面 ・久御山方面 ・京阪宇治駅/JR宇治駅方面
運行時間・ルート等、ホームページをご確認ください

業務内容
オール電化施工
内装工事全般
給湯機・ふろ釜
浴室リフォーム
キッチンリフォーム
トイレリフォーム
化粧洗面台
バリアフリー
修理
水道
給湯
ガス
電気
排水（つまり）
水漏（防水）
タイル
什器の修理
どんな工事も自社でこなせる。だからアフターサービスも迅速で万全!!
あなたのリフォームをサポートします。

この イラストが目印です。
創業50余年の実績と信頼
有限会社 紀洲風呂
枚方市長尾家具町1-10-2
枚方市上水道指定店・ガス簡易内管施工店／大阪府知事許可（般-1）第122815号
TEL.072-856-2626
http://www.kishuburo.com へアクセス

出前講座（無料・予約制）

問 健康生きがい課

サークルや地域の集まりの場など、ご依頼があれば、保健師や管理栄養士が、健康のお話や体操などに伺います。詳しくは健康生きがい課にお問い合わせください。

成人健康相談（無料・予約制）

問 健康生きがい課

「健康診断結果の見方が知りたい」「食生活を見直したい」「ダイエットしたい」など、お悩みはありませんか？保健師や管理栄養士にお気軽にご相談ください。電話相談は随時しています。健康生きがい課までお問い合わせください。

相談内容	場所	日時
保健師または管理栄養士による健康相談 ※必要に応じて血圧や体脂肪等の測定、尿検査、血糖測定	うじ安心館5階 健康相談室 ※自宅訪問もあり	希望に応じて調整

健康展

問 健康生きがい課

毎回テーマを決めて、健康に関する展示や各種測定を実施しています。

場所 市民ギャラリーコーナー

日時 開催前に市政だよりでお知らせします。

献血

問 健康生きがい課

全国的に10～30代の献血者が減少しています。一人でも多くの方のご理解とご協力をお願いします。献血後、希望者には血液検査の結果が通知されます。

実施場所

実施日程・場所などは市政だよりでお知らせします。

対象者

	200ml献血	400ml献血
年齢※	男女とも16～69歳	男性：17～69歳 女性：18～69歳
体重	男性：45kg以上 女性：40kg以上	男女とも50kg以上
年間献血回数	男性：6回以内 女性：4回以内	男性：3回以内 女性：2回以内
献血の間隔	4週間後の同じ曜日から献血が可能	男性は12週間後、女性は16週間後の同じ曜日から献血が可能

※65歳以上の人の献血については、健康を考慮し、60～64歳の間に献血経験がある場合に限ります。

休日・夜間の急患診療

問 健康生きがい課

休日急病診療所

休日において緊急に医療を必要とする方を対象に応急的な診察を行います。

診療科目 内科、小児科、歯科

診療日 日曜、祝日、振替休日、年末年始（12月31日～1月3日、歯科のみ12月29日～）

受付時間

内科・小児科：9時半～11時半、13時～16時半
歯　　科：9時半～11時半、13時～14時半

診察時間

内科・小児科：10時～12時、13時～17時
歯　　科：10時～12時、13時～15時

場所 うじ安心館5階　（市役所向かい）

問い合わせ ☎39-9430

※流行している感染症の状況等により、受付時間や診療科目などを変更する可能性があります。受診の前に、電話で問い合わせてください。

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

えんどう整骨院
ENDO Seikotsuin

ご予約優先	月	火	水	木	金	土	日
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●	／
16:00～20:00	●	●	★	●	●	★	／

★…完全予約制

京都大学宇治キャンパス前
JR「黄檗駅」より徒歩約4分
京阪「黄檗駅」より徒歩約5分

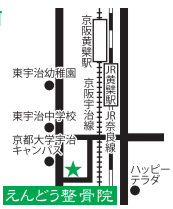

P 有り

ご予約お問合せは ☎0774-26-8622
宇治市五ケ庄平野57-30
えんどう整骨院　宇治　検索　https://endoseikotsu.com/

NAVIS
福祉用具（販売・修理・製作・改造）
有限会社ネイビス
TEL：0774-23-8455
FAX：0774-23-8407
〒611-0021 京都府宇治市宇治戸ノ内55番地1
URL：https://navis-kyoto.com
Mail：n.support@navis-kyoto.com

一般社団法人
京都微生物研究所
臨床検査事業・環境衛生事業（水質、食品）
健康診断事業・公衆衛生事業
付属診療所 健診科目
【健康診断】国保加入者・社保加入者 健康診断、定期健康診断、その他
【がん検診】胃がん・肺がん・大腸がんなど各種
【婦人科検診】乳がん（マンモグラフィ）、子宮がん
京都市山科区川田御出町3-4 TEL（075）593-1441代表
付属診療所 TEL（075）593-1443
https://kml.kyoto

小児救急医療機関

小児科専門医が休日や夜間に小児救急患者を診察します。

希望する人はまず、電話にて各病院にお問い合わせください。

- **京都きづ川病院（城陽市）（☎54-1111）**
  日曜・祝日の◷9時～18時

- **宇治徳洲会病院（☎20-1111）**
  365日24時間
- **田辺中央病院（京田辺市）（☎63-1111）**
  365日24時間
- **男山病院（八幡市）（☎075-983-0001）**
  平日金曜の◷18時～翌朝8時

小児救急電話相談

休日・夜間の子どもの急な病気に医療機関を受診した方が良いかどうか、看護師または小児科医に電話で相談できます。

相談時間 年中無休 ◷19時～翌朝8時
（土曜（祝日・年末年始を除く）は15時～）

電話番号 ＃8000
（繋がらない場合、☎075-661-5596）

歯科サービスセンター

問☎39-9430

一般の歯科診療所では診察が困難な心身障害児・者を対象に歯科診療を行います。

診療日時 毎週水曜◷13時半～15時半（予約制）

場所 うじ安心館5階　（市役所向かい）

対象者 市内にお住いの身体障害者手帳、療育手帳または特別児童扶養手当証書の交付を受けている人

高齢者福祉

問 健康生きがい課 ☎20-8793
年金医療課 ☎21-0413

認知症施策

問 健康生きがい課

教室名等	内容
認知症あんしんサポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する市民を養成します。
認知症家族支援プログラム	認知症の人を介護している介護者家族に対し、専門家の講義等により認知症の理解を促進し、仲間づくりを行って、心身ともに介護負担の軽減を目指します。（年6回）
認知症家族支援プログラムOB会	認知症の人を介護している介護者家族に対し、仲間づくりを行い、交流を通じて心身ともに継続して介護負担の軽減を目指します。（年12回）
認知症初期集中支援チーム	認知症の心配がある方に対し、専門職が訪問し、必要な支援のサポートします。
れもんカフェ（認知症対応型カフェ）	地域の人や認知症の人等が集う居場所、社会参加できる場、生きがいづくり、ピアサポートの場として実施します。（年36回以上）
宇治市高齢者等SOSネットワーク	認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録いただくことで、行方不明になられた場合に、すみやかに関係機関と連携・情報共有し、早期に発見保護することを目的とした取り組みです。 **対象者** 市在住で認知症等により行方不明になるおそれのある65歳以上の人、または認知症の診断を受けた64歳以下の人 **登録期間** 3年度間

〈以下は広告スペースです〉

介護予防事業

問 健康生きがい課

教室名等	内容
介護予防把握事業	閉じこもり等支援を要する人を早期に把握し、地域包括支援センター、各種介護予防事業につなげる
パワリハトレーニング教室	高齢者向けトレーニング機器等を使った運動の実施（週2回3カ月）
スロートレーニング教室	全身のバランスや持久力向上等を目的とした運動の実施（週1回6カ月）
スロートレーニング教室（ミックス）	運動による全身のバランスや持久力向上に加え、栄養や口腔、認知機能の向上を目指した複合型教室の実施（2週1回6カ月）
はつらつトレーニング教室	心身の健康を保つために運動・栄養・口腔・認知機能の向上及び仲間づくりを目指した複合型教室の実施（週1回6カ月）
あたまイキイキ教室	認知症や高齢期の健康管理について学び、介護予防に向けた活動が広く実施されることを目的とした教室の実施（週1回6カ月）
脳活性化教室	レクレーションや体操等参加者同士の交流を通じて脳の活性化を促す教室
セルフパワリハ	高齢者向けトレーニング機器を使った運動の実施
B型リハビリ教室	閉じこもり予防のための教室を小学校区ごとに毎週開催
ボランティア研修会	介護予防事業の参加者を支援するボランティアのための研修会を実施

老人福祉医療費支給制度

問 年金医療課

65歳以上70歳未満で所得要件などの基準を満たしている人が、医療機関などを受診した場合の保険診療の自己負担額の一部を助成する制度です。

対象者

65歳から69歳の健康保険に加入している所得税非課税世帯の人。

※ただし、後期高齢者医療制度・他の福祉医療制度・生活保護を受けている人を除きます。

申請に必要なもの

- 保険証　●印かん
- 他市町村からの転入の場合、本人のほか転入の扶養義務者の住民税（非）課税証明書（所得控除・扶養状況などのわかるもの）

※転入の時期により、必要となる証明書の年度が異なりますのでご注意ください。

その他（医療費給付について）

受給者証を交付された人は、京都府内の医療機関などで保険証と受給者証を提示することで医療機関などの窓口で助成を受けられますが、京都府外の医療機関などの場合は、いったん通常の自己負担金を支払った後、領収書を添付のうえ、支給申請書を年金医療課窓口に提出されると、助成金の給付が受けられます。必要書類は、お問い合わせください。

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

KYOTO COOP 京都生協の夕食サポート
月曜～金曜の毎日お届け

綾錦 あやにしき
1食あたり税込676円（本体）
本体3,380円（税込3,650円）

お弁当コース
1食あたり税込544円（本体）
本体2,720円（税込2,937円）

おかず（小）コース
1食あたり税込500円（本体）
本体2,500円（税込2,700円）
新メニュー!!
※写真は全てイメージです。

おかずコース
1食あたり税込586円（本体）
本体2,930円（税込3,164円）

好評お届け中
週4日からお届け出来ます。5日分（月～金）が1セットです。
簡単な手続きでご利用できます
※1日のみの利用はできません。※祝日などの配達はございません。
一部お届けできない地域もあります。あらかじめご了承ください。
※お気軽にお問い合わせ下さい。※2020年5月現在の価格です。

お問い合わせ お申し込みは 組合員コールセンター
0120-11-2800
受付時間 月～金曜/朝8:45～夜9:00
土曜/朝9:00～夕方5:30（日曜休み）

指圧マッサージ・はり
阿麻施術所（あま）
出張施術もご相談下さい

月曜～金曜
14:00～17:00
土曜日
9:00～12:00
（第1第3のみ）
休　日
日曜日、祝日

ご予約 TEL.0774-51-5474
宇治市五ケ庄大林8-15
阿麻施術所 検索
P有り
https://massage-ama.jimdofree.com

重度心身障害老人健康管理事業　問 年金医療課

後期高齢者医療被保険者で、一定以上の障害がある人が、医療機関などを受診した場合の保険診療の自己負担額を助成する制度です。

対象者

一定以上の障害がある後期高齢者医療被保険者（所得制限あり）。
※ただし、生活保護法を受けている人を除きます。

対象となる障害

- 身体障害者手帳　1級・2級・3級（3級は療育手帳保持者のみ）
- 療育手帳　A・B

申請に必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証　●印かん
- 他市町村からの転入の場合、本人のほか転入の扶養義務者の住民税（非）課税証明書（所得控除・扶養状況などのわかるもの）

※転入の時期により、必要となる証明書の年度が異なりますのでご注意ください。

- 身体障害者手帳または療育手帳

その他（医療費給付について）

対象者証を交付された人は、京都府内の医療機関などを受診した場合、対象者証を提示することで医療機関などの窓口で助成を受けられますが、京都府外の医療機関などの場合は、いったん通常の自己負担金を支払った後、領収書を添付のうえ、支給申請書を年金医療課窓口に提出されると、助成金の給付が受けられます。必要書類は、お問い合わせください。

高齢者予防接種費用助成　問 健康生きがい課

高齢者のインフルエンザや肺炎の発病予防や重症化予防のための予防接種です。

高齢者等インフルエンザ予防接種

対象　接種日に満65歳以上の人※

実施時期　実施日程については市政だより及び市ホームページ等でお知らせします。

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

対象者

年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人のうち、過去に23価の肺炎球菌ワクチンを接種したことのない人※

実施時期　対象年度の4月1日から3月31日まで

※接種費用を免除する制度がありますので、申し込み方法等については健康生きがい課へお問い合わせください。又、満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓または呼吸器の機能障害で極度に日常生活が制限されている人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に介助なしでは日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人も対象となります。該当する人は申請が必要ですので、かかりつけ医に確認後、健康生きがい課へお問い合わせください。

高齢者の在宅生活の支援　問 健康生きがい課

安心して在宅生活を送るためのサービス

※すべて宇治市民の人が対象になります。詳しくは健康生きがい課へお問い合わせください。

●要介護者等の住宅改造費の助成

要介護者等の住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成します。

対象者

介護保険の認定を受け、市内に所在する住宅に居住する人

●介護予防安心住まい推進事業

住宅の改修工事に要した費用の一部を助成します。

対象者

- 65歳以上の市民税非課税世帯の人
- 介護保険の認定を受けていない人（認定申請中の人は対象外）
- 対象となる高齢者が居住している住宅が市内にある人
- チェックリストにおいて運動器の機能低下が見られ、近い将来、介護保険の認定を受けるおそれがあると認められる人

●建築士による住宅改修相談

1級建築士が訪問し、住宅を改修するためのアドバイスを行います。相談料は無料です。

対象者　介護保険の認定を受け、市内に住宅がある人

日時　毎月1回定例日を設けて実施（第3火曜日）

●家具等転倒防止金具等購入費の助成

災害時における家具等の転倒防止金具等を設置する費用を助成します。

対象者　65歳以上で市民税非課税世帯の人

●火災警報器の給付

火災警報器の給付を行います。

対象者

満65歳以上の一人暮らしで、市民税非課税の人

●日常生活用具の給付

電磁調理器や自動消火器の給付を行います。

対象者

在宅の満65歳以上の一人暮らしで市民税非課税の人

●緊急通報装置（シルバーホン）の設置

緊急事態が起こった場合に、ボタンひとつ押すだけで消防本部に連絡がとれる緊急通報装置を貸与、設置します。

対象者

65歳以上で、一人暮らしの高齢者または65歳以上で未成年者、重度の心身障害者、ねたきりの配偶者と同居している人

※所得税課税者は自己負担で使用することが可能です。ご相談ください。

●**老人福祉電話の設置**

低所得の一人暮らしの高齢者または高齢者世帯で、電話によって安否確認や各種相談を行う必要のある人に、福祉電話を貸与、設置します。設置した人には、毎月の基本料を助成します。

対象者

所得税非課税のおおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者世帯で現に電話のない人

●**在宅ねたきり者へのリサイクル福祉用具の貸与**

市民等からリサイクル用に寄付された福祉用具を有効活用するため、特殊寝台、車いすなどを貸与します。

対象者

40歳以上で、疾病、負傷等により家庭においてねたきりの状態にある人またはこれに準ずる状態にある人

在宅で介護されている方へのサービス

※すべて宇治市民の人が対象になります。詳しくは健康生きがい課へお問い合わせください。

●**認知症等高齢者家族介護者へのGPS機器の貸与**

位置探索ができる機器を貸与します。機器利用にかかる月額利用料金や位置情報検索にかかる料金を助成します。

対象者

40歳以上で、認知症などの理由により、行方不明になるおそれのある人の家族

●**介護者のリフレッシュ**

介護者が日常の介護から一時的に離れ、身体的・精神的にリフレッシュしていただけるよう、交流会をはじめとする文化教養行事等を開催します。

対象者

介護保険の認定を受けた人を在宅で介護している家族等

●**紙おむつ等の給付**

紙おむつ等の給付を行います。

対象者

在宅で生活している要介護4・5で市民税非課税の人を介護している家族で、本人を控除対象配偶者または扶養親族とする人が市民税非課税であることが必要です

●**家族介護慰労金の支給**

要介護4・5で低所得世帯の要介護高齢者等を介護保険のサービスを利用せずに(10日以内のショートステイを除く)1年間在宅で介護している主たる介護者1人に年1回、介護慰労金10万円をお渡しします。(該当すると思われる人には、市より、申請に関する案内を送付しています。)

●**障害者控除対象者認定書の発行**

寝たきりや認知症の高齢者に対して、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や市、府民税の申告時に本人またはその扶養者が障害者控除の適用を受けることができます。ただしすでに身体障害者手帳などで控除を受けている人、非課税で申告する必要のない人は対象になりません。

●**介護知識・技術習得教室**

介護者の適切な介護知識・技術等の習得を目的とした教室等を開催します。

対象者

介護保険の認定を受けた人を在宅で介護している家族等(介護者または要介護者が市民)

健康・生きがいづくりのためのサービス

※すべて宇治市民の人が対象になります。詳しくは健康生きがい課へお問い合わせください。

●**老人園芸ひろば**

満60歳以上の人を対象に、約10㎡(1区画)の土地を2年間貸与し、園芸を楽しんでいただきます。利用されるにあたり、協力金を納めていただきます。
募集については、市政だよりでお知らせします。

●**老人運動ひろば**

ゲートボールやグラウンド・ゴルフ等のひろばを開設しています。現在市内に1カ所(新成田)あり、利用できる人は60歳以上の人です。

●**浴室・デイルームの開放**

高齢者の憩いの場として、地域福祉センターなどの浴室・デイルーム・娯楽室を無料で開放します。

対象者 60歳以上の人

開放時間 娯楽室・デイルーム 9時～17時
浴室 13時～15時

※平盛デイホームのみ浴室開放時間9時半～11時半

●**敬老月間**

9月を「敬老月間」と位置づけ下記事業を実施します。多年にわたり社会に貢献されてきた高齢者に対し、長寿をお祝いし、感謝の意を伝えることを目的としています。

関連事業 高齢者宅への市長表敬訪問
高齢者アカデミーの開校等

●**喜老会(老人クラブ)**

おおむね60歳以上の人による老人クラブです。心と体の健康活動、互いに支え合う友愛活動、地域での奉仕活動を通して、明るく楽しいまちづくりを進めています。詳しくは宇治市連合喜老会(☎24-0187)へお問い合わせください。

●**高齢者アカデミー**

京都文教大学・京都文教短期大学にて、現役の大学生とともに科目の履修等ができる高齢者アカデミーを開校しています。(受講料は一部受講者負担)

対象者

- 65歳以上の人
- 2年間(1年＝春期・秋期)を継続して受講できる人

次ページへ続く

●**宇治市シルバー人材センター**

高齢者の知識・経験・技能を社会に活かすため、会員に合った仕事を提供し生きがいづくりの充実を目指します。

依頼内容

家具の移動・運び出し、家事補助、植木の剪定、草刈り、大工仕事、掃除など

詳しくは、シルバー人材センター(☎20-1734)へお問い合わせください。

●**宇治市老人福祉センターサークル協議会(U・S・K)**

宇治市総合福祉会館で活動する各サークルの自主活動の向上と緊密な連携を図り、広く社会福祉への貢献と学習活動の交流を深めることを目的としたサークルです。詳しくは宇治市社会福祉協議会事務局(☎22-5650)へお問い合わせください。

●**宇治源輝人(うじげんきびと)講座**

いつまでも元気ではつらつと輝く人生を送るためのヒントを学ぶ講座です。

こんな人におすすめ

- 超高齢社会での生き方に関心がある
- 健康長寿を目指している
- 住み慣れた地域で活躍したい

地域包括支援センター情報

問 健康生きがい課

地域包括支援センターは、宇治市が設置する高齢者総合相談窓口です。高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で健やかに安心して生活をしていけるよう、介護、福祉、健康、医療などのご相談に応じています。

主任ケアマネジャー、保健師・看護師、社会福祉士などの専門職が連携してみなさんの生活を支えています。

名称	住所	電話番号
東宇治北地域包括支援センター	木幡金草原43「ハーモニーこはた」内	33-8270
東宇治南地域包括支援センター	五ケ庄折坂5-149「東宇治地域福祉センター」内	38-1250
南部・三室戸地域包括支援センター	菟道岡谷16-3「宇治明星園」内	23-6115
中宇治地域包括支援センター	宇治琵琶1-3「宇治市福祉サービス公社中宇治事業所」内	28-3180
槇島地域包括支援センター	槇島町郡50-1「宇治さわらび園」内	21-6605
北宇治地域包括支援センター	小倉町西畑1-4「小倉デイサービスセンター」内	21-8123
西宇治地域包括支援センター	小倉町山際63-1「西小倉地域福祉センター」内	28-6180
南宇治地域包括支援センター	大久保町平盛91-3「平盛デイサービスセンター」内	45-1544

〈以下は広告スペースです〉

高齢者複合福祉施設
社会福祉法人一竹会
宇治さわらび園
悠久の地にゆったりとたたずむ

ケアハウス さわらび
特別養護老人ホーム
ショートステイ
デイサービスセンター
ホームヘルパーステーション
宇治市槇島町郡 50-1
TEL.0774-21-6603 FAX.0774-21-6860
槇島地域包括支援センター
TEL.0774-21-6605
居宅介護支援事業所 TEL.0774-21-6247
https://www.i-sawarabi.or.jp/

働く喜び見つけませんか?
お気軽にお問い合わせ下さい。
◆家事援助
◆簡単な大工仕事
◆駐車（輪）場管理
◆植木剪定
◆除草
◆筆耕
◆チラシ配布 など
市内在中 60 歳以上の方、お気軽にお問い合わせ下さい。
(公社)宇治市シルバー人材センター
宇治市宇治東内36-5
☎0774-20-1734 FAX0774-20-0580

介護用品店
たまるや
福祉用具貸与
介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売
特定介護予防福祉用具販売
高齢者住宅改修
お部屋の整理
■事業所番号2670901129
京都市伏見区久我東町210番地-A-4号
TEL.075-933-1788
FAX.075-925-7990
E-mail:fukushi-tamaruya@bird.ocn.ne.jp

介護保険

問介護保険課　☎20-8731

介護保険のしくみ・介護保険に加入する人

介護保険制度とは、40歳以上の人が加入者（被保険者）となり介護が必要になったときには、安心して介護サービスを利用できるしくみです。介護サービスが必要になったとき、利用者の負担割合（1～3割）に応じてサービスを利用することができます。利用料の保険給付分（9～7割）は保険料と公費負担（税金）から支払われます。

加入対象者

●**第1号被保険者**（65歳以上の人）
介護や支援が必要であると認定を受けた人は、介護保険のサービスが利用できます。

●**第2号被保険者**（40～64歳の人で医療保険に加入している人）
加齢が原因とされる特定の病気（特定疾病）により、介護や支援が必要であると認定を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスが利用できます。

介護サービス利用の手順

●**要介護・要支援認定を受ける場合**
サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

認定の申請

市の窓口に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの
●要介護・要支援認定申請書（市にあります）
●介護保険被保険者証
●医療保険被保険者証（65歳未満の第2号被保険者の場合）

申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。

↓

要介護認定

訪問調査
認定調査員が本人を訪問し心身の状態など調査します。

主治医の意見書
市の依頼により主治医が意見書を作成します。

→ 認定審査
医療・保健・福祉の専門家による介護認定審査会で審査します。

↓

認定結果

要介護5　要介護4　要介護3　要介護2　要介護1　要支援2　要支援1　非該当

「要介護」の人は「介護サービス」を、「要支援」の人は「介護予防サービス」を受けられます。

介護サービス（介護給付）
↓
居宅介護支援事業所に依頼

介護予防サービス（予防給付）
↓
地域包括支援センターに依頼

介護保険のサービスは利用できませんが、65歳以上の人は一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

●**介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合**
地域包括支援センターや市の窓口で基本チェックリストを受けましょう。その結果、日常生活に必要な機能や社会との関わりといった「生活機能」の低下がみられた場合、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と認定され「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。
サービスの内容は、訪問型サービスと通所型サービスがあります。

次ページへ続く

介護保険で利用できるサービス

次のサービスが利用できます。自分が受けられるサービスの上限などをよく確認して上手に利用しましょう。

居宅サービス

要介護1～5	要支援1・2
●通所して利用する	
通所介護（デイサービス）	通所型サービス
通所リハビリテーション（デイケア）	介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
●訪問を受けて利用する	
訪問介護（ホームヘルプ）	訪問型サービス
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
訪問看護	介護予防訪問看護
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
●在宅での暮らしを支える	
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具購入（販売）	特定介護予防福祉用具購入（販売）
住宅改修費支給	介護予防住宅改修費支給
●短期間入所する	
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
●有料老人ホームなど（施設サービスを除く）	
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護

施設サービス

要支援1・2の人は利用できません
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ※原則、要介護3以上の人が利用できます
介護老人保健施設（老人保健施設）
介護療養型医療施設（療養病床など）
介護医療院

地域密着型サービス

要介護1～5	要支援1・2
小規模多機能型居宅介護	要支援1・2の人は利用できません
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ※要支援1の人は利用できません
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要支援1・2の人は利用できません ※原則、要介護3以上の人が利用できます
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要支援1・2の人は利用できません
看護小規模多機能型居宅介護	要支援1・2の人は利用できません
地域密着型通所介護	要支援1・2の人は利用できません

〈以下は広告スペースです〉

24時間365日
あなたの「安心」をサポートします
LAHAINA
ラハイナ訪問看護ステーション
TEL.0774-51-4502 FAX.0774-32-5444
宇治市木幡南端５４番地の４
E-mail. lahaina.kango@kcn.jp
「困ったときはお互い様」の精神で、制度では行き届かないところの手助けをさせて頂きます。
全国訪問ボランティアナースの会
キャンナス宇治
TEL.090-1485-0817

社会福祉法人 悠仁福祉会
京都認知症総合センター
～私たちは利用者様が悠々と心穏やかに、ゆったりと過ごしていただけるように尊敬と思いやりの心をもって支援します。～

ホームページはこちら
〒611-0021 京都府宇治市宇治里尻36番35
特別養護老人ホームヴィラ鳳凰・ケアハウスやまぶき
デイサービスセンターヴィラ鳳凰
TEL:0774-25-2577 FAX:0774-25-2788
京都認知症総合センタークリニック
TEL:0774-25-1110 FAX:0774-25-1108
～心がかよう、心が安らぐ、環境づくり～
武田病院グループ
●JR奈良線「宇治駅」から徒歩3分
●京阪宇治線「宇治駅」から徒歩10分

むかいじま健幸ステーション
まちの保健室
出会える みつかる やさしさ・笑顔・安心感
We Smile For Smile
株式会社 健幸プラス
事業所番号 2660990389／事業所番号 26A0901007
看 訪問看護 リハビリサービス
支 支え合い型 ヘルプサービス
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地19
TEL.075-644-5500
玄関まで届く 安心のおいしさ 健幸弁当
produced by Kenko plus
TEL 075-603-3345 京都市伏見区向島四ツ谷池14番地19
健幸プラス 検索

障害者福祉

問障害福祉課　☎21-0419

手帳

身体障害者手帳

身体の機能障害の種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

申請に必要なもの

- 申請書
- 印かん
- 指定医師の身体障害者診断書・意見書
- 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

療育手帳

知的な障害があり、府の機関(児童相談所または家庭支援総合センターにおいて判定を受けた人)で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。

申請に必要なもの

- 申請書
- 印かん
- 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

申請に必要なもの

- 申請書
- 印かん
- 診断書または障害年金証書
- 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

手帳交付後の変更届について

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 障害程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- 手帳を紛失、破損したとき
- 本人が死亡したとき

自立支援医療

更生医療

身体障害者手帳を持つ18歳以上の人が、手帳に記載の障害を軽減したり取り除くために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の自己負担が1割に軽減されます。

対象者

肢体、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫機能に障害があり、判定により治療が必要な人

育成医療

身体に障害、もしくは将来障害になり得る疾ぺいがある18歳未満の児童に対し、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療を指定医療機関で受ける場合に医療費の自己負担が1割に軽減されます。

対象者

肢体、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫機能等に障害があり、治療によって確実に効果が期待できる人

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

精神通院

精神疾患(「てんかん」を含む)の通院治療を受ける場合は、医療費の自己負担が1割に軽減されます。デイケアや訪問看護、院外処方による調剤薬局での薬代についても適用されます。〈有効期間は1年〉

対象者

精神疾患により、継続的に通院治療を必要とされる人

各種手当・助成・減免

特別障害者手当

対象者

著しく重度の身体、知的または精神に障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人

※このほかにも所得制限などがあります。

障害児福祉手当

対象者

重度の身体、知的または精神障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人

※このほかにも所得制限などがあります。

特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障害のある20歳未満のお子さんを家庭で養育監護している人に支給されます。

対象者の例

- 療育手帳A及び療育手帳Bの一部(中程度以上の発達障害)
- 統合失調症等により日常生活に著しい制限が必要な人
- おおむね身体障害者手帳3級以上(ただし、内部疾患を除く)
- 長期にわたる安静を必要とする程度の状態である人

※このほかにも所得制限などがあります。

補装具の給付

身体上の障害を補うための用具(補装具)の購入・修理のための費用の支給を行っています。

対象者

身体障害者または難病等の人で、かつ判定等により補装具が必要と認められる人

補装具の種類の例

- 義肢・装具
- 車椅子
- 補聴器
- 眼鏡
- 視覚障害者安全つえ等

重度心身障害者に対する福祉医療費支給制度

問 年金医療課 ☎21-0413 FAX21-0406
✉nenkiniryo@city.uji.kyoto.jp

一定以上の障害がある人が医療機関などを受診した場合の保険診療の自己負担額を助成する制度です。

対象者

身体障害者手帳1級、2級、3級(3級は療育手帳保持者のみ)または療育手帳A、Bの交付を受けている人(年齢制限、所得制限あり)。

日常生活用具の給付

重度障害者の日常生活がより円滑に行われるよう用具の給付を行っています。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人、または難病等の人(品目ごとに障害名および程度に制限があります。)

日常生活用具の種類の例

- 特殊寝台
- 特殊マット
- 入浴補助用具
- 移動・移乗支援用具
- 電気式たん吸引器
- 聴覚障害者用通信装置
- 頭部保護帽
- 透析液加温器
- パルスオキシメーター
- 拡大読書器
- 人工喉頭
- 紙おむつ
- ストーマ用装具等
- 人工鼻

〈以下は広告スペースです〉

\DO DESIGN DIVERSE/ DOHO

多機能型 障害福祉サービス事業所
社会福祉法人 同胞会 DOHO グループ

本部(代表) ☎0774-20-6760
宇治市伊勢田町毛語 144-1
受付 9時-17時

どうほうの家

宇治市小倉町西山44-4
☎0774-20-4080

イサク事業所

宇治市伊勢田町毛語149-4
☎0774-21-0139

コヘレト事業所・本部

宇治市伊勢田町毛語144-1
☎0774-20-6760

ベテル事業所

宇治市伊勢田町若林61-1
☎0774-20-0967

Noa-cube

宇治市伊勢田町南山49-2-1
☎0774-24-1092

コヘレト農園

宇治市と宇治田原で様々な農作物を育てています。

カフェ Rigoletto

野菜たっぷりランチが人気のカフェ。ケーキお弁当・惣菜も販売。

野菜直売所 Rigo マルシェ

農園の野菜やお米の他、手作りパン、焼菓子、雑貨を販売。

住宅改修費の助成

住環境の改修（範囲限定）を行う場合は、改修に要する額の一部（改修の内容や障害程度、介護保険の利用により限度額100,000円～300,000円）を助成します。
※市民税課税世帯は自己負担5%

対象者

下肢・体幹または運動機能障害（移動機能障害）のある身体障害者手帳（1級・2級・3級）の所持者（特殊便器については療育A）

改修の範囲

- 手すりの取り付け　●床段差の解消
- 滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更
- 引き戸等への扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器へ取り替え
- その他、これらの住宅改修に附帯して必要となる住宅改修
- リスト　●エレベーター　●特殊便器

有料道路の通行料金の割引

障害者が自ら運転する場合、または介護者が運転し障害者が同乗する場合に、有料道路の通行料金が割引されます。

対象者

- 障害者自らが運転する場合
  身体障害者手帳を持っている人
- 介護者が運転する場合
  身体障害者手帳（各等級の第1種）または療育手帳（A）を所持する障害者を同乗させている人

自動車運転免許取得費の助成

身体障害者が自動車運転免許（第一種普通免許）を取得するための教習を受けた場合は、運転免許取得に要した教習費用の2/3（限度額100,000円）を助成します。

対象者

身体障害者手帳の所持者で、運転免許の交付を受けた人
※この他、所得制限などがあります。

自動車改造費助成

身体障害者が所有する自動車を自動車運転免許証に付された免許の条件に基づく改造をする場合は、その改造に要する経費（限度額100,000円）を助成します。

対象者　次のすべての要件を満たす人

- 障害の程度が上肢・体幹機能障害（1～3級）、下肢機能障害（1～4級）の人
- 自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある人

※この他、所得制限などがあります。

ＮＨＫ放送受信料の減免

障害者手帳を持っている人がいる世帯で次に該当する場合に、ＮＨＫ放送受信料が全額免除または、半額免除されます。

全額免除対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人の世帯全員が、市府民税非課税の場合

半額免除対象者

- 身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者が世帯主で契約者の場合
- 重度の身体障害者手帳（1級・2級）療育手帳（A）精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持する人が世帯主で契約者の場合

次ページへ続く

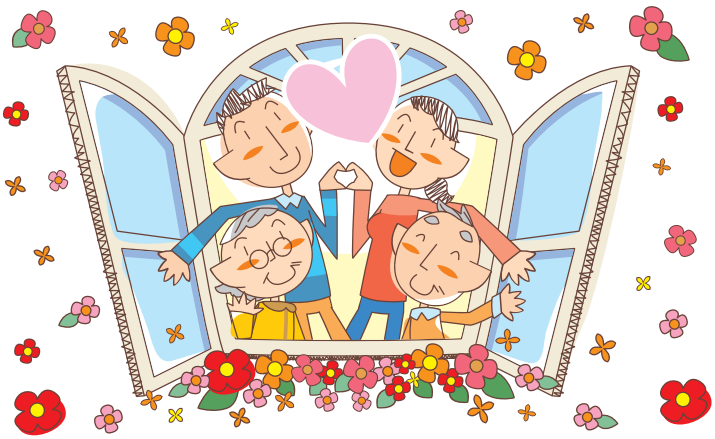

障害福祉サービス

介護給付費

居宅介護、短期入所、施設入所支援など

訓練等給付費

障害者の自立した日常生活、社会生活又は就労に向けた自立訓練、就労継続支援、就労移行支援などのサービスです。

サービスの種類	内容
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	一定期間、身体機能又は生活能力の向上の訓練を行う
就労移行支援	一般企業等への就労希望者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行う
就労継続支援（A型=雇用型、B型）	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

障害児通所支援

身近な地域で、専門施設へ通所する障害児に対して療育的支援を行うサービスです。

対象者　発達障害を含む障害児または難病等の児童

サービスの種類	内容
児童発達支援	日常生活における基本動作や集団生活への適応訓練などの療育を行う
医療型児童発達支援	児童発達支援に加えて医療的ケアを行う
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や長期休暇時に生活能力の向上のための訓練等を行う
保育所等訪問支援	保育所等へ訪問支援員が出向き、障害児が集団生活へ適応できるよう支援を行う
居宅型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活の基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行う

地域生活支援事業

日中一時支援

日中における活動の場を確保することによる、家族の就労支援もしくは日常的に介護している人の一時的な休息のための支援

移動支援

社会参加等を目的とした外出の際の移動の支援

身体障害者訪問入浴サービス

在宅の身体障害者の人に、浴槽を持参して入浴のサービスを提供します。

対象者　重度の身体上の障害のため入浴が困難な人

自己負担　1回 250円

※世帯の所得に応じて負担額が設定されます。

〈以下は広告スペースです〉

生活支援・生活保護

問生活支援課　☎20-8760

生活保護制度

生活保護は、病気、事故、失業やその他の理由で生活に困っている人に、程度に応じて、最低限度の生活を保障し、再び自立できるよう援助する制度です。

保護には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助があります。

詳しくは、生活支援課までお問い合わせください。

生活困窮者自立支援制度

生活や仕事などでお困りの方に対する相談窓口として「生活困窮者自立支援制度相談窓口」を開設しています。

相談員が、あなたの悩みに寄り添って、どうしたら良いか、一緒に考えていきます。お気軽にご相談ください。

また、就労に向けた支援や住居確保給付金の支給、学習支援等も行っています。

事業内容

- 自立相談支援事業
- 住居確保給付金の支給
- 就労準備支援事業
- 家計改善支援事業
- 学習支援事業
- 一時生活支援事業

詳しくは、生活支援課までお問い合わせください。

社会福祉

問地域福祉課　☎20-8730

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは法に基づき設置された地域のボランティアです。市では厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員が、福祉に関する生活上の相談や困りごとを解決するため、関係機関との「つなぎ役」として活動しています。相談などで知った情報を守ること（守秘義務）が法律で定められています。お住まいの地域の担当委員は地域福祉課までお問い合わせください。

日本赤十字社京都府支部宇治市地区

日本赤十字社京都府支部宇治市地区では、活動資金・義援金の募集を行っております。

「活動資金」は、
①国内外の災害や紛争の救援活動
②救急法の講習や奉仕団の育成
③病院の運営
④献血等の血液事業
に活用されます。

「義援金」は、
被災地の方々へ全額届けられます。
皆様のご協力をお願いします。

〈以下は広告スペースです〉

公衆衛生の豆知識

出典：首相官邸ホームページ「ほかの人にうつさないために」
（https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html）より加工・編集して作成

咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。
対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ２mとされています）が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。

3つの咳エチケット　電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

マスクを着用する（口・鼻を覆う）　ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う　袖で口・鼻を覆う　何もせずに咳やくしゃみをする　咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用

1. 鼻と口の両方を確実に覆う
2. ゴムひもを耳にかける
3. 隙間がないよう鼻まで覆う

〈以下は広告スペースです〉

KYOTO COOP
京都生協の個人宅配
食料品・日用品・ベビー用品など玄関先までお届けしています。
個人宅配お試しキャンペーン実施中

お試し8週間は個配手数料
無料0円
（通常個配手数料198円(税抜)のところ）
※1新しく京都生協の個配をお試しされる方に限ります。
※上記1以外の方で個配お試し利用の方は個配手数料95円(税込105円)となります

子育てサポート割引

お子さんの年齢	割引後個配手数料
妊娠中～満2歳まで	0円
満2歳～満6歳まで	95円（税込105円）

15,000円（税抜）以上ご利用の場合は手数料が0円になります。
※お誕生日の翌月までが対象になります。※詳しくはお問い合せください。　※2021年2月現在

【資料請求・お問い合わせ】組合員コールセンター
0120-11-2800
受付時間:月曜～金曜:朝8:45～夜9:00/土曜:朝9:00～夕方5:30（日曜休み）
京都生活協同組合　検索
右記コードからもアクセスできます➡
京都市南区吉祥院石原上川原町1-2

妊娠

問保健推進課　☎20-8728

母子健康手帳

対象 妊娠した人

内容

妊娠された場合は、できるだけ早期に届け出てください。保健師等による面談後、母子健康手帳と妊婦健康診査受診券等を交付します。

手続きに必要なもの

妊娠届出書（受診医療機関で発行）、「個人番号カード」または「通知カードと身元確認できる証明書（運転免許証等）」

妊婦面談事業

母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行います。妊娠中の過ごし方や事業等の紹介、様々な疑問や不安等の相談にお答えし、各ご家庭の状況に合わせて安心して出産を迎え、子育てができるよう支援していきます。

対象 宇治市に住民票のある妊婦

実施場所 宇治市役所　2階　保健推進課

※面談には時間を要しますので、時間の余裕をもってお越しください。

妊婦健康診査

対象 妊婦

内容 母子健康手帳交付と同時に受診券を交付します。本市の委託医療機関等で利用できます。

妊婦歯科健康診査

対象 妊婦

内容 母子健康手帳交付と同時に受診票を交付します。本市の委託医療機関等で利用できます。

出産

問保健推進課　☎20-8728

新生児・低体重児の家庭訪問

お子さんが生まれたら、保健師等が家庭訪問を行い、体重測定や育児相談等を実施します。

手続きに必要なもの

出産後、母子健康手帳の交付時にお渡ししている「新生児出生通知書兼低体重児出生届出書」（ハガキ）を提出してください。（窓口へ持参、TELでも可）
2500g未満で出生された場合は必ずご提出ください。

乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

対象 生後4カ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭
ただし、「新生児・低体重児の家庭訪問」を受けている家庭は対象外

内容

訪問員がご家庭を訪問し、育児等に関する不安や悩みを聞き、地域の子育てサービスの紹介など、子育て支援に関する情報提供をします。
対象の家庭には、訪問日時を郵送でお知らせします。
※訪問員は研修を受けた保育士または子育て支援経験者等です。保健師等による訪問を希望する場合は、保健推進課までご連絡ください。

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

医療法人
浅妻医院
診療科目　小児科・アレルギー科

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
PM2:00～	／	／	※	※	／	／
PM4:00～ 7:00	●	／	／	／	●	／

※水曜日　10ヶ月健診
木曜日　予防接種
休診:日曜日、祝日
予約専用アドレス
https://ssc6.doctorqube.com/asazumaclinic/
宇治市伊勢田町名木3-1-30
☎0774-44-0888
浅妻医院パピールーム
（病児保育）
☎0774-45-2876

近鉄京都線「小倉」駅より徒歩約2分
小児科　アレルギー科
たなか医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
16:30～18:30	●	●	／	●	●	／

休診日 水曜・土曜午後、日曜、祝日
※予防接種・乳児健診は上記時間とは別に行います。
TEL.0774-66-2994
宇治市小倉町神楽田16
駐車場あり（約15台）

INAMI
いなみ矯正歯科
院長　居波薫

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
AM10:00～PM1:00	●	●	●	／	●	●	／
PM 2:00～PM6:00	●	●	●	／	●	●	／

<休診日> 木曜日・日曜日・祝、祭日
ご予約お問い合わせは 0774-44-3143
〒611-0031　宇治市広野町東裏62-1
宇治市　いなみ矯正歯科　検索
URL: https://www.inaortho.com/
Web予約受付サイト
いなみ矯正歯科

乳幼児健康診査

問保健推進課 ☎20-8728 FAX21-0408 ✉hokensuishinka@city.uji.kyoto.jp

対象 3カ月、10カ月、1歳8カ月、3歳の乳幼児

内容 お子さまの発育・発達の確認、病気の早期発見のため、医師等による診察や、保健師・栄養士等による育児・栄養等に関する保健指導を行います。

手続きに必要なもの 対象児には事前に個別通知します。

乳幼児予防接種

問保健推進課 ☎20-8728 FAX21-0408 ✉hokensuishinka@city.uji.kyoto.jp

生後1カ月での個別通知、各種乳幼児健診にて接種勧奨をしていますが、それ以外の時期に個別通知はありません。

受ける前には、必ず市から配布している「予防接種手帳」（または「予防接種と子どもの健康」）をよく読んで、必要性や副反応を理解し、体調を整えて接種しましょう。接種には、母子健康手帳と予診票が必要となります。

予診票は、予防接種協力医療機関（市ホームページ参照）、保健推進課、集団予防接種会場、集団乳幼児健診会場に置いてあります。

予防接種協力医療機関以外で接種を希望される場合は、事前に保健推進課にご相談ください。

※近年、予防接種は法改正が相次いでいます。改正時には、市政だよりや市ホームページにて広報しますので、必ずご確認ください。

予防接種 ＊接種費用：無料

	種目	対象年齢※a	回数	標準的な接種方法	場所
集団接種	BCG	生後1歳未満（接種推奨月齢）生後6カ月	1回	3カ月児健診時に推奨日を案内しています。対象生まれ月の推奨日に来られない場合は、1歳未満であれば接種が可能ですので保健推進課にご連絡ください。	うじ安心館4階

	種目		対象年齢※a		回数	標準的な接種方法	時期	場所
個別接種	ヒブ（インフルエンザ菌b型）		生後2カ月以上5歳未満 ※1	初回接種開始生後2カ月以上7カ月未満の場合※b標準年齢	初回3回	各回の間は27～56日（医師が認める場合は20日）までの間隔をおいて接種。（初回（3回目）までの接種は1歳未満に行う）。	通年	予防接種協力医療機関
					追加1回	初回（3回目）終了後、7～13カ月までの間隔をおいて接種。		
	小児用肺炎球菌		生後2カ月以上5歳未満 ※1	初回接種開始生後2カ月以上7カ月未満の場合※b標準年齢	初回3回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種（初回（3回目）までの接種は1歳未満に行う）。		
					追加1回	生後1歳以降、初回（3回目）終了後、60日以上の間隔をおいて接種（標準として12～15カ月までの間に行う）。		
	B型肝炎		生後2カ月以上1歳未満		3回	2回目は、1回目の接種から27日以上の間隔をおいて接種。3回目は、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて接種。		
	ロタウイルス	ロタリックス	生後6週～24週		2回	27日以上の間隔をおいて2回もしくは3回経口接種。ワクチンの種類によって接種回数が異なる。 令和2年10月1日から定期接種化 ※2		
		ロタテック	生後6週～32週		3回			
	4種混合（DPT-IPV）※3		生後3カ月以上90カ月未満	1期（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）	初回3回	各回の間は20～56日までの間隔をおいて接種。		
					追加1回	追加は、初回（3回目）の終了から12～18カ月までの間隔をおいて接種。		
	不活化ポリオ（IPV）※4		生後3カ月以上90カ月未満		初回3回	各回の間は20～56日までの間隔をおいて接種。		
					追加1回	追加は、初回（3回目）の終了から12～18カ月までの間隔をおいて接種。		

	種目	対象年齢※a		回数	標準的な接種方法	時期	場所
個別接種	麻しん・風しん混合(MR)	生後12カ月以上24カ月未満	1期	1回		通年	予防接種協力医療機関
		小学校就学前の1年間	2期	1回			
	水痘(水ぼうそう)	生後12カ月以上36カ月未満		2回	生後12～15カ月に至るまでに1回目の接種を行い、2回目の接種は6～12カ月までの間隔をおいて、3歳未満で接種。		
	日本脳炎※5	生後36カ月以上90カ月未満※b標準年齢	1期	初回2回 追加1回	初回、1回目と2回目の間は6～28日までの間隔をおいて接種。追加は初回(2回目)の終了からおおむね1年の間隔をおいて接種。		
		9歳以上13歳未満	2期	1回			
	2種混合(DT)※6	11歳以上13歳未満	2期(ジフテリア・破傷風)	1回			

※a…対象年齢:法律で定められた接種年齢
※b…標準年齢:国が接種を奨める望ましい年齢(詳しくは母子健康手帳か予防接種手帳をご覧ください。)
※1…接種開始年齢によって、接種回数が異なります。詳しくは市ホームページでご確認ください。
※2…令和2年8月生まれ以降のものを対象に令和2年10月1日から定期接種化となります。
- 初回接種については、生後2カ月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間とします。
- 原則として同一ワクチンを複数回(2回もしくは3回)接種します。

※3…4種混合ワクチンは、3種混合と不活化ポリオワクチンを合わせたワクチンです。これから接種を開始される方は、4種混合ワクチンを接種しましょう。3種混合ワクチンで接種を開始し、ポリオワクチンの接種が終了した方は、残りの回数を4種混合または3種混合ワクチンを接種することができます。
※4…4種混合ワクチンには、不活化ポリオワクチンが含まれています。4種混合ワクチンで接種開始された方は、不活化ポリオワクチンの接種の必要はありません。
※5…日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人(平成7年4月2日生～平成19年4月1日生)は、20歳未満までの間に定期接種として不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種できます。
平成19年4月2日生～平成21年10月1日生で3歳以上7歳6カ月未満の間に1期が終了していない場合は、9歳以上13歳未満の間は、定期として1期の不足分を接種することができます。
※6…4種混合または3種混合ワクチン接種の基礎免疫(1期)に続き、追加免疫を与えるために接種。
◆長期の療養を必要とする病気にかかった人で定期接種の対象年齢で予防接種を接種することができなかった人は、お問い合わせください(注:対象疾患あり)。
◆10月1日より、予防接種の接種間隔の見直しがされました。下記以外の異なるワクチンを接種するときの間隔の規定はなくなりました。

注射生ワクチン		注射生ワクチン
BCG、水痘 麻しん・風しん混合(MR) など	27日以上あける →	BCG、水痘 麻しん・風しん混合(MR) など

〈以下は広告スペースです〉

【CO・OP共済ニュース】

KYOTO COOP
CO・OP共済 たすけあい

ママ・パパたちの想いがつまった
お子さま向けの保障
ジュニア20コース
※2020年10月現在の商品内容です。

月々1,000円～の手頃な掛金で充実の保障
お子さんの入院・ケガ通院を1日目から保障

スマホ・インターネットで24時間加入申し込みできます。
資料請求もこちらから

京都生協は、京都府全域において宅配、店舗、コープ共済でお役立ちしています。

〈CO・OP共済に加入するには〉
出資金をお支払いいただき、お近くの生協の組合員になることが必要です。生活協同組合(生協)は、お店や共同購入でくらしに貢献しています。

共済お問い合わせ窓口 コープ共済センター 受付時間／午前9時～午後6時 月～土
0120-50-9431(きょーさい)
契約引受団体/日本コープ共済生活協同組合連合会
K-76651-2010

妊娠・産後支援

問保健推進課　☎20-8728

妊婦訪問

助産師または保健師が訪問や電話による相談を実施しています。

パパママ教室

プレママひろば～ストレッチでボディケア～

助産師との交流や妊婦体操の体験を実施します。

おいしい！たのしい！クッキング！

妊娠中に必要な栄養素のとり方について調理方法を学べる教室です。栄養素に関するミニ講話も実施します。(要予約)

これで安心♪赤ちゃんのお世話体験

妊娠中期以降の方を対象に、育児について学べます。赤ちゃんのお着替えやミルクのつくり方等の講義や実習をします。

ご夫婦だけではなく、祖父母も参加が可能です。(要予約)

パパ出番ですよ～沐浴にチャレンジ～

赤ちゃんのお風呂の入れ方のほか、妊婦体験スーツの試着ができます。夫婦で聞いてほしい精神科医による「妊産婦のこころの話」もあります。(要予約)

産後ケア事業

産後の疲れや育児に不安を感じていて、家族等から産後の家事や育児等の支援が受けられない人へのサポートを行っています。

対象　市に住民票のある1歳までの赤ちゃんとママ

利用料　所得に応じ自己負担あり

〈以下は広告スペースです〉

産後のママのための育児相談会

産後のママを対象に保健師等による育児相談を実施しています。さらに、歯科衛生士によるお口のケアや栄養士による離乳食などの相談もできます。(要予約)

対象　生後2～6カ月までの赤ちゃん・ママ

ママのためのおはなし会

妊娠中や産後の体のケアについてや子育てに関するミニ講座の他、参加者同士の交流タイムを実施します。赤ちゃんの計測、個別相談も実施しています。(要予約)

対象　妊婦または6カ月未満の子どもとその保護者

乳幼児相談

毎月、育児や子どもの食事・発達等の相談を行っています。

対象　生後2カ月から就学前の子どもと保護者

内容　身長・体重計測、育児相談、栄養相談、発達相談

不妊治療等助成制度

対象　不妊治療等を受けている人

内容　健康保険が適用される不妊治療等及び人工授精に要した費用の一部を助成します。

助成金額　自己負担額の2分の1。ただし、1年度(4月1日～3月31日)の治療につき、6万円(人工授精を含む場合は10万円)を限度。

子育て

子育て支援医療費支給制度

問年金医療課　☎21-0413　FAX21-0406
✉nenkiniryo@city.uji.kyoto.jp

以下の負担で受診できるよう保険診療の自己負担額の一部を助成します。

区分	対象者	概要
外来・入院	中学校3年生まで(15歳到達後最初の3月31日までの児童)	1カ月1医療機関200円の自己負担

未熟児養育医療

問保健推進課　☎20-8728　FAX21-0408
✉hokensuishinka@city.uji.kyoto.jp

出生時体重が2,000g以下の場合または生活機能が未熟なまま生まれた赤ちゃんについて、所得に応じ、入院に必要な医療費の一部が公費負担されます。医療機関より「養育医療意見書」を受け取られたら、保健推進課まで申請してください。その後、養育医療券を交付します。

福祉医療費支給制度（ひとり親）

問年金医療課　☎21-0413　FAX21-0406
✉nenkiniryo@city.uji.kyoto.jp

対象者
母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、または両親のいない児童（いずれも18歳到達後最初の3月31日まで）
※所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

内容　保険証を使って医療機関などを受診した場合に、保険診療の自己負担額を助成します。

申請に必要なもの　保険証、印かん、戸籍謄本等

児童手当

問こども福祉課　☎20-8733　FAX21-0408
✉kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

対象　中学校修了前（15歳到達後最初に迎える3月31日まで）の児童がいる家庭

支給月額
(1)3歳未満：15,000円
(2)3歳～小学生：（第1子・第2子）10,000円
（第3子以降）15,000円
(3)中学生：10,000円
(4)所得制限額超過の場合
(1)～(3)によらず一律5,000円
所得制限など、詳しくはお問い合わせください。

児童扶養手当

問こども福祉課　☎20-8733　FAX21-0408
✉kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

対象
ひとり親家庭および児童の父または母に重度の障害のある家庭など（状況により、対象とならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。）

支給月額
所得や扶養親族数に応じ、手当が支給されます。ただし、請求者および同居の親族に所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

特別児童扶養手当

問障害福祉課　☎21-0419　FAX22-7117
✉shougaifukushi@city.uji.kyoto.jp

対象
20歳未満で中程度以上の障害のある児童（おおむね身体障害者手帳3級以上、療育手帳AまたはBの一部など）を家庭で養育している父母または養育者。ただし、所得による制限があります。

支給月額　月額 1級52,500円、2級34,970円
（令和2年4月1日現在）

地域子育て支援拠点

問こども福祉課　☎20-8733　FAX21-0408
✉kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

宇治市には、おもに就学前のお子さんと保護者の方が気軽に集い、相互に交流を図ることができる「ひろば」がたくさんあります。「ひろば」は、時間内であればいつでも来て遊んでいただくことができます。また、そのほかにもいろいろな事業がありますので、お子さんと一緒にぜひご利用ください。詳しくは、各拠点へお問い合わせください。

対象　0歳～就学前の子どもと保護者

げんきひろば

問☎39-9309　FAX39-9210
✉famisapo@ujifukushien.or.jp

場所　宇治里尻5-9　ゆめりあ うじ3階
開設日時　火～土曜日（祝日、年末年始を除く）
9時～16時

西部地域子育て支援センター

問☎39-9209　FAX39-9108

場所　小倉双葉園保育所2階　小倉町西畑13
開設日時　月～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
9時～12時、14時～16時

南部地域子育て支援センター

問☎44-3692　FAX44-8070

場所　同胞こども園　大久保町旦椋72-2
開設日時　月～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
9時～15時

東部地域子育て支援センター

問☎32-5580　FAX32-5531

場所　なかよし保育園・分園「あいあい」1階
五ケ庄二番割5-5
開設日時　月～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
9時半～12時、13時半～16時

北部地域子育て支援センター

問☎33-6201　FAX46-9800

場所　第2登りこども園「ほーぷるのぼり」
六地蔵奈良町74-1
パデシオン六地蔵ザ・ミッドモール3F
開設日時　月～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
9時～14時

次ページへ続く

りぼん

問☎・FAX44-2112（開設日のみつながります）
✉ribon@raku-kosodate.net

場所 平和堂100BAN店2階　広野町西裏100

開設日時 月～土曜日のうち5日開設 ◷10時～16時
（土曜日開設の週は水曜日がお休み）

ぶんきょうにこにこルーム

問☎・FAX25-2525　✉kodomo@po.kbu.ac.jp

場所 京都文教学園宇治キャンパス　月照館1階
槇島町千足80

開設日時 月～金曜日 ◷10時～16時半
（水曜日は京都文教短期大学による開設）
※年末年始、夏季休暇、祝日および京都文教学園行事等による休室日をのぞく

ひあ にしおぐら

問☎・FAX51-2084（開設日のみつながります）
☎090-1221-6075（出張ひろばの日はこちら）
✉hatarakitai-hia@kcn.jp

場所 小倉町南浦18-92「家庭まるごとベーす」内
（近鉄小倉駅より西へ徒歩約5分）

開設日時 火・木・土曜日（祝日、年末年始等を除く）
◷10時～15時

toridori（トリドリ）

問☎・FAX31-2430　✉hatarakitai.toridori@gmail.com

場所 莵道平町28-1　アル・プラザ宇治東 2階

開設日時 月・火・木・金・日曜日（祝日、年末年始等除く）
◷10時半～15時半

ぽけっと

問☎070-1764-5463（開設日のみつながります。）
✉ribon@raku-kosodate.net

場所 ①ぽけっと伊勢田こども園（火曜日開設）
伊勢田町ウトロ1-6
伊勢田こども園ホール
②ぽけっとおうち（月・木・金曜日開設）
伊勢田町浮面31-35

開設日時 月・火・木・金曜日（祝日、年末年始等除く）
※曜日により、開催場所が異なります。
◷10時～15時

宇治市ファミリー・サポート・センター

問こども福祉課　☎20-8733　FAX21-0408

宇治市に在住または在勤している「子育て等の手助けをしてほしい人（依頼会員）」を「子育て等のお手伝いをしたい人（援助会員）」がサポートします。なお、利用する人は事前に会員登録が必要です。（入会金・会費は無料）

詳しくは、宇治市ファミリー・サポート・センター（運営法人：社会福祉法人宇治福祉園）にお問い合わせください。

場所 宇治里尻5-9　ゆめりあ うじ3階

受付時間 火～土曜日（祝日、年末年始を除く）
◷9時～17時
※令和2年10月から曜日が変わりました

利用料金
- 月～金曜日の◷7時～20時…1時間700円
- 上記以外の時間帯、および土日・祝日・年末年始…1時間800円
- ただし、0時までに援助活動を開始した場合の◷0時～7時…2,800円

問い合わせ ☎39-9309　FAX39-9210
✉famisapo@ujifukushien.or.jp

来庁者子育て支援コーナー

問こども福祉課　☎20-8733　FAX21-0408
✉kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

市役所1階市民交流ロビーに「来庁者子育て支援コーナー」を開設しています。

お子さんと一緒に市役所に来られた親御さん等が、窓口で手続きなどをされている間、保育士がお子さんを一時的にお預かりします。

また、保育士や専門相談員による子育てに関する心配や悩みなどの相談や、子育て支援事業の紹介などを行っています。

なお、相談の際は、お子さんと一緒に入室していただくこともできますので、お気軽にご利用ください。

場所 市役所1階市民交流ロビー

開設日 月～金曜日（祝日をのぞく）

時間 ◷9時～16時半　※予約不要・無料

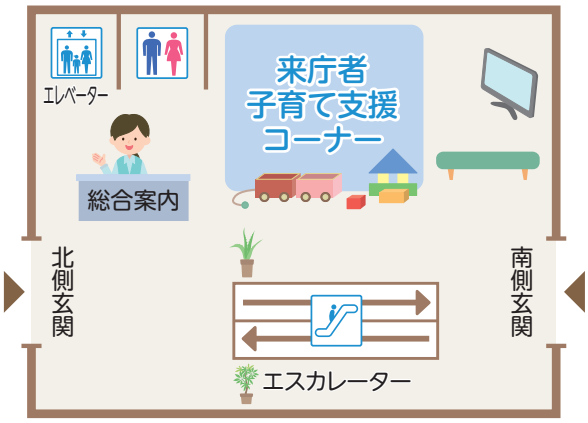

市役所1階市民交流ロビー

病児保育（乳幼児健康支援一時預かり）事業

問こども福祉課　☎20-8733　FAX21-0408　✉kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

子どもが病気やけがの際に、急に仕事を休めない保護者の代わりに保育を行います。

対象

生後2カ月以上小学校6年生までの児童
感染症の児童も利用可能（ただし、利用できない病気もありますので、事前に各施設にお問い合わせを）

利用料金 1人1日（10時間までの利用）2,000円、食事代300円
※10時間を超える場合、別途1時間あたり200円が必要
※薬剤費・処置等の料金は別途必要
※生活保護・非課税等により減免措置有

利用方法 事前に各施設に電話で予約

実施施設	所在地	電話番号	保育時間	定員
浅妻医院パピールーム	伊勢田町名木一丁目1-235	45-2876	平日🕒7時～19時／土曜🕒7時～15時 ※日祝日・年末年始・お盆は休み	6名
宇治徳洲会病院ひまわりルーム	槇島町石橋145	25-5887	平日🕒7時～19時／土曜🕒7時～18時 ※日祝日・年末年始は休み	9名

こどもショートステイ事業

問こども福祉課　☎20-8733　FAX21-0408
✉kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

保護者の入院や出張などの際に、数日に渡ってお子さんを預かる事業です。利用料等についての詳細はお問い合わせください。利用の申し込みはこども福祉課窓口にて。

対象 生後2カ月以上（桃山学園はおおむね3歳以上）小学校6年生までの児童

実施施設
- 桃山学園（伏見区　☎075-602-4225）
- 京都大和の家（精華町　☎98-3840）

利用料金 1人につき1日　【2歳未満】5,350円
【2歳以上】2,750円
※生活保護・非課税等により減額有

保育所（園）・認定こども園

問保育支援課　☎20-8732

保育所（園）・認定こども園の保育部分（2・3号認定）（以下「保育所等」という。）は、保護者等の仕事、妊娠中（出産直後）、病気、障害などの事情により保育を必要とする状態にある乳幼児を、保護者に代わって保育するところです。保育所等によって、入所定員・開所時間・入所月齢などが違いますので確認してください。

入所受付

- 4月一斉入所…前年の11月頃に市政だよりなどでお知らせします。
- 年度途中入所…入所希望月の2カ月前の1日から、受け付けます。詳しくは、保育所等入所申し込みのしおりを確認してください。

支給認定（2・3号認定）

保育を受けるために、入所受付時に保育支援課への申請が必要です。

入所選考

保育所等では児童の年齢ごとに受入枠を設けており、受入枠よりお申込みが多数となる場合は選考となり、世帯・就労状況など、保育の必要性が高いと判断される順に入所を決定します。選考の結果入所できない場合は、空きが出るまで入所保留となり、年度内は翌月以降も選考します。

保育所等の空き状況

毎月1日現在の保育所等の空き状況を、学年齢別に公表しています。市ホームページをご覧になるか、保育支援課までお問い合わせください。（空き情報の更新は毎月5日前後に行います。）

宇治市　保育所　空き情報　検索

保育所等の見学

各施設で随時受け付けています。見学を希望される場合は事前に各施設へ電話で確認をお願いします。

保育料

保育料は、3～5歳児及び0～2歳児の市民税非課税世帯のみ無料となります。0～2歳児の市民税課税世帯の保育料は児童の属する世帯の市民税額により決定します。

認定こども園の教育部分（1号認定）への入所

直接園での受付となります。詳しくは各園にお問い合わせください。

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

社会福祉法人ゆたか会
あさひ保育園
心も身体も元気な子

〒611-0013　宇治市菟道大垣内10番地
TEL.0774-24-1551
FAX.0774-22-1268

安心して過ごせる
“もうひとつのおうち”でありたい
季節の楽しいイベント多数!!
生後5ヶ月から小学校就学まで
社会福祉法人 白菊福祉会
いずみこども園
宇治市槇島町本屋敷167
TEL.0774-20-0064
https://www.izumi-hoiku.net/
小規模保育
さくらんぼルーム
宇治市五ケ庄梅林官有地　東宇治幼稚園内
TEL.0774-31-6155

2020年 春オープン
1歳児クラス
さくらんぼ
時間 8:30～16:30
はじまりは幼稚園から・・・
こどもたちの素敵な未来へ
ひろのようちえん
〒611-0031 京都府宇治市広野町丸山 9
http://www.hirono-k.ed.jp
TEL 0774-41-6308

子育て

公衆衛生の豆知識

出典：首相官邸ホームページ「正しい手の洗い方」
（https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html）より加工・編集して作成

正しい手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

手洗いの前に　・爪は短く切っておきましょう。・時計や指輪は外しておきましょう。

1. 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります
2. 手の甲をのばすようにこすります
3. 指先・爪の間を念入りにこすります
4. 指の間を洗います
5. 親指と手のひらをねじり洗いします
6. 手首も忘れずに洗います

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

TOYOTA Rent a Car
個人向けインターネット専用会員
トヨタレンタカーメンバー
会員登録でいつでもお得に！
最大20%OFF！
レンタカー利用を、もっとスムーズに。
トヨタレンタカーアプリ
非会員
新規会員登録で 10% OFF
トヨタレンタカーメンバー
その後もずーっと 10% OFF マイルもたまる！
年5回以上のご利用で
トヨタレンタカーゴールドメンバー
翌年からさらにお得に！ 20% OFF マイルもたまる！
※トヨタレンタカーゴールドメンバーは年5回以上のご利用かつ、ラク楽チェックイン利用登録が条件になります。
※毎年のご利用回数で翌年の会員ステータスが決まります。　※適用条件や対象クラス・車種に制限があります。
トヨタレンタカー予約センター 0800-7000-111 無料
ウェルキャブ専用 0800-7000-294 無料
オープン時間 8:00～20:00(年中無休)
トヨタレンタカー 検索

保育所(園)

保育所(園)名		所在地	電話番号	定員
民間	広野	広野町丸山9	43-0242	160
	なかよし(本園)	羽戸山一丁目8-4	32-5335	150
	なかよし(分園)	五ケ庄二番割5-5	32-5580	
	くりくま	大久保町平盛42-3	44-4621	120
	あさひ	菟道大垣内10	24-1551	165
	Hana花	宇治里尻5-9 ゆめりあ うじ2F	21-8739	60
公立	宇治	宇治弐番84-10	39-9211	165
	小倉双葉園	小倉町西畑13	39-9207	220
	西小倉	伊勢田町遊田69	39-9215	100
	大久保	大久保町旦椋25	39-9302	120
	北木幡	木幡陣ノ内1	39-9221	120
	善法	宇治善法116-2	39-9223	50
	木幡	木幡東中10-2	39-9213	165

※入園に関する問い合わせは保育支援課(☎20-8732)へ。

認定こども園

認定こども園名		所在地	電話番号	定員
民間	登り(本園)	木幡赤塚8-1	32-3811	375
	登り(分園)	木幡須留7-1	38-1235	
	第2登り	六地蔵奈良町74-1 パデシオン六地蔵 ザ・ミッドモール3F	38-0113	99
	みんなのき三室戸	菟道荒槇37	23-3224	215
	みんなのき黄檗(本園)	五ケ庄梅林72-9	31-3715	205
	みんなのき黄檗(分園)	木幡西浦38-9	33-3303	
	南浦	小倉町南浦62-57	23-5882	145
	南浦くすのき	宇治蔭山10-5	23-0600	66
	いずみ	槇島町本屋敷167	20-0064	145
	ひいらぎ	神明石塚65-3	44-0652	248
	同胞	大久保町旦椋72-2	44-3632	165
	こひつじ	小倉町堀池94-1	20-1295	176
	伊勢田	伊勢田町ウトロ1-6	43-5126	217
	明星っ子	五ケ庄芝ノ東19-5	32-0704	150
	槇島ひいらぎ	槇島町大川原75-1	28-4780	186
	のぞみ	槇島町薗場14-8	24-1222	93

※教育部分(1号認定)への入園に関する問い合わせは各園へ。
保育部分(2・3号認定)への入園に関する問い合わせは保育支援課(☎20-8732)へ。

〈以下は広告スペースです〉

教育

問 学校教育課　☎20-8757
こども福祉課　☎20-8733 ／ 各図書館

幼稚園入園手続

公立・私立幼稚園とも連絡のうえ、見学できます。

公立幼稚園

問 学校教育課　☎20-8757
✉gakkoukyouikuka@city.uji.kyoto.jp

対象　3歳児（3年保育）・4歳児（2年保育）・5歳児（1年保育）

	幼稚園名	所在地	電話番号
公立	木幡	木幡檜尾47-1	39-9292
	東宇治	五ケ庄梅林官有地	39-9290
	神明	宇治野神57	39-9288

※令和3年度より、全ての公立幼稚園で預かり保育を試行実施します。
※令和元年度より、東宇治幼稚園で3年保育を試行実施しています。

私立幼稚園

問 各幼稚園（連絡先は右の一覧表）

各幼稚園独自の教育内容を工夫しています。入園に関する手続き、募集時期等については各幼稚園にお問い合わせください。

※京都府私立幼稚園連盟のホームページ
https://kyoshiyoh.com

	幼稚園名	所在地	電話番号
私立	大谷大学附属大谷	木幡御蔵山39-727	31-8867
	かおり	五ケ庄戸ノ内50-18	31-5355
	こざくら	宇治里尻60-14	21-3931
	みのり	神明石塚65	43-1177
	宇治	小倉町中畑53	24-0821
	小倉	小倉町南堀池105	22-1628
	堀池	小倉町南堀池22-2	23-4625
	西小倉	伊勢田町遊田5-1	23-2536
	ひろの	広野町丸山9	41-6308

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化を実施しています。詳しい内容は、市のホームページをご覧ください。
https://www.city.uji.kyoto.jp/site/kosodate/7028.html

小・中学校

小・義務教育学校への入学

入学される年の1月末までに、保護者へ「就学通知書」を送付します。また、入学に先立って、入学4カ月前までに就学時健康診断を実施しますので受診してください（事前に保護者へ通知します）。10月1日以降に宇治市へ転入された場合や宇治市内で転居された場合、府立や私立小学校などへ入学される場合は、市役所6階学校教育課（就学時健康診断については、学校管理課 ☎20-8756）へ連絡してください。

中・義務教育学校への入学

入学される年の1月末までに、保護者へ「就学通知書」を送付します。その後、宇治市へ転入された場合や宇治

〈以下は広告スペースです〉

電子工作とプログラミング

楽々電子塾
http://www.elecwon.com/
宇治市槇島町郡34-1
TEL.0774-22-1592
・小学生から段階的に学べる5つのコース
・最新のコンピュータボード4種類をサポート

宇治のプロ人形劇団！
人形劇団京芸
創立 1949 年
京芸では宇治で年１～２回の自主公演をおこなっています。
※お得な会員制チケット割引制度「きょうベーフレンズ」も。
情報は随時、HP で詳しく！
人形劇団京芸 検索
http://www.kyougei.com

京芸キャラクター「きょうくん」
▶その他、保育園・幼稚園・小学校・自治会での出張公演もお問い合わせください。
▶劇団員も随時募集中！
〒611-0022 京都府宇治市白川鍋倉山 35-20
(0774)21-4080 月～金 10時～18時（土日祝休み）

宇治柔道会
子供たちの成長、未来へと進むお手伝いを致します。
無料体験
見学会開催中

宇治市五ケ庄寺界道44-1
☎0774-77-8005
文武両道
“新しい”民間学童保育
キッズアスリートアカデミー
学校修了から18時まで※送迎あり※最大21時まで延長可
● 体幹 ● ヨガ
● サーキットトレーニング
● 書道 ● 英会話

（岡屋小学校校門前）
宇治市五ケ庄寺界道44-1
☎090-3653-7676

市内で転居された場合、私立中学校などへ入学される場合は市役所6階学校教育課へ連絡してください。

教育の援助制度

教育の援助制度は以下のとおりです。詳しくは市役所6階学校教育課へ問い合わせてください。

制度名	対象	援助の内容
就学援助	経済的に困窮している世帯の児童・生徒の保護者等	学用品費・学校給食費・修学旅行費など
特別支援教育就学奨励費	経済的に困窮している世帯で特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者等	学用品費・学校給食費・修学旅行費など

※宇治市立の小中学校に在籍している児童・生徒のみ

育成学級

問 こども福祉課 ☎20-8733 FAX21-0408
✉kodomofukushika@city.uji.kyoto.jp

育成学級とは、小学生の放課後、就労、妊娠中、病気、看護等の理由で保護者等による適切な保護が受けられない児童を組織的に指導し、児童の安全と心身の健全な育成を図ることを目的として、宇治市内の20小学校で開設・運営しています。入級は必ず在籍する小学校の育成学級に入級することになります。また、各小学校の育成学級によって入級定員がありますのでご注意ください。

入級受付

- 4月入級一斉受付…1月上旬～中旬頃。詳細については前年の12月頃に市政だよりなどでお知らせします。
- 年度途中入級受付…随時。

学童保育協力金

学童保育協力金は児童の属する世帯の前年度分の市町村民税により決定します。

図書館

図書館は皆様の読書や学習、調査研究、地域の課題解決等を支えるため、幅広い分野の資料や情報を提供しています。

また、図書展示や朗読会、講座、子ども向けのおはなし会等、様々なイベントを開催し、魅力的で快適な図書館づくりに努めています。

開館時間

- **中央図書館**
  平　　日　9時～18時
  土日祝日　9時～17時
- **東宇治図書館・西宇治図書館**
  9時～17時

休館日

- 月曜日（休日の場合は翌日）
- 毎月の第4木曜日（休日の場合は翌日）
- 休日の翌日（土日の場合は平日に振替）
- 12月28日から翌年1月4日まで
- 特別整理日

※詳しくは各図書館にお問い合わせください。

貸出について

貸出券が必要です。図書館のカウンターで申込みをしてください。
申込みができるのは、宇治市か京都市に在住の人、または宇治市内に通勤、通学している人に限ります。運転免許証、保険証など、氏名・住所を確認できるものを提示してください（小学生以下は不要です）。また、市内在勤、在学の人は、社員証、学生証など通勤先、通学先を確認できるものを合わせてご提示ください。
図書等の資料は1人10点まで（うち、CD・DVDは各1点）3週間貸出します。

返却について

各図書館のカウンターへお返しください。
時間外は返却ポストをご利用ください。（ただし、CD・DVDは図書館カウンターへ）

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

大谷大学附属
大谷幼稚園
どの子も主役!!
一人ひとりの個性を認め、まぶしく輝かせたい。
2021年度より
4年保育（満3歳児保育）開始!!
未就園児親子支援事業
○幼稚園開放（水曜日）申込不要
○遊びの広場（親子クラス）申込制

宇治市木幡御蔵山39-727
TEL／FAX.0774-31-8867
http://otani-yochien.sakura.ne.jp

3歳になったら
こざくら幼稚園

・自ら感じ、自ら考え、自ら行動できる主体性のある子どもに育てます！
・心豊かに人と関われる力をもった子どもに育てます！
2歳児つぼみちゃんクラブ、満3歳児クラスお問い合わせください
TEL.0774-21-3931
宇治市宇治里尻60-14
こざくら幼稚園 宇治 検索

1974年創立
明日の教育を創造する
大和塾 YAMATO
大和塾には、45年を超える伝統と実績があります。
学ぶことが楽しいと感じ、自ら学ぶ姿勢が身に付きます。
小学部 満点道場（小1～3年生対象）
満点道場プレミアム（小4～6年生対象）
小学生トップαクラス（小4～6年生対象・個別指導）
中学部 中学生スタンダードクラス（中1～3年生対象）
中学生トップαクラス（中1～3年生対象）
中学生個別クラス
高等部 スタンダードコース
Wonder Kids Academy 英会話ドルフィンイングリッシュ（小学生対象）
中学生・高校生英会話クラス／パズル道場（小学生対象）
理科実験教室（小学生対象）／書道教室（小学生以上対象）
ロボット教室（年長～小学生対象）
【お問い合わせ】事務局
☎ 0774-45-3101（13:00～23:00）
［寺 山 校］宇治市広野町宮谷111-1 TEL 0774-45-3101
［神 明 校］宇治市広野町小根尾111-1 TEL 0774-23-0650
［一里山校］宇治市広野町一里山34-5 TEL 0774-41-2280
https://www.yamatojuku.com/ 大和塾 検索

予約・リクエストについて

資料の予約はお一人20点以内、うち、CD・DVDは、各1点まで予約できます。

予約図書配本所について

事前に予約された図書館の本や雑誌などを、市内6カ所の「配本所」で貸出・返却することができます。

- 木幡公民館
- 槇島コミュニティセンター
- 南宇治コミュニティセンター
- 開地域福祉センター
- ゆめりあ うじ（男女共同参画支援センター）
- 京都文教大学図書館

京都市図書館との相互利用

宇治市内に在住の人は、京都市図書館で資料の貸出・予約・コピーなどのサービスが利用できます。（一部サービス等を除く）。

※京都市図書館で貸出券の申込みをしてください。また、京都市図書館で借りた資料は、京都市図書館に返却してください。

問い合わせ

- 中央図書館　☎39-9256
  折居台一丁目1
- 東宇治図書館　☎39-9182
  五ヶ庄三番割36-5 東宇治コミュニティセンター1階
- 西宇治図書館　☎39-9226
  小倉町山際63-1 西小倉地域福祉センター3階

◎図書館ホームページでは本の検索等ができます。また、図書館Facebookでは各館からのお知らせ等を随時発信していますので、ぜひご活用ください。

宇治市図書館のHP　　宇治市図書館のFacebook

都市公園　問 公園緑地課　☎20-8795

黄檗公園

宇治川を境として東地区のスポーツレクリエーションの拠点として、また散策ゾーンとしても親しまれており、体育館を中心に野球場、プール、弓道場などの運動施設が配置されています。黄檗体育館は、2つのアリーナやトレーニングルームを備え、体力・心身の健康づくりにご活用いただけます。

所在地 五ケ庄三番割25-1

西宇治公園

宇治川を境として西地区のスポーツレクリエーションの拠点として、体育館、プール、多目的広場などを配置しています。体育館は2つのアリーナやトレーニングルームも備えており、体力、心身の健康づくりにご活用いただけます。

所在地 小倉町蓮池20-1

東山公園

運動施設として、テニスコート（クレーコート3面、人工芝コート3面）を配置しており、隣接する宇治市文化センターとともに、市民の憩いの場として幅広く親しんでいただいています。

所在地 折居台1丁目2

生涯学習　問 生涯学習課　☎20-8758

アクトパル宇治

自然体験・林間学習をはじめ、スポーツや勉強合宿、各種研修、家族や仲間とバーベキューやキャンプなど誰でも利用できます。自然いっぱいの笠取（かさとり）で、のんびりと過ごすことができます。

所在地 西笠取辻出川西1
TEL 075-575-3501
FAX 075-575-3511
予約専用TEL 075-575-3535
休所日 月曜日（祝日・夏休み期間は営業）、年末年始（12月28日～1月4日）

生涯学習センター

市民の生涯学習活動を促進するため、講座の実施、学習情報並びに自主活動の場の提供などを行っています。

所在地 宇治琵琶45-14
TEL 39-9500
FAX 39-9501
休所日 月曜日（祝日は開所）、年末年始（12月28日～1月3日）

文化　問 文化スポーツ課　☎20-8724

文化センター

文化会館・中央図書館・中央公民館・歴史資料館、4施設の複合施設のこと。

文化会館を指す言葉として使われることもあります。

文化会館には、大ホール（1,300席）と小ホール（400席）があり、各種の公演等が行われています。

茶室・和室（練習室3・4）もあります。ぜひご利用ください。

所在地 折居台一丁目1
TEL 39-9333

市民活動

問自治振興課 ☎20-8721

コミュニティセンター

コミュニティセンターは市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、福祉の増進、市民文化の向上を図るための地域活動の拠点施設として、市内に4カ所設置しています。

西小倉コミュニティセンター

所在地 小倉町南堀池107-1
TEL 39-9180

東宇治コミュニティセンター

所在地 五ケ庄三番割36-5
TEL 39-9183

南宇治コミュニティセンター

所在地 大久保町上ノ山42-3
TEL 39-9185

槇島コミュニティセンター

所在地 槇島町大川原27-5
TEL 39-9189

スポーツ

問文化スポーツ課 ☎20-8759

スポーツイベント

10月 市民スポーツまつり

市民の豊かなスポーツライフの実現を目指すもので、スポーツコーナーや健康コーナーなど、誰もが1日中楽しめる内容になっています。

場所 太陽が丘
問い合わせ先 文化スポーツ課

12月 市民駅伝競走大会

家族や学校、職場の仲間と気軽に参加できます。

駅伝を走った後のランフェスタでは、ご家族や初心者の人にも気軽に楽しんでいただけるよう、ランニング教室などの内容で実施します。

場所 太陽が丘
問い合わせ先 文化スポーツ課

2月 宇治川マラソン大会

宇治川マラソンは、世界文化遺産登録の「平等院」や「宇治上神社」、また源氏物語の「宇治十帖」ゆかりの地や風光明媚な宇治川畔など、お茶と歴史に育まれた街並みとアップダウンに富んだコースになっております。

場所 太陽が丘
問い合わせ先 実行委員会

3月 市民ファミリーバドミントン大会

生涯スポーツの推進及び参加者の交流を目的としています。ファミリーバドミントンは、老若男女問わず誰でも気軽に楽しむことができるニュースポーツとして、広く親しまれています。

場所 西宇治体育館
問い合わせ先 文化スポーツ課

5月～ ニュースポーツひろば

ニュースポーツの実践機会の提供により生涯スポーツの推進及び参加者の交流を目的としています。また、スポーツ推進委員によるニュースポーツの技術指導やルール説明を行いますので、初めての人でも気軽に参加できます。

場所 西宇治体育館・黄檗体育館
問い合わせ先 文化スポーツ課

その他

JR宇治駅前市民交流プラザ(ゆめりあ うじ)

JR宇治駅前市民交流プラザ(ゆめりあ うじ)には男女共同参画支援センター、地域子育て支援拠点(げんきひろば)、ファミリー・サポート・センター、Hana花保育園、観光振興課、観光協会、観光案内所、宇治駅前交番があります。
※地域子育て支援基幹センターは令和3年3月まで。

所在地 宇治里尻5-9
TEL
- 男女共同参画支援センター ☎39-9377
- 地域子育て支援基幹センター ☎39-9109
- 地域子育て支援拠点(げんきひろば)、ファミリー・サポート・センター ☎39-9309
- Hana花保育園 ☎21-8739
- 観光振興課 ☎39-9408
- 観光協会 ☎23-3353
- 観光案内所 ☎22-8783
- 宇治駅前交番 ☎23-6370

商工業

問 産業振興課 ☎39-9621

宇治市中小企業低利融資（マル宇）

中小企業者の皆さんに対し、事業資金の融資を低利であっせんし、経営の安定と健全な発展を図ることを目的とした制度です。また、利用者の負担を軽減するために、信用保証料と支払利子の一部を補給します。

融資額・期間 運転資金：2,000万円・5年以内
設備資金：3,000万円・7年以内

融資利率 1.3％

融資対象 市内に1年以上住所を有し、継続して1年以上事業を営み、市税を完納し、京都信用保証協会の保証対象となる中小企業者

連帯保証人 原則として法人代表者以外不要

補給内容 信用保証料の2分の1を補助
2年間の支払利子を補助

※利子補給金の交付を申請する日の属する年の1月1日現在において、融資を受けたときから継続して宇治市内に住所を有し、市税を完納していること。当該融資に関し京都信用保証協会による代位弁済が行われた場合などを除く

申込窓口 ㈱京都銀行・㈱南都銀行・㈱滋賀銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫の本・支店

マル経制度に対する利子補給

株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経）を利用した人に対し、支払利子の一部を補給します。

融資額・期間 運転資金：2,000万円・7年以内
設備資金：2,000万円・10年以内

融資利率 変動（日本政策金融公庫にご確認ください）

融資対象 商工会・商工会議所の経営指導を6カ月以上受け、同一の商工会等地区内で1年以上事業を行っている小規模事業者

補給内容 融資実行から3年間、支払利子のうち年利率1.4％相当額（融資利率が1.4％を下回る場合は支払利子額）を補助

※利子補給金の交付を申請する日の属する年の1月1日現在において、宇治市内に引き続き1年以上住所（法人にあっては、本・支店所在地）を有し、市税を完納していること。

京都府開業・経営承継支援資金に対する保証料補給

京都府開業・経営承継支援資金（開業一般型、開業支援型及び事業転換・多角化型に限る。）を利用した人に対し、信用保証料の一部を補給します。

融資額・期間 開業一般型　1,500万円・10年以内
開業支援型　2,000万円・10年以内
事業転換・多角化型　2,000万円・10年以内

融資対象 府内に住所を有し、京都信用保証協会の保証対象となる中小企業者

補給対象 市内に住所（法人にあっては、本・支店所在地）を有し、市税を完納している中小企業者

補給内容 信用保証料の2分の1

農業

問 農林茶業課 ☎20-8723

新規就農

新たに仕事として農業を始めようとする人に対して、京都府等の関係機関と共に相談を受け、準備段階に応じた支援策をご提案します。

山城マルシェ・農林まつり

地元農産物を「知る」・「買う」・「食べる」機会としていただくため、市内産や山城地域産の農産物・加工食品を生産者から直接消費者に届ける直売の機会をつくっています。

- **山城マルシェ**
  京都府山城地域の取り組み、「京やましろ産ごちそうさんの日」に参画し、JR宇治駅等で年間3～5回ほど開催など
- **農林まつり**
  市内生産者が一堂に集まる年1回の開催です。
  開催日時は市政だよりなどでお知らせしますので、ぜひお越しください。

農業振興支援事業

地域農業振興のため、経営強化や地元農産物の消費拡大などに取り組む農業者を支援します。

- 新たな知識・技術の習得
- スマート技術の導入
- 研修
- 商談会等への参加、部活動　など

詳細はお問い合せください。

農地

問農林茶業課 ☎20-8723
農業委員会事務局 ☎20-8754

農地中間管理事業（京都府農地バンク）

問農林茶業課

市街化区域以外の農地において、農地中間管理機構が、農地の貸付希望者から農地を一旦借り受け、借受希望者へ貸し付ける制度です。将来の農地の有効利用に不安をお持ちの方や、農業経営の規模拡大をお考えの方はぜひ一度ご相談ください。

農地を売買したり転用したりする場合

問農業委員会事務局

- **農地を売買贈与、貸借等する場合**
  農地法第3条許可申請
- **市街化区域外の農地を農地以外に利用する場合**
  農地法第4条許可申請・5条許可申請
- **市街化区域内の農地を所有者が自ら宅地などに転用する場合**
  農地法第4条転用届出
- **市街化区域内の農地を農地等の権利を取得して宅地などに転用する場合**
  農地法第5条転用届出

※農用地区域については、「農業振興地域の整備に関する法律」による制限がありますので、農林茶業課にお問い合わせください。
※生産緑地地区については、公園緑地課へお問い合わせください。

林業

問農林茶業課 ☎20-8723

伐採及び伐採後の造林の届出

届出対象者

森林所有者や立木を買い受けた者などです。
立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

届出期間

(1)伐採及び伐採後の造林の届出：
　伐採を始める90日前から30日前まで
(2)伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：
　造林を完了した日から30日以内

提出先

伐採・造林する森林が宇治市にある場合は宇治市長
(受付：農林茶業課)

留意事項

市長が、宇治市森林整備計画に適合した施業が行われるよう、届出があった計画に対し変更や遵守を命じることがあります。また、無届で伐採した場合等には、市長が伐採の中止及び造林を命じることがあります。

森林の土地の所有者届出制度

届出対象者

個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届け出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を出している方は対象外です。

提出期間

土地の所有者となった日から90日以内に取得した土地のある市町村の長に届け出をしてください。

留意事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有者移転の原因、土地の所在場所及び面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

宇治市豊かな森を育てる事業補助金の交付について

補助金の概要

①森林施業路の開設
　ア. 事業主体
　　施業路を開設する森林の所有者
　イ. 補助率および補助金額
　　補助率2分の1で最大150万円
　ウ. 主な採択基準
　　受益面積が1ha以上であること
②危険木の伐採
　ア. 事業主体
　　当該危険木の所有者（ただし、危険木の所有者による伐採が困難な場合は、危険木による被害を受ける恐れのある者も可能とする）
　イ. 補助金額および補助率
　　補助率2分の1で最大30万円
　ウ. 主な採択基準
- 民家（日々居住している家の敷地内の建物であること）に倒れる危険性のある木であること。庭木は対象外です。
- 地域森林計画区域内の森林に生えている危険木であること

漁業

問農林茶業課 ☎20-8723

河川種苗放流事業

水産資源の保護・増殖を図るため、河川種苗放流事業の支援を行います。宇治川漁業協同組合が宇治川の水産資源の増殖を図る目的で実施する種苗放流に対して補助を行っています。

ごみ

問 ごみ減量推進課　☎20-8762

もえるごみ

午前収集地域・朝9時までに　午後収集地域・昼1時までに
（週2回）【□・□曜日】

●出せるもの
台所ごみ、紙くず、木切れ・剪定枝、枯葉・草・花、皮革製品、食用油、布切れ、たばこの吸い殻、掃除機のごみ　など

●出し方ワンポイント

台所のごみはしっかり水切りをしてごみ袋へ

てんぷら油は少量ずつ紙や布に染み込ませるか、凝固剤で固まらせて出す※拠点回収もしています

竹串は折って厚紙かガムテープで包む

紙おむつは汚物を取り除いてトイレに流してから出す

皮革製品は金属部分を取り除いてから出す

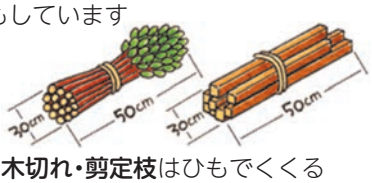

木切れ・剪定枝はひもでくくる（径5cm以下のものに限る）
1回の収集で3束もしくは3袋まで、多量の場合は有料臨時ごみ収集で

●乾電池について
●使用済み乾電池は、「もえるごみ」の日に別袋で出してください。

充電池・上記以外のボタン電池は、市で収集できません。家電量販店等の回収ボックスへ出してください

もえないごみ

朝9時までに
（週1回）【□曜日】

●出せるもの
金属類、陶磁器類、ガラス類、プラスチック製品、電球・蛍光管、家具、電化製品、ふとん・座ぶとん、自転車（電動自転車のバッテリーは不可）、灰、ゴム・スポンジ類、コンロ、ストーブ、かさ　など

●出し方ワンポイント

ガラス・電球・コップなどは新聞紙などに包み《割れ物》と表示して出してください

カミソリ・針などはガムテープか厚紙でつつむ

ふとん・カーペットはひもでくくる（2枚まで）

家具は1点まで
マットレスはシングルサイズまで
セミダブル以上は臨時ごみ（有料）で
ソファは2人掛けまで
3人掛け以上は臨時ごみ（有料）で

自転車は《ごみ》と分かるように貼り紙をする

ものほしざおは2m以内に切り、くくる

石油ストーブは灯油を完全に抜き、電池を取る
ガスコンロ・レンジは電池や携帯ボンベを取る

ライターは必ず中身を使い切る
透明・白色半透明で中身の見える袋に入れてもえないごみの日にごみと分けて出す

●使用済みスプレー缶
カセットボンベ缶、ライターは
必ず使い切る
↓
穴をあけずに
↓

透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる
↓

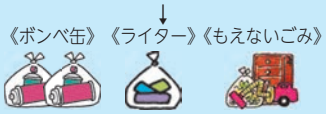

もえないごみの日に別袋で出してください

〈以下は広告スペースです〉

Wonderful
ハウスクリーニング
店舗・オフィスクリーニング
レンタル（マット・モップ・浄水器）
株式会社ワンダフル
www.e-wonderful.jp
一般のお客様も！
法人・店舗様も！
専門会社にお任せください！
キッチン・エアコン・トイレ・浴室・ガラス
など、あらゆる場所のお掃除OK！
TEL 0774-20-5541
8:00～20:00　定休日:日曜・祝日（対応は可能です）
宇治市槇島町十一ノ52番地

人生の整理をしませんか？
生前整理
整理収納
遺品整理
ハウスクリーニング
生前整理アドバイザー
紺村 妙子
お気軽にお問い合わせください
ARUM SERVICE アルムサービス
0120-493989
宇治市菟道荒槇36-4

廃車のことなら
解体業許可 20263000157／古物商許可 第612229610007
不要車買取いたします!!
中古部品販売
車の解体・買取
持ち込み歓迎／土・日・祝日も引取り参ります
K.共和商会有限会社
宇治市槇島町目川178-1
☎0774-23-0515(代)
E-mail: kiyowa01@pearl.ocn.ne.jp

※お住まいの地域により収集曜日が異なります。

資源物

プラマーク　週1回：□曜日 朝9時までに

商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の「容器」や「包装」が「**プラマーク**」です。
左記のマークを目印に、汚れたものは簡単な水洗いをして出してください。

●出せるもの
袋類、薬の容器、カップ・トレー類、発泡トレー類、チューブ類、網・ネット類、ボトル類、キャップ・ラベル類、フィルム類　など

●出せないもの
プラスチックでできたバケツやおもちゃなど容器や包装でない製品そのもの
▶「もえないごみ」の日に出してください。

●汚れているもの
▶簡単な水洗いで汚れが落ちないプラマークは、「もえるごみ」の日に出してください。

ペットボトル　隔週：□曜日 朝9時までに

●出せるもの
飲み物・しょうゆ・みりん・焼酎などの入っていたペットボトル

このマークのついているものに限ります

①キャップ・ラベルを必ずはずす
②必ず中身を出す
③簡単な水洗いをする
④透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる

●出せないもの
洗剤のボトル・シャンプー・サラダ油のボトル・マヨネーズなどの容器・わさびなどのチューブ・卵のパック
▶「プラマーク」の日に出してください。ただし、汚れの落ちないものは「もえるごみ」の日に出してください。

びん　隔週：□曜日 朝9時までに

●出せるもの
飲み物・食べ物・調味料のガラス・びん

①キャップを必ずはずす
②必ず中身を出す
③簡単な水洗いをする
④透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる

●出せないもの
食品以外の入っていたびん（化粧品・香水など）・コップ・食器類・ガラス・電球・蛍光管
▶「もえないごみ」の日に出してください。

缶　月2回□・□回目の水曜日 朝9時までに

●出せるもの
飲み物・食べ物のアルミ缶・スチール缶

①必ず中身を出す
②ボトル缶は必ずキャップをはずす
③簡単な水洗いをする
④透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる

●出せないもの
スプレー缶・ボンベ缶・一斗缶・フライパンなどの金属製品
▶「もえないごみ」の日に出してください。スプレー缶・ボンベ缶は使い切ってから他のもえないごみと別袋に入れて出してください。

古紙類　決められた日

●出せるもの
新聞紙・チラシ・雑誌・その他紙・ダンボール・古布

《新聞紙・チラシ》

《雑誌・その他紙》

《ダンボール》

ひもでしっかりくくる

《古布》

透明・白色半透明で中身の見える袋に入れる

●出せないもの
ノーカーボン紙・裏カーボン紙・写真・紙コップ・感熱紙（FAX用紙）・防水加工紙・ビニールコート紙・油紙　など
▶「もえるごみ」の日に出してください。

●雑紙のリサイクルにご協力を！
ビールなどの紙ケース・紙の芯・封筒・ハガキ・紙箱・包装紙などは雑誌類といっしょに出してください。

〈以下は広告スペースです〉

引っ越しゴミから産業廃棄物まで
RECYCLE&CLEAN
ISO 14001 認証取得
地球にやさしい
ISO 14001 認証取得
見積無料
産業廃棄物処理センター/一般区域貨物自動車運送事業
株式会社
新関西テクニカ
本社
〒611-0031 宇治市広野町新成田100-177
TEL(0774)43-2380
伏見リサイクルセンター
〒612-8244 京都市伏見区横大路千両松町55-1
TEL(075)604-0135
http://kanteku.co.jp/
E-mail:skt@kanteku.co.jp

産廃処理・解体工事は
安心の許可業者へ
KES ステップ1登録
産廃事業部中間処理センター
株式会社
建友会ホームドクター
0120-53-7411（ゴミナシイイ）
京都市伏見区淀樋爪町519
TEL 075-631-5467　FAX 075-631-6232
E-mail/ office@k-homedoctor.com　URL/ http://www.k-homedoctor.com

ごみの分け方・出し方

ごみの減量、資源の有効活用のため、分別収集を行っています。

詳しいごみの分け方・出し方については、ごみ分別辞典とインターネット版「ごみ分別辞典」をご活用ください。

インターネット版「ごみ分別辞典」

ごみ出しの基本的な3つのルール

- 1世帯1回の収集につき、袋ごみ**3袋**まで、袋に入らないごみ**1点**まで！
- ごみは、市が指定する**透明または白色半透明**で中身がはっきり見える袋で！
- ごみは、決められた曜日・時間を守って！（お住まいの地域により、もえるごみのみ午前収集地域（朝9時）と午後収集地域（昼1時）にわけられていますが、**その他のごみはすべて朝9時まで**に出してください。）

市で収集できないもの・収集しないもの

- **事業活動によって生じたごみ**
- **危険物及び処理困難物等**

タイヤ、バイク、園芸用土、土砂、コンクリート、注射器・注射針（在宅医療用）、危険物及び処理困難物（農薬・薬品・灯油・ガソリン・オイル類・ペンキ類・火薬類・ガスボンベ）、消火器、バッテリー（電動自転車のバッテリーを含む）、産業廃棄物、建築廃棄物（柱材・コンクリートがらなど）

※購入店、専門業者等にご相談ください。

※注射針等は必ず医療機関等へ返却してください。

- **「水銀」の含有物**

「水銀」の含有物は、もえないごみに出さないようにお願いします。別途処理が必要ですので、分別にご協力ください。

水銀を利用した血圧計・体温計

市役所のごみ減量推進課窓口にお持ちください。

蛍光灯

できるだけ、拠点回収（市役所・公民館・コミュニティセンター等にある回収箱）に出すようにしてください。

多量に蛍光灯が出されている場合は、事業系ごみとして判断し、もえないごみでは収集いたしません。

- **充電式電池**

リチウムイオン電池などの充電式電池

充電式電池は、ごみとして収集できませんので、購入された店でご相談ください。

充電式電池を内蔵した製品

購入された店で相談していただくか、小型家電として拠点回収に出してください。

臨時ごみ（有料）

引越し、樹木の剪定などで一時に多量にごみを処分したい場合、または通常の収集では収集できない大型のごみを処分したい場合は、有料の臨時ごみ収集となります。なお、資源ごみの臨時収集は行っていません。

1 ごみ減量推進課に申し込む

申し込み時には

氏名・住所・電話番号・出されるもの（品目・点数）を確認後、収集日を設定します。

2 収集日には

収集車が横付けできる場所にごみを出してください。（家屋内からの収集はできません）

これでおよそ6,000円です

料金

料金はごみの容積によって当日、算出します。ご依頼者の立会いのもと、料金の見積額を提示し、料金を受け取ってからごみを収集します。正式な料金の提示は当日になりますが、目安として、軽トラックの運転席の高さまでの容積で、およそ6,000円になります。それより容積が大きければ料金は高くなり、容積が小さければ料金は安くなります。　（※令和2年4月1日現在）

家電リサイクル法の対象品目の処分方法

テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は「ごみ」として収集できません。

- **基本的な方法**

家電販売店（買った店・買い替えた店）に引き取りを依頼する

※これらの店には引取義務があります。これらの場合以外でも、引き取りをしている場合もあるので、近くの家電販売店に問い合わせてください。

- **買った店がわからない場合など、上記以外の方法**

指定引取場所に直接持ち込む

①郵便局で「家電リサイクル券」を購入する

※製造メーカー（テレビ、冷蔵庫の場合はサイズ）でリサイクル料金が変わります。

②メーカー指定取引場所へ（事前予約要）

必要なもの

- 家電リサイクル券　● 処分したい家電製品

メーカー指定引取場所

嶋崎運送（株）
京都市伏見区横大路六反畑57-4　☎075-604-6055

美山運輸（株）
京都市南区吉祥院石原堂ノ後町43　☎075-693-7757

日本通運（株）京都支店洛南物流センター
京都市南区上鳥羽城ケ前町57-63　☎075-681-9571

市に引き取りを依頼する（収集日は毎週木曜日）

①郵便局で「家電リサイクル券」を購入する
　※製造メーカー（テレビ・冷蔵庫の場合はサイズ）でリサイクル料金が変わります。
②市に収集の予約をする
③収集日には立会いのうえ
- 家電リサイクル券
- 収集運搬料金3,300円／家電1台ごと
- 処分したい家電製品（道路際まで出しておく、家屋内からの収集はできません）

を引き渡す　　※令和2年4月1日現在

亡くなった犬・猫・小動物の引き取り

費用について　（令和2年4月1日現在）

	市役所に持ち込む	引き取りを依頼する
犬	2,200円	3,300円
猫・小動物	1,100円	2,200円

※なお、のら犬、のら猫等は無料です
※首輪をはずして箱などに入れてください

市役所へ持ち込む場合

〔月～金曜日◷8時半～17時15分〕
ごみ減量推進課窓口へ
〔月～金曜日◷17時15分～21時および土日◷8時半～21時〕
市役所の地下受付（警備員室）へ

引き取り依頼する場合

ごみ減量推進課へ電話で申し込む

引き取ったペットの行方

動物専用焼却炉で火葬します。
※火葬の立会いや墓参はできません。

パソコンの処分方法

パソコンの回収は、各メーカーの受付窓口に直接申し込んでください。

- **各メーカーの回収窓口の紹介・自作パソコン・事業撤退等によりメーカー不在のパソコンの受付窓口**
  一般社団法人パソコン3R推進協会
  ☎03-5282-7685
  https://www.pc3r.jp

デスクトップパソコン

資源物の拠点回収※拠点回収に出すとリサイクルされます！

下記の施設に紙パック回収箱を設置し、資源物として紙パックの拠点回収を行っています。また、□の施設ではてんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管・小型家電の回収も行っています。なお、持ち込むことが難しい場合、紙パック・てんぷら油（てんぷら油は固めるか、布などにしみ込ませる）は「もえるごみ」として、ペットボトルキャップは「プラマーク」として、蛍光管・小型家電（パソコン以外）は「もえないごみ」として出してください。

紙パック	てんぷら油	ペットボトルキャップ	蛍光管
よく洗い、切り開き よく乾かす 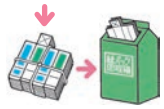 束ねて、ひもでくくり、回収箱に入れる	ペットボトルに油を入れキャップをしっかりしめる。 ↓ 回収箱に入れる ↓ 必ず**ロック**をする	簡単な水洗いをする ↓ 袋などから出し回収箱に入れる	購入時の包装箱に入れる ↓ 回収箱に入れる
●出せないもの 内側が茶色もしくはアルミコーティング（銀色）されたものは拠点回収には出せません。「もえないごみ」として出してください。	**●出せないもの** ガソリン、灯油、エンジンオイルなどは拠点回収には出せません。購入店・専門業者等にご相談ください。	**●出せないもの** しょうゆ、みりん、焼酎の入っていたペットボトルのキャップは拠点回収には出せません。「プラマーク」として出してください。	**●出せないもの** LED電球、白熱電球などは拠点回収には出せません。「もえないごみ」として出してください。電球の形をしていても中身が蛍光管であれば対象になります。

次ページへ続く

小型家電の回収について

出せるもの

回収箱の投入口（40cm×20cm）に入る小型の電化製品に限ります。
詳しい対象品目は、市ホームページやごみ分別辞典を参照してください。

出し方の注意点

投入口に入らないものは、必ず持ち帰ってください。電池、インクカートリッジは取り外し、個人情報が含まれるものは、データを削除してください。

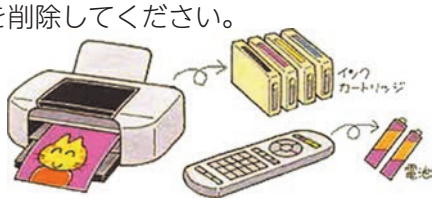

紙パック回収箱設置場所

□の施設ではてんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管・小型家電の回収も行っています。

六地蔵公会堂	西川原集会所	川東集会所	広野地域福祉センター	槇島集会所
木幡公民館	福角集会所	市役所庁舎	小根尾集会所	槇島十一集会所
木幡熊小路集会所	羽戸山集会所	菟道ふれあいセンター	緑ヶ原集会所	吹前集会所
木幡地域福祉センター	菟道南集会所	宇治橋通集会所	広野公民館	小倉公民館
平尾集会所	三室戸集会所	白川集会所	広野寺山集会所	蓮池中集会所
南山集会所	菟道集会所	中央公民館	尖山集会所	東堀池集会所
御蔵山集会所	車田集会所	琵琶台集会所	南宇治コミュニティセンター	西小倉集会所
東木幡集会所	三室戸北集会所	宇治野神集会所	平盛集会所	西小倉コミュニティセンター
平尾台東集会所	菟道北集会所	城南荘集会所	平盛ふれあいセンター	西小倉地域福祉センター
南部公会堂	明星集会所	開地域福祉センター	一ノ坪集会所	伊勢田集会所
東宇治地域福祉センター	志津川集会所	南陵南集会所	槇島コミュニティセンター	砂田集会所
東宇治コミュニティセンター	ゆめりあうじ	天神台集会所	西目川集会所	名木西集会所
大和田集会所	半白集会所			

自己搬入など

家庭から出るごみのうち、以下の品目は処理施設へ自己搬入ができます。ごみを搬入する際は、事前に下記の連絡先まで必ずお問い合わせください。
※P124の市で収集できないものについては、処理施設への自己搬入もできません。購入店、専門業者等にご相談ください。

品目	搬入先	処理費用（100kg毎）	連絡先
除草ごみ等もえるごみ	クリーン21長谷山 城陽市富野長谷山1-270	1,500円（税込）	事前手続きが必要です。搬入方法等詳細は、ごみ減量推進課までお問い合わせください。
剪定枝	クリーン21長谷山 城陽市寺田奥山1-61	1,500円（税込）	
土砂等（園芸用土）	グリーンヒル三郷山 久御山町佐古梶石1-3	1,200円（税込）	
家具類等もえないごみ	搬入先は宇治廃棄物処理公社（☎21-4048）です。事前予約が必要です。搬入基準、搬入方法等詳細については、直接お問い合わせください。		

※令和2年4月1日現在

ふれあい収集

介護が必要な方や、身体に障害のある方など、ごみ収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対し、玄関先での戸別ごみ収集や、希望者への声かけ（安否確認）を行っています。

対象となる方（世帯）

- 介護認定が要介護度1以上
- 身体障害者手帳1級または2級
- 療育手帳A
- 精神障害者保健福祉手帳1級

サービスの内容

正しく分別されている“もえるごみ”、“もえないごみ”、“資源物（缶・びん・ペットボトル・プラマーク・古紙類）”を、玄関先で週1回一括で収集します。

申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、ごみ減量推進課へ。

し尿処理

し尿収集の届出

汲み取り式便所のある家庭や事業所は、住民登録とは別に「し尿収集の届出」が必要ですので印かんをご持参のうえごみ減量推進課へ届けてください。

- 新規届…転入・転居したとき、または事務所等を使い始めたとき
- 変更届…代表者氏名、請求先等を変更したとき
- 廃止届…汲み取りの必要がなくなったとき（廃止届の提出がなければ、し尿処理手数料の請求が続くことになります）

収集日は、市政だより（毎月15日号）に掲載されます。収集は、おおむね20日間隔で行われます。

料金 一世帯あたり750円（月額）（令和2年4月1日現在）

出前講座

ごみ減量やリサイクルの大切さを伝える出前講座を市内で実施しています。

申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ、ごみ減量推進課へ。

海外リユース事業

市内のご家庭で使わなくなった「かばん、くつ、ぬいぐるみ、ベルト、古着、帽子、毛布など」を東南アジアなどでリユースする取り組みを実施しています。市役所と木幡公民館に回収箱を設置しています。

出し方の注意

クリーニングは不要ですが、汚損しているものはリユースできません。

上水道

各種手続きについて　事前の届出が必要です

- 水道の使用開始や、使用中止をする場合
- 水道使用者の名義変更や、納付書等の送付先を変更する場合
- 水道の使用用途が変わる場合

届出先 営業課（市役所本庁2階）

- 電話による届出もできます。（☎20-8807）
- 集合住宅にご入居の場合は、家主様や管理会社様にご確認をお願いします。

水道メーターの検針

問 営業課　☎20-8807

- 検針は2カ月に1度、1～10日の間に行っています。（東地区：偶数月、西地区：奇数月）
- お留守でもメーターが検針できる場所にある場合は検針します。

ご協力をお願いします

- メーターボックスの上やその周りに物を置いたり、植物を植えたりしないでください。
- メーターボックス内に汚水や土砂等が流れ込まないようにしてください。
- 犬はメーターボックスから離れたところに繋いでください。

※上記の理由以外であっても、門扉に鍵がかかっている等の理由で検針ができない場合があります。
その際は後日お伺いする案内を投函します。それでも検針ができない場合は、メーターの指示数をご報告いただくためのハガキを投函しますので営業課宛てに返送してください。

水道メーターの取替え

問 営業課　☎20-8807

メーターには有効期限があり、取替えが必要です

- 計量法により、水道メーターの有効期限は8年と定められています。このため有効期限が満了する前に、市では水道メーターの取替えを行っています。（費用は無料）
- 有効期限は各家庭で異なり、取替え対象のお宅にはあらかじめ「水道メーター取替えのお知らせ」チラシの投函、もしくはハガキを送付し、お知らせしています。

次ページへ続く

取替作業

- 作業は市の受託者証明書を持参した取替業者が行います。
- 立ち会いは不要です。
- 取替時間は15分程度です。受水槽がない場合はその間、断水となります。
- 取替完了後「水道メーター取替完了のお知らせ」を投函します。

※取替には万全を期しておりますが、わずかに濁り水や空気が出る事があります。その際は全ての蛇口をゆっくり全開にし、水だけを約1分間流してください（濁りや空気が十分に抜けるまで給湯器や浄水装置、トイレには通さないでください）。

漏水

問 営業課 ☎20-8761

水道管の老朽化等により、気がつかないうちに漏水が発生することがあります。水道メーターよりも敷地側で漏水した水量分は、水道料金及び下水道使用料が発生しますので、心当たりがないのに使用水量が多くなったときなど異常がある場合は、早めの点検や修理をお願いします。

※漏水の調査・修理等の費用は個人の負担となります。

漏水の調べ方

家庭のすべての蛇口を締め切っても、メーターボックス内のパイロット（メーターの文字盤のコマ）が回っているときは、漏水の疑いがあります。

漏水時の料金について

下記の①～④の要件全てを満たせば、漏水した水量分の料金の一部を軽減できる場合があります。

①埋設された給水管などからの漏水であること（蛇口・トイレ・給湯器・風呂・太陽光熱温水器等の不良によるものは対象外）
②善良な管理義務を果たしていること
③漏水の属する期別の水道使用量が、前年同期または修理後の期別の水道使用量の1.2倍以上であること
④修理後1年以内に申請されていること

軽減できる範囲

- 漏水により増加したと思われる水量の50％に相当する水道料金と100％に相当する下水道使用料
- 修理日以前の1年間で漏水により水量が増加した期間のうち、最大4カ月（2期）分

手続き方法

修理した業者から「漏水修理証明書」の交付を受け、「料金等軽減申請書」と共に、営業課に申請ください。必要書類は営業課窓口または市ホームページにあります。

修繕依頼

- メーターBOX内の水もれ
- メーターの止水栓が回らない
- 自分の家だけあるいは近所一帯水が出ない
- 赤や白い水が出る

問い合わせ 配水課（☎20-8765）

- 自宅内の水もれ・蛇口パッキン交換・水道工事

問い合わせ 市指定給水装置工事事業者へ

- 水洗トイレ、ガス湯沸し器、電気温水器、太陽熱温水器などのトラブル

問い合わせ 器具を取り付けた業者または市指定給水装置工事事業者へ

※事業者名簿は市ホームページに掲載しています。

市指定給水装置工事事業者の連絡先がわからない場合は、下記の漏水受付センター連絡先へ

漏水受付センター連絡先

問 ☎21-7474

漏水受付センターは上下水道部が業務委託している企業体です。漏水の修理や調査についてのご相談、市指定給水工事事業者の紹介など、年間を通じ24時間体制で受付しています。

水道工事の申し込み

問 工務課 ☎20-8764

家屋の新築や増改築に伴い水道の新設または改造等を行うには、市へ給水装置工事の申し込みが必要です。その際は市指定給水装置工事事業者を通じてお申し込みください。市指定給水装置工事事業者の一覧表を市ホームページに掲載しています。

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

宇治市は出張無料ですぐに駆けつけます

蛇口の水漏れ トイレつまりなど

水に関するトラブルならおまかせ！

お見積りのみでもご依頼OK！

親切・丁寧　スピード対応

最短30分で訪問　相談無料

修理後の保証も安心サポート体制！

リピーターさん急増中!!

＼私たちがお伺いします。／

蛇口・パイプの水漏れ修理 1,300円(税別)より

トイレの水漏れ修理 1,300円(税別)より

パイプ・トイレのつまり修理 2,300円(税別)より

雨漏りなどその他水のトラブルもおまかせ下さい

※材料が必要な場合は別途材料費がかかります。

「宇治市くらしの便利帳」特別割引き

基本料金3,000円→0円

安心・安全な地元密着業者

近畿水道サポートセンター

0120-194-887

携帯OK

24時間、土・日・祝も対応しています

https://www.suido-support.com/

(営業所)〒611-0042 京都府宇治市小倉町山際48-17　(本社)〒567-0896 茨木市玉水町1-47-1-21

貯水槽水道（受水槽・高置水槽等）の管理

貯水槽水道とは、マンションなどの建物で水道水を一旦貯水槽にため、貯水槽からポンプにより蛇口まで給水する仕組みをいいます。一旦貯水槽に貯めて給水していますので、水が汚染されないよう貯水槽の設置者の皆様におかれましては、適正な管理や定期検査を受けていただく必要があります。定期検査の結果につきましては、工務課までお知らせください。

上下水道料金の支払い

問 営業課　☎20-8761

支払方法は●口座振替と●納付書（納入通知書）払いです。クレジットカードの取扱いはしていません。

●口座振替の場合

検針月の翌月15日（金融機関休業日は翌営業日）に指定の口座より振り替えます。

口座振替手続きについて

①口座振替依頼書（市内金融機関窓口にあります。）
②「上下水道料金のお知らせ」等水栓番号と地区整理番号がわかるもの
③金融機関お届け印
上記①～③を持参し、ご利用の金融機関窓口でお手続きください。

●納付書（納入通知書）払の場合

検針月の月末（または翌月初め）に納付書を送付しますので、営業課窓口・金融機関・コンビニエンストア・一部スマートフォンアプリ（PayPay・LINEPay）で納期限までにお支払いください。

納付場所は納付書裏面または市ホームページでご確認ください。

低所得者への上下水道料金軽減制度

問 営業課　☎20-8761

同居者全員の前年の合計所得金額の合算が認定基準額以下の世帯を対象に、上下水道料金を軽減する制度があります（認定基準額は毎年見直します。）。

詳細は市ホームページまたは営業課までお問合わせください。

下水道

問 下水道管理課　☎20-8744

公共下水道への早期接続のお願い

各ご家庭で使用された水をきれいにして河川等へ放流するという公共下水道の効果を最大限に発揮するためには、各ご家庭で接続工事を行っていただく必要があります。法令に基づいて供用開始（下水道が使えるようになった日）後3年以内の接続工事をお願いしていますので、供用開始された地域でまだ工事をされていない方は早期の接続をお願いします。

流れにくいときの対応

水が流れにくい場所	原因及び対処法
台所や洗面台、お風呂、洗濯機等（雑排水）のみが流れにくい。	雑排水管が詰まっている可能性があります。防臭ますのお手入れができているか確認しましょう。
トイレの排水のみが流れにくい。	トイレの排水管が詰まっている可能性があります。下水道業者に確認しましょう（有料の場合あり）。
家庭内の全ての排水が流れにくい。	公共下水道に支障が出ている可能性があります。宇治市下水道管理課まで連絡してください。

※排水設備や公共汚水ますの周りに草木を植えると、根が侵入し、つまりなどの原因になることがあります。

〈以下は広告スペースです〉

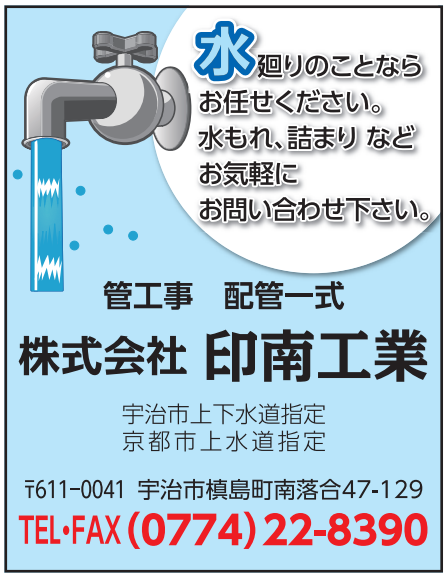

防臭ますの手入れ

①防臭ますのふたをあける

②防臭弁をはずす

③ひしゃく等で汚れを取り除く。

④防臭弁を元に戻し、ふたをしめる。

※写真は一例です。
※③で取り除いた汚れは、燃えるゴミとして、定められた収集日に出してください。

公共下水道と排水設備の管理区分

公共下水道はトイレや台所等の排水をキレイにすることができる重要な施設ですが、快適に使うためには適切に維持管理する必要があります。公共下水道の管理境界は道路境界と異なり、公共汚水ますを境に下流（道路側）（⟷部分）は宇治市の管理、上流（敷地側）（⟷部分）は使用者の管理となるので注意してください。

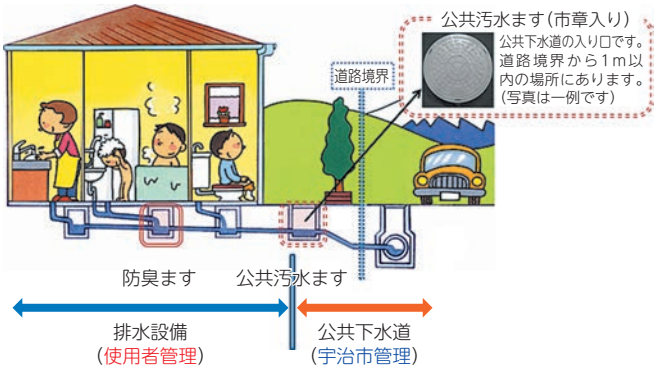

住まい・道路など

問 住宅課 住宅係	☎20-8740
住宅課 空き家対策室	☎21-0418
都市計画課	☎20-8743
歴史まちづくり推進課	☎20-8918
建設総務課	☎20-8735
環境企画課	☎20-8726

市営住宅

市営住宅に入居を希望する場合は、所定の手続きが必要です。入居の募集は、市政だよりや市ホームページなどでお知らせします。詳しい申込方法、申込資格については、住宅課までお問い合わせください。

入居申込資格

- 現に同居し、または同居しようとする親族がある人
- 現在、住宅に困っていることが明らかな人
- 公営住宅法及び宇治市市営住宅条例で定められた収入の範囲内であること
- 現に市内に居住していること
- 申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- 入居にあたっては原則として2名の連帯保証人が必要です

都市計画

用途地域など

良好で快適なまちづくりのため、都市計画法により住宅・商業・工業などまちのあるべき姿を誘導するため、建築物の用途など土地利用に様々なルール（規制）を設けています。土地の売買や住宅の建築などをお考えの場合は、各種規制について都市計画課の窓口で確認することができます。詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

空き地・空き家バンク
空き地・空き家でお困りの方、ぜひご相談下さい。
☑ 空き地・空き家をどうしていいかわからない。
☑ 空き家を解体して空き地にしたい。
☑ 相続したが何から初めていいかわからない。
弊社在籍、弁護士・税理士・土地家屋調査士等の専門家を交え的確なアドバイスを致します。
どこから手をつけていいかわからない…。空き家の既存物撤去・遺品整理もご相談ください。
"農業以外の用途に使えない"という制限のかかる「2022年 生産緑地問題」もご相談ください。
(有) OFFICE KAN
オフィス　カン
営業時間　9:00～18:00
☎075-812-4577
〒600-8355 京都市下京区来迎堂町727
京都府知事免許(3)第12563号

京都府内で注文住宅・マンション・店舗内装・リノベーションを手がける。
注文住宅
マンション
店舗内装
リノベーション
株式会社 桐丸工務店
〒600-8486 京都市下京区高辻堀川町359
075-812-6363　FAX:075-812-5259
京都府知事 許可(般-26)第32867号　財団法人住宅保障機構登録番号21006693　財団法人住宅リフォーム・紛争処理センターリフォネット登録店0162

都市計画施設の区域内における建築の許可申請

都市計画道路など都市計画施設の区域内において、建築物を建築する場合は、市の許可が必要です。

都市計画施設の区域や申請に必要な書類は、都市計画課の窓口、または、市ホームページで確認することができます。詳しくは、事前に都市計画課までお問い合わせください。

地区計画の区域内における建築等の届出

地区計画の区域内において、建築物の建築などの行為をする場合は、その行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要です。

地区計画の区域や届出に必要な書類は、都市計画課の窓口、または、市ホームページで確認することができます。

屋外広告物

屋外広告物には、看板や広告塔、貼紙など様々な種類があり、景観を構成する重要な要素となっています。また、老朽化した広告物は落下などにより重大な事故を引き起こす恐れもあります。市では条例を制定し、屋外広告物掲出のルールを定めていますので、掲出するには申請が必要となります。詳しくは、歴史まちづくり推進課までお問い合わせください。

風致地区

風致地区とは、都市の風致を維持するために良好な自然環境を保持している区域、史跡、社寺仏閣等がある歴史的なまちなみを有する区域など、都市計画法に基づき定めた地域地区のひとつで、風致地区内で建築その他の行為を行う場合には、市長の許可が必要となります。詳しくは、歴史まちづくり推進課までお問い合わせください。

景観計画

市では、めぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民と協働で快適でうるおいのある景観づくりを進めるために、景観法に基づく景観計画を策定しています。建築物や工作物の建築や開発行為等を行う場合には、市への届出が必要な場合があります。詳しくは、歴史まちづくり推進課までお問い合わせください。

道路・河川など

市が管理する道路・河川の一部を使用（占用）や改築をするとき

個人でやむを得ず市が管理する道路・河川を使用（占用）や改築をしなければならないときは、申請書を提出し、許可を受けてから工事または使用（占用）してください。詳しくは、建設総務課へお問い合わせください。

- 水道管、下水管、ガス管、その他のこれらに類する管類
- 工事用足場、工事用車両等
- 個人の土地への進入のための河川や道路側溝等へ蓋架けや橋架け

空き家等アドバイザー

宇治市に空き家を所有している方は専門業者に活用や解体、管理方法などを相談することができます。

申込み

申請用紙に記入の上、住宅課空き家対策室まで提出（申請用紙は住宅課空き家対策室窓口に備え付けてある他、市ホームページからもダウンロード出来ます。）

料金 初回のみ相談無料

空き家出前講座

市の担当職員が、空き家の現状や、宇治市の管理不全空き家への対応、空き家に対する支援制度についての出前講座を実施しています。

対象 市内在住の団体

申込方法 申込書に必要事項を記入の上、住宅課空き家対策室へ。

空き家の見守りサービス

空き家を所有しているが、住居から遠いなどの理由で空き家の状態の把握が難しい場合に、本市と協定を締結した事業者が代わりに見守りを行うサービスです。建物の様子や、屋外の庭木の様子を目視で確認し、所有者（依頼者）に報告します。

料金 2,500円（税別）

申込先

- 公益社団法人　宇治市シルバー人材センター
  ☎0774-20-1734 FAX0774-20-0580
- 一般社団法人　宇治高齢者事業団
  ☎0774-21-6685 FAX0774-21-6685

犬を飼うとき

狂犬病予防法により、生後91日以上の飼い犬は、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。集合注射会場（毎年4月、日時指定）または（公社）京都府獣医師会所属の動物病院で予防注射を受け、登録の手続きを行ってください。

登録手数料（鑑札） 3,000円

注射済票交付手数料 550円

引越などにより登録事項に変更が生じたときは、環境企画課で手続きしてください。転入されてきたときは、旧住所地の市町村が交付した鑑札をお持ちください。

斎場・墓地

斎場

問☎39-9203

火葬場と葬祭場を併設しています。

2種類の式場があり、家族葬や大きな葬儀にもご利用いただけます。

利用申込 斎場または葬儀事業者へお問い合わせください。

使用料

区分		単位	市内	市外
火葬場	大人（12歳以上）	1体	12,000円	90,000円
	小人（12歳未満）	1体	8,000円	60,000円
	妊娠4月以上の死産児	1体	6,000円	45,000円
	妊娠4月未満の死産児	1体	3,600円	27,000円
	肢体の一部及び胎盤	4キログラムまで	3,600円	27,000円
		4キログラムを超え1キログラムごとに	800円	6,000円
第1葬祭場		◷16時から翌日の16時まで	52,000円	186,000円
		◷0時から16時まで	26,000円	93,000円
第2葬祭場及び第3葬祭場（第1葬祭場を2分の1ずつに区画したものをいう。）		◷16時から翌日の16時まで	26,000円	93,000円
		◷0時から16時まで	13,000円	46,500円
安置室		◷16時から翌日の16時まで	3,600円	12,900円
待合室		1室2時間	2,400円	8,600円

天ケ瀬墓地公園

問☎39-9205

宇治市にお住まいの方であればご利用いただけます。

墓所使用者の募集がある場合は、募集開始前に市政だよりに掲載します。詳細や資料請求は、天ケ瀬墓地公園管理事務所にお問い合わせください。

使用開始後の納骨や承継などの手続きについても、天ケ瀬墓地公園管理事務所にお問い合わせください。

種別	墓所使用料	墓園管理料（年額）
2平方メートル墓所	500,000円	4,000円
3平方メートル墓所	750,000円	6,000円
4平方メートル墓所	1,000,000円	8,000円

各種相談

各種相談あんない

※問い合わせの電話番号がないものは、すべて市役所 ☎22-3141（代表番号）へ
※相談窓口によって、12時～13時は休憩時間の場合があります
※年末年始は、相談日にその記載があるものを除き、受け付けしていません

	相談名	相談できる内容	相談日	場所／問い合わせ
宇治市	人権相談	●差別を受けたり、名誉・信用を侵されたりしたとき その他、人権にかかわる問題全般	毎月第1木曜日 ◷10時～15時 （祝日の場合は第2木曜日） 人権擁護委員による相談	市役所会議室 人権啓発課 （☎20-8725 FAX20-8778）
			月～金曜日（祝日を除く） ◷8時半～17時15分 上記以外については京都地方法務局宇治支局へお問い合わせください	京都地方法務局 宇治支局 （☎24-4122 FAX24-4127）
	行政相談	●国・独立行政法人や特殊法人の仕事、府や市の仕事のうち国が関わっている仕事についての要望・苦情など	毎月第3木曜日 ◷13時～16時	市役所会議室 自治振興課市民相談係 （☎20-8713）
			上記の相談日以外に、行政相談委員に相談することもできます。 ※相談方法については、自治振興課市民相談係へお問い合わせください	
	市政相談	●市政に関する要望など	月～金曜日（祝日を除く） ◷8時半～17時15分	市役所市民相談室 自治振興課市民相談係 （☎20-8713）
	消費生活相談	●消費生活相談員による消費生活にかかわる相談	月～金曜日（祝日を除く） ◷9時～16時	市役所消費生活センター （☎20-8796）
	教育相談	●学習や家庭教育、学校における活動に関すること ●いじめ・不登校・子どもの行動で気になること	月～金曜日（祝日を除く） ◷9時～17時	教育支援センター 学校教育課（☎21-1879） 教育支援課（☎21-1890）
	ふれあい教育相談	●不登校、いじめ、学習、学校生活などの親子の悩み	月～金曜日（祝日を除く） ◷13時～17時	ふれあい教育相談 （相談専用 ☎39-9179） （k-soudan@city.uji.kyoto.jp）
	予約による女性のための相談	●女性が抱えているさまざまな悩み全般にかかわること（内容によっては、法律相談やフェミニスト・カウンセリング、こころとからだの相談におつなぎします）	火・木曜日、第2日曜日（祝日を除く） ◷13時半～16時半 第3火曜日（祝日を除く） ◷10時半～12時半、13時半～16時半	男女共同参画支援センター （相談予約専用 ☎39-9379）

〈以下は広告スペースです〉

こんな仕事をお引きうけいたします。
●樹木の剪定・草刈り
●家庭内の整理・清掃
●空き家の見回り・草刈り

設立43年 信頼と実績の
一般社団法人宇治高齢者事業団
TEL&FAX 0774-21-6685
宇治市槇島町外1-21

行政書士
東宇治法務事務所
遺言・相続 / 各種許認可
書類作成 など
お困りごとなら、お気軽にお問い合わせください！

〒611-0011
宇治市五ヶ庄平野1-12
TEL：080-8473-0840
FAX：0774-33-6193
Mail:takagi.issei@gmail.com

紙管　ダンボールケース
ボール芯　包装資材
共同紙管有限会社

宇治市槇島町千足75-2
TEL.0774-24-7956
FAX.0774-24-7968

	相談名	相談できる内容	相談日	場所／問い合わせ
宇治市	男性のための電話相談	●男性が抱えているさまざまな悩み全般にかかわること	毎月第3金曜日 ◷18時～20時 (祝日の場合は第2金曜日)	男女共同参画支援センター (☎39-9377)
	予約による女性のチャレンジ相談	●起業、NPO、地域活動、コミュニティビジネスなど	毎月第2・4金曜日 ◷13時～19時 (祝日の場合は日程が変わります)	男女共同参画支援センター (☎39-9377)
	成人健康相談	●20歳以上の人を対象にした健康・栄養相談(電話予約が必要)	月～金曜日(祝日を除く) ◷9時～16時	うじ安心館 健康生きがい課 (☎20-8793)
	防火相談	●家庭や事業所での防火対策・消火器のこと ●住宅用火災警報器のこと	毎日	各消防署
			月～金曜日(祝日を除く) ◷8時半～17時15分	消防本部予防課 (☎39-9402 FAX39-9406)
	高齢者総合相談	●高齢者やその家族などからの介護・健康・生活・権利擁護・高齢者虐待に関することなど	月～土曜日(祝日を除く) ◷9時～17時 虐待の通報は、時間外及び日曜・祝日・年末年始も受け付けています	地域包括支援センター ■東宇治北(☎33-8270) ■東宇治南(☎38-1250) ■南部・三室戸(☎23-6115) ■中宇治(☎28-3180) ■北宇治(☎21-8123) ■槇島(☎21-6605) ■西宇治(☎28-6180) ■南宇治(☎45-1544)
			月～金曜日(祝日を除く) ◷8時半～17時15分 ●時間外のお問い合わせ (虐待に関する相談) 22時までは (☎22-3141 FAX20-8780) 22時以降、土・日曜日、祝日、年末年始は (☎22-3142 FAX20-8780)	健康生きがい課 (☎20-8793)
	障害者生活相談	●障害(児)者の生活相談など	月～金曜日・第1・3土曜日 (祝日を除く) ◷8時半～17時15分	障害者生活支援センター 「そら」 (☎32-8441 FAX22-8459)

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

私たち行政書士が成年後見人等として
安心した生活をサポートします。

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター

高齢者の方、認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方などが、安心してその人らしい生活が送れるよう、身上保護や財産管理を中心にサポートします。

一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター
コスモスきょうと

TEL 075-692-3050
京都市南区東九条南河辺町85-3　京都府行政書士会館内

	相談名	相談できる内容	相談日	場所／問い合わせ
宇治市	**障害者虐待対応窓口**	●障害者の虐待に関すること	月～金曜日（祝日を除く） ◷8時半～17時15分 ●時間外のお問い合わせ 22時までは （☎22-3141 FAX20-8780） 22時以降、土・日曜日、祝日、年末年始は （☎22-3142 FAX20-8780）	障害福祉課 （☎21-0419 FAX22-7117）
	児童虐待相談	●児童の虐待に関すること		こども家庭相談 （相談専用 ☎39-9178） こども福祉課 （☎20-8733）
	認知症相談	●認知症に関すること	月～金曜日（祝日を除く） ◷9時～17時	中宇治地域包括支援センター （☎28-3686） 北宇治地域包括支援センター （☎21-8123）
	子育て相談	●子育てに関する心配や悩み、家庭・学校・地域でのことなど（18歳未満の子ども・保護者）	月～金曜日（祝日を除く） ◷9時～12時、13時～16時	こども家庭相談 （相談専用 ☎39-9178）
		●子育てに関する心配や悩み、子育て支援事業の紹介など	月～金曜日（祝日を除く） ◷9時～16時半	来庁者子育て支援コーナー （市役所1階市民交流ロビー内） こども福祉課
		●子育てに関する心配や悩みなど ※相談場所はP111・112の地域子育て支援拠点を確認してください。	月～金曜日（祝日を除く） ◷9時～16時	■西部地域子育て支援センター （☎39-9209 FAX39-9108） ■南部地域子育て支援センター （☎44-3692 FAX44-8070） ■東部地域子育て支援センター （☎32-5580 FAX32-5531） ■北部地域子育て支援センター （☎33-6201 FAX46-9800）
			火～土曜日（祝日を除く） ◷9時～16時	げんきひろば （☎39-9309 FAX39-9210）
			月～土曜日のうち5日 （祝日を除く） ◷10時～16時	りぼん（☎・FAX44-2112）
			月～金曜日（祝日を除く） ◷10時～16時半	ぶんきょうにこにこルーム （☎・FAX25-2525）
			火・木・土（祝日を除く） ◷10時～15時	ひあ にしおぐら （☎・FAX51-2084）
			月・火・木・金・日曜日 （祝日を除く） ◷10時半～15時半	toridori（トリドリ） （☎・FAX31-2430）
			月・火・木・金曜日 （祝日を除く） ◷10時～15時	ぽけっと（☎070-1764-5463） （開設日のみつながります。）
	犯罪被害者相談	●犯罪被害者の支援、見舞金に関する相談	月～金曜日（祝日を除く） ◷8時半～17時15分	総務課（☎20-8700）
	ひきこもり相談	●ひきこもり状態にある人や家族からの相談	月～金曜日 （年末年始・祝日を除く） ◷10時～17時 （受付は16時まで）	総合福祉会館内　相談ルーム あんど・ゆー （ほっこりスペースあい） （☎25-2781）
宇治市社会福祉協議会	**福祉なんでも相談**	●福祉に関するサービスや制度とその実施機関や相談先の紹介など	月～金曜日（祝日を除く） ◷9時～17時	総合福祉会館 社会福祉協議会内 ふれあい福祉センター （☎・FAX23-0857）
	法律相談	●法律に関すること（定員8人・1人20分。予約が必要。相談日の2週間前の木曜日9時から予約受付開始。）	木曜日（祝日を除く） ◷13時半～17時	

	相談名	相談できる内容	相談日	場所／問い合わせ
宇治市社会福祉協議会	年金・社会保険相談	●年金・健康保険・雇用保険・労災保険・労務に関しての書類の見方、手続きなどについて（予約優先）	毎月第1木曜日（祝日を除く） ◷10時～正午	総合福祉会館 社会福祉協議会内 ふれあい福祉センター （☎・FAX23-0857）
	登記相談	●相続・登記・売買・担保設定・裁判事務・供託手続きなどに関すること（予約が必要）	毎月第2・3・4木曜日 （祝日を除く） ◷9時半～正午	
	多重債務相談	●消費者金融・住宅ローンなど債務に関すること（予約が必要）	毎月第2水曜日（祝日を除く） ◷18時～21時	
	成年後見相談	●成年後見制度に関すること（予約が必要）	毎月第2水曜日（祝日を除く） ◷18時～21時	
	ボランティア相談	●ボランティア活動に関すること	月～金曜日（祝日を除く） ◷9時～17時	総合福祉会館 社会福祉協議会 （☎22-5650 FAX22-5654）
府	京都府交通事故巡回相談	●交通事故の損害賠償・示談・保険請求など（予約不要、先着順）	毎月第1木曜日 ◷9時～11時半、13時～16時 （祝日の場合、前後の日に変更になります。右記までお問い合わせください。）	京都府山城広域振興局 （☎21-2101）
	家庭問題に関する相談	●DV、障害など家庭問題に関すること	月～金曜日（祝日を除く） ◷8時半～17時15分 「DV」については毎日20時まで受付	京都府家庭支援総合センター （☎075-531-9600）
	家庭問題に関する相談	●DVに関すること	月～金曜日（祝日を除く） ◷9時～17時	京都府南部家庭支援センター （☎43-9911）
	児童虐待相談	●児童の虐待に関すること	月～金曜日（祝日を除く） ◷8時半～17時15分 （緊急時24時間対応）	京都府宇治児童相談所 （☎44-3340）
			24時間365日	児童相談所相談専用ダイヤル ☎0570-783-189 （※最寄りの児童相談所へ転送）
	ひきこもり相談	ひきこもり状態にある人や家族からの相談	月～金曜日（祝日を除く） ◷9時～16時	京都府脱ひきこもり支援センター （☎075-531-5255）
国	児童虐待相談	●児童の虐待に関すること	通話料無料 24時間365日	全国共通ダイヤル189 （※最寄りの児童相談所へ転送）

次ページへ続く

〈以下は広告スペースです〉

〈以下は広告スペースです〉

	相談名	相談できる内容	相談日	場所／問い合わせ
国	職業相談	●職業相談・職業紹介（高年齢者・障害者を含む）など	月～金曜日（祝日を除く） ◷8時半～17時15分	ハローワーク宇治 （☎20-8609 FAX24-7796）
		●職業相談・職業紹介（高年齢者を含む）など	月～金曜日（祝日を除く） ◷8時半～17時	ハローワークプラザ城南 （☎46-4010）
その他	若年者仕事・進路相談	●就職・自立相談など（15～49歳。保護者も可。電話予約が必要）	月～土曜日（祝日を除く） ◷10時～19時	地域若者サポートステーション京都南（サザン京都） （☎54-5380 FAX54-5382）
	青少年相談	●青少年の非行に関する悩みなど	毎月第3火曜日（祝日の場合は翌日） ◷13時～16時	宇治市福祉サービス公社内宇治地区更生保護サポートセンター（☎・FAX23-2335）
	年金相談	●国民年金・厚生年金についての来所による相談・手続きなど	月～金曜日（祝日を除く） ◷8時半～17時15分 週始めの開所日のみ19時まで延長 第2土曜日 ◷9時半～16時	京都南年金事務所 （☎075-644-1165 FAX075-641-8738） 街角の年金相談センター宇治 （来訪相談のみ）
		●国民年金・厚生年金についての電話による相談		ねんきんダイヤル （☎0570-05-1165）
	こころの悩み相談	こころの悩み、死にたいほどの悩み相談	月～金曜日（年末年始・祝日を除く） ◷9時～20時	京都府自殺ストップセンター （☎0570-783-797）
			年中無休 24時間	京都いのちの電話 （☎075-864-4343）
	人権相談	差別を受けたり、名誉・信用を侵されたりしたとき、その他、人権にかかわる問題全般	月～金曜日（祝日除く） ◷8時半～17時15分	みんなの人権110番 （全国共通人権相談ダイヤル） （☎0570-003-110）
			月～金曜日（祝日除く） ◷8時半～17時15分	子どもの人権110番 （☎0120-007-110）
			月～金曜日（祝日除く） ◷9時～17時	外国語人権相談ダイヤル （☎0570-090911）

情報公開

問 総務課　☎20-8700

情報公開・個人情報保護

情報公開制度・個人情報保護制度

市が保有している公文書や自己の個人情報について、宇治市情報公開条例及び宇治市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を保護しながら、情報公開等を行います。

公文書公開請求

請求方法

公文書公開請求はどなたでも行うことができます。
公開を請求する公文書を具体的に特定し、請求書に記入してください。公文書の特定は、公文書を保有する各担当課職員に相談してください。
請求書の提出は、総務課窓口にお持ちいただくか、郵送してください。
※口頭や電話による請求はできません。

請求から公開までの流れ

請求の受付日から起算して原則15日以内に公開等の決定を行います。その後、総務課窓口または郵送にて公文書を公開します。
写しの交付をお求めの場合は写しの作成費用、郵送の場合は写しの作成費用及び郵送料を請求者に負担していただきます。

公開できないもの

個人情報等、宇治市情報公開条例に規定している非公開情報は公開できません。詳しくは総務課へお問い合わせください。

個人情報開示請求

請求方法

自己の個人情報の開示を請求することができる制度であり、本人または法定代理人に限り請求できます（特定個人情報については、任意代理人による請求もできます。）。
総務課窓口にて請求書を提出してください。その際、本人確認書類等の提示が必要です。
※口頭や電話、郵送による請求はできません。

請求から公開までの流れ

請求の受付日から起算して原則15日以内に開示等の決定を行います。その後、総務課窓口にて請求者に個人情報を開示します。請求の際にご提示いただいた本人確認書類を再度提示いただく必要があります。
写しの交付をお求めの場合は写しの作成費用を請求者に負担していただきます。

開示できないもの

第三者の個人情報等、宇治市個人情報保護条例に規定している不開示情報は開示できません。詳しくは総務課へお問い合わせください。

議会・選挙

議会

問 議会事務局　☎20-8747

傍聴

本会議や委員会は、傍聴することができます。傍聴を希望する人は、議会事務局にお問い合わせください。傍聴席は本会議70席（車いす用5席を含む）、委員会10席程度（車いす利用可）です。また、本会議、常任委員会及び予算・決算特別委員会は、市議会のホームページから議会中継を見ることができます。

会議録閲覧

本会議・委員会の会議録は議会事務局または市立図書館で閲覧できます。
（※古い会議録は、準備が必要な場合もありますので、事前にお問い合わせください。）

また、市議会のホームページでは、本会議（平成3年～）と委員会（平成10年4月～）の会議録を公開しています。

請願・陳情

請願・陳情は市政に対する意見や要望を市議会に提出するものです。

請願は、議会で審議し、採択、不採択を決定し、採択した請願は執行機関に送付するなどして、その実現に努めます。

また、陳情は議長により議会に報告されます。市議会へ請願・陳情する場合は次の要領で提出してください。

- 件名、趣旨、提出年月日、住所・氏名（法人の場合は、所在地・組織の名称及び代表者氏名）を記載し、押印（陳情は不要）してください。

※住所は会議録で、氏名は会議録及びホームページで公表されます。

- 請願の場合は1人以上の紹介議員の署名が必要です。

受付期間

いつでも受付をしていますが、請願は各定例会の開会日の前日までに提出されたものをその定例会で審議し、陳情は閉会日の前日に開かれる議会運営委員会に報告できるものはその定例会で報告されます。

選挙

問 選挙管理委員会　☎20-8798

選挙

投票区

宇治市の投票区は、全49投票区です。

投票方法

選挙は、投票日に投票所で投票することを原則としていますが、例外として次の投票制度を利用することができます。

期日前投票制度	不在者投票制度	郵便などによる不在者投票制度
投票日に仕事などの理由で、投票所に行くことができない方が、選挙の公示・告示日の翌日から投票日の前日までの間に、期日前投票所で投票できる制度です。	投票日に仕事などの理由で、他の市区町村に滞在する方が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票できる制度です。また、病院や老人ホームなどに入院・入所中の方が、その施設において投票できる制度です。（都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に限ります。）詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。	身体に重い障がいなどがあって、投票所に行けない方が郵便などにより、自宅等で投票できる制度です。国の定める要件に該当する方が対象で、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

市民参加と協働のまちづくり

市民参加

問 自治振興課 ☎20-8721 ／ 環境企画課 ☎20-8726

町内会・自治会活動に参加しませんか

問 自治振興課

町内会・自治会は、自分たちの住んでいる地域を、自分たちの手でより住みやすいまちにするために、地域の住民により自主的に作られた住民自治組織です。生活の場をより良い環境に向上させるとともに、個人が感じている地域への思いや願いなどを社会全体に反映させていく上で、非常に重要な役割を担っています。

宇治市内では600団体を超える町内会・自治会が活動されています。地域により、町内会・自治会の規模や活動内容等は様々ですが、近年では、災害時における町内会・自治会の役割が特に注目されています。

主な町内会・自治会活動

- 文化・親睦活動…夏まつりや運動会、親睦旅行等
- 環境・美化活動…公園・集会所の清掃や古紙回収等
- 防災・防犯活動…防災・避難訓練や防犯パトロール等
- 福祉活動 ……見守り・声かけ運動や敬老会等

私たちは、周りの人たちのちょっとした気づかいや、支え合いの中で暮らしています。「いざというときに支え合えるご近所付き合いがある」「自分たちのまちは自分たちで守る」といった積み重ねが住民の安心に繋がっていきます。住みよい環境づくりのため、お互いに協力し、連携を深めながら、安心・安全なまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

町内会・自治会への加入について

まずは、お住まいの地域の町内会・自治会の会長さんや役員さん等に加入の相談をしてみましょう。会長さんの連絡先や町内会・自治会の有無がわからない場合は、市役所2階自治振興課でお調べしますので、お気軽にお立ち寄りください。

ecoット宇治の活動

問 環境企画課

みんなのちからで地球温暖化を食い止めよう！
～ecoット宇治（環境ボランティア）メンバー募集のお知らせ～

宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議（愛称：ecoット宇治）は、市民・事業者・行政が三位一体となって地球温暖化対策に取り組んでいくパートナーシップ団体です。「温暖化 出来ることから やってみよう」をテーマに、環境学習や省エネ相談所の開設など様々な活動をしています。

たとえば、次のような活動です。

要らなくなったおもちゃをとりかえっこする「かえっこバザール」を各地で開催しています！子ども達が集まり大盛況！

ご家庭の電気やガスの使い方を聞いて省エネアドバイスを行います。
おうちの電気代を節約するチャンス！

みどりのカーテンの講習会や植え付けも行っています。

再生可能エネルギーグループでは木製水車を作り小水力発電にチャレンジ。宇治川で実験を行いました。

地球全体のことに対して一市民に何ができるのか？と思われるかもしれません。しかし、日本から出る温室効果ガス（二酸化炭素）のうち15％は一般家庭から排出されるものなのです。ほんの少しの工夫を知ることで地球温暖化を少しでも食い止めることができるのです。

また、併せて市民と一緒になって活動し、支援してくださる事業所の方も募集しております。

是非、市役所と力を合わせて地球温暖化対策に取り組んでみましょう。

ecoット宇治のボランティア活動及び事業所による支援等に興味のある人は環境企画課までご連絡ください。

まちづくり

問 都市計画課 ☎20-8743 ／ 自治振興課（消費生活センター） ☎20-8796

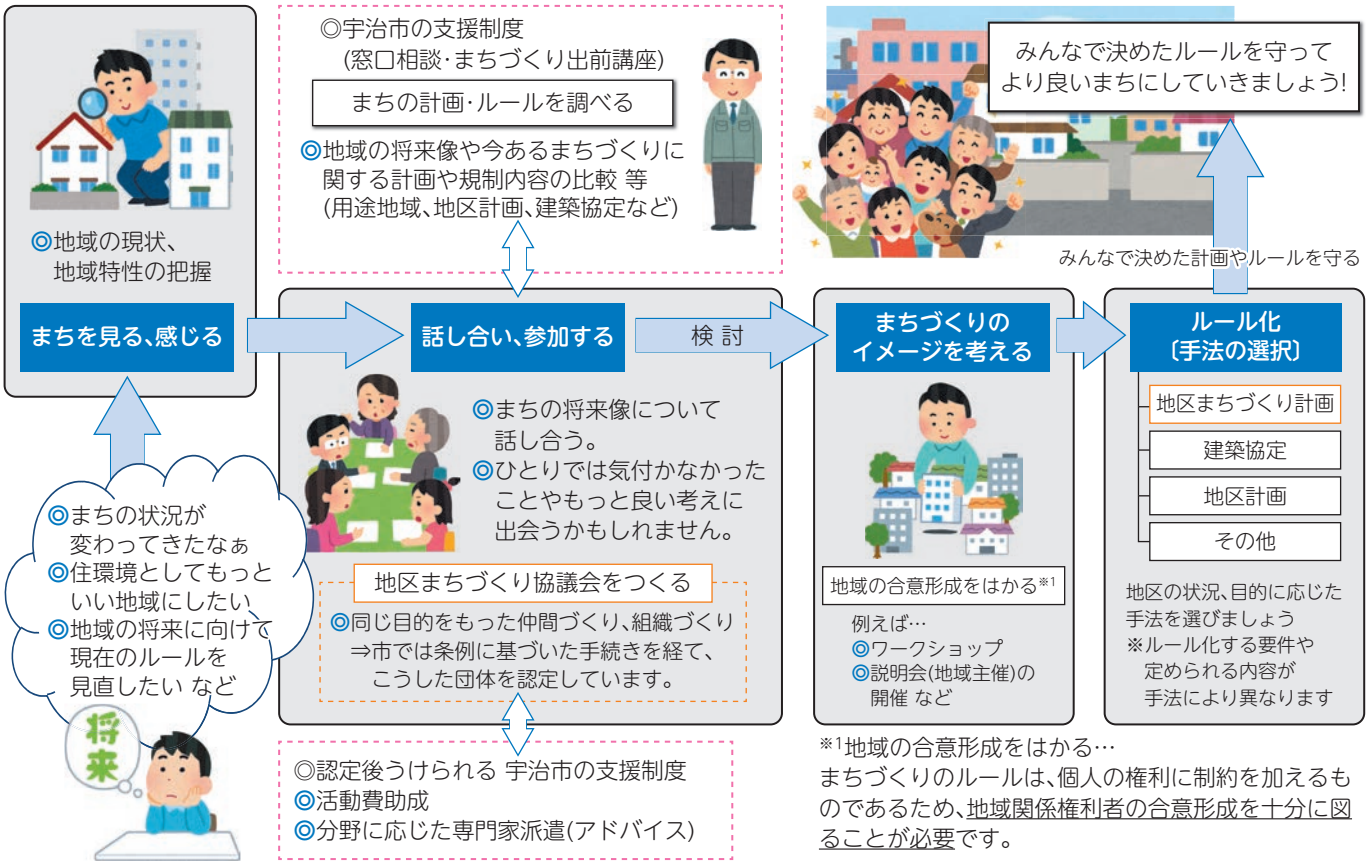

※1地域の合意形成をはかる…
まちづくりのルールは、個人の権利に制約を加えるものであるため、地域関係権利者の合意形成を十分に図ることが必要です。

まちづくり出前講座

問 都市計画課

市の担当課職員が地域の会合等に伺い、まちづくり活動の進め方や利用出来る手法・制度・支援の内容などについて、アドバイスを行い、まちづくりを応援します。（対象：住民等が主体となってまちづくりに関する活動を行おうとしている、または行っている10名以上の団体）

まちづくり専門家派遣

問 都市計画課

まちづくりに関する専門的、技術的な助言を行い、住民主体でまちづくりが進められるように支援することを目的として、地区まちづくり協議会の要請に応じて、まちづくり専門家を派遣します。（対象：地区まちづくり協議会）

まちづくり活動費助成

問 都市計画課

地区まちづくり計画の策定など自主的なまちづくりを促進することを目的として、地区まちづくり協議会の活動費の一部を助成します。1団体につき延べ3年度を限度として、活動に必要と認められた経費のうち2分の1もしくは30万円のいずれか低い方を、予算の範囲内で助成します。（対象：地区まちづくり協議会）

消費生活出前講座

問 自治振興課

宇治市消費生活センターでは、町内会やご近所の集まりなどの集会に消費者トラブルに関する講師を派遣する「出前講座」を実施しています。年間1千件以上の相談を受けている消費生活相談員が、悪質商法の手口や対処方法、市で受けた相談事例の紹介など、身近な消費問題をテーマにお話しします。

対象 市内に在住または在勤する10人以上の団体・集まり

時間帯 平日の9時から17時までの間で2時間以内

問合・申込 宇治市消費生活センター（市役所1階）
☎20-8796

消防

火災・救急・救助

問 指揮指令課 ☎39-9405 ／ 警防救急課 ☎39-9403

119番通報するときは

問 指揮指令課

- 119番通報は、火事や救急、救助の緊急通報専用の電話です。
  災害のお問い合わせは「災害情報自動案内」へ、また、夜間休日の病院のお問い合わせは「救急病院案内」へお掛けください。
- 携帯電話からの119番通報は、災害が発生した所在地を確認してから通報してください。
  分からない場合は、付近の大きな建物や店舗などの名称、または交差点名などを確認してください。
  通報後、消防から問い合わせをする場合がありますので、電源を切らないでください。
- 119番通報は、なるべく固定電話からお掛け下さい（自宅から火災が発生し早急に避難が必要な場合などは、携帯電話を使用してください。）

正しい119番通報のしかた

宇治市からの119番通報は、宇治市消防本部内の指令室につながります。

ただし、携帯電話で通報した場合は、近隣の市町村につながることがあり、管轄の消防本部に転送する必要があるので、必ず災害が発生した市町村名をお伝えください。

通報の際に係員が聞くことは次のとおりですので、落ち着いてゆっくり、はっきりと質問に答えてください。

火災の場合

1. 住所・番地（近くの目標物、マンションなどは名称と階数）
2. 何が燃えているか（家、車など）
3. 逃げ遅れた人はいないか
4. 通報者の氏名、電話番号

救急の場合

1. 住所・番地（近くの目標物、マンションなどは名称と階数）
2. 誰がどうしたのか（急病、ケガ、交通事故など）
3. 通報者の氏名、電話番号

救急通報の際、通報内容から心肺停止状態であることが分かった場合、傷病者への心肺蘇生などの応急手当てをお願いすることがあります。ご協力をお願いします。

災害情報自動案内

問 指揮指令課

宇治市内で発生している災害情報を、自動音声で提供しています。

119番は緊急の通報専用電話ですので、「どこで火事？」などのお問い合わせには対応できません。

電話番号 ☎22-0909

救急車の適正利用

問 警防救急課

2019年中における宇治市消防本部の救急車出動件数は、9,226件となっています。

また、救急車で搬送された方の内、約半数は入院を必要としない軽症と診断されています。

本当に救急車を必要としている方のために救急車の適正利用にご協力ください！！

> 事故や病気で救急車以外に搬送の手段がなく、症状からみて緊急に医療機関に搬送が必要と判断される場合は迷わずに119番通報してください。
> ご自身で病院に行ける状態であれば、マイカーやタクシー等の利用をお願いします。

救急安心センター

京都府内共通の短縮ダイヤル#7119または☎0570-00-7119へダイヤルすると、医師、看護師、相談員等が、「すぐに救急車を呼ぶべきか」、「すぐに医療機関で受診すべきか等」の医療相談、受診可能な医療機関の案内等、判断に悩む住民(全年齢)からの相談に24時間365日助言を行います。

この他にも、府内に住む15歳未満の子供や家族などを対象に、小児専門の急な病気やけがの相談ダイヤルがあります。午後7時から翌朝8時まで（土曜日（祝日や年末年始を除く）は午後3時から翌朝8時まで）#8000または☎075-661-5596へダイヤルして相談してください。

これらの電話は、あくまで看護師などによる相談・助言を目的とするものです。

呼吸をしていない、意識がないなど自身が緊急と思った時は**ためらわず119番で救急車を呼んでください。**

また、京都府内の医療機関の所在地、診療科目などから、皆さんが希望する条件に合った医療機関をご自身で検索するホームページもあります。

「京都健康医療よろずネット」
http://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp/

消防活動障害となる迷惑駐車

問 警防救急課

「消火栓」や「防火水槽」の付近は駐車禁止！

皆さん、ご存知ですか？

火災現場において消防車が消火に使用する水は、道路上や歩道脇、公園に設けられた「消火栓」や「防火水槽」を利用しています。

しかし、道路上に違法駐車された車両によって、これらが使えなくなり消防隊の活動に支障を来たすことがあります。

「消火栓」「防火水槽」付近に駐車することは法律でも禁止されていますので、絶対に駐車しないでください。

救命講習のご案内

問 警防救急課

急病や交通事故をはじめとする各種の救急事案が発生した時、救急隊が現場に到着するまでの間、その場に居合わせた市民により、適切な応急手当が速やかに実施されることによって、傷病者が救命される可能性が一層高くなります。

しかし、救急事案の発生時に家族、通行人、その他の人が現場に居合わせながら、「動かさない方がいい」「どうしてよいか分からない」などといった理由から、傷病者に対して適切な応急手当がなされず、救命のチャンスを逸してしまう事例も少なくないのが現状です。

そのようなことが起きないように、応急手当に関する正しい知識と技術を身につけるための講習会を随時実施しております。

普通救命講習Ⅰ	心肺蘇生法（胸骨圧迫・人工呼吸・AED実技等）3時間の講習です。
一般救急講習	心肺蘇生法（胸骨圧迫・人工呼吸・AED実技等）3時間未満の講習です。

心肺蘇生の流れ

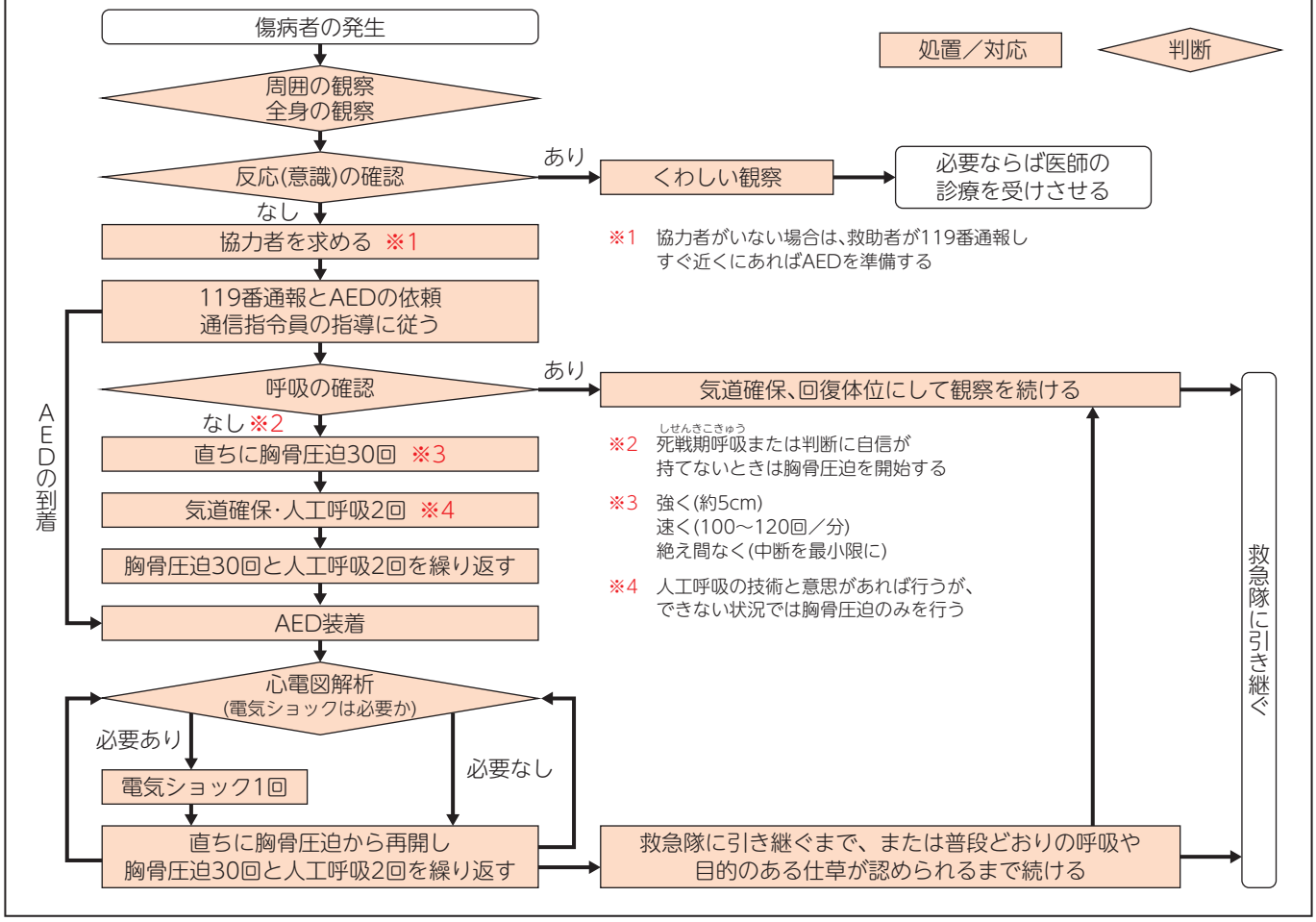

（日本赤十字社ホームページより）

詳しくは、お近くの消防署または消防本部までお気軽にどうぞ！！

火災予防

問 予防課　☎39-9402

住宅防火対策

1　こんろ火災に注意！

料理中に「電話がかかってきた。」や「お客さんがきた。」など、火をつけたままその場を離れ、てんぷら鍋などから炎が出る「鍋のかけ忘れ」火災などが発生しています。

●ポイント

①こんろの側を離れる時は必ず火を消すよう徹底しましょう。
②こんろの周りは常に整理整頓し、燃えやすい物を近くに置かないようにしましょう。
③ガス漏れがないように、ホースの接続やひび割れなどの状態を定期的に確認しましょう。
④自動消火や温度調節などの安全装置が付いたこんろを使用することで、「鍋のかけ忘れ」などによる火災を防ぐことができます。

2　たばこ火災に注意！

「灰皿の中に溜まった吸いがらが燃える。」や「火種が残ったままの吸いがらをゴミ箱に捨てて燃え上がる。」など、火の不始末が原因で火災が発生しています。

●ポイント

①灰皿に水を入れるなど、たばこの火は確実に消して、吸いがらはこまめに捨てるようにしましょう。
②灰皿に置いたままのたばこが燃え進んで短くなり、落下して火災になるおそれがあります。喫煙する灰皿は縁が広いものを使用しましょう。

③布団などのすぐそばで喫煙する「寝たばこ」は、危険なので絶対にやめましょう。

3　ストーブ火災に注意！

洗濯物やカーテンなどの燃えやすいものが、ストーブに接触して燃える火災や、間違った燃料を給油して異常燃焼を起こす火災などが発生しています。

●ポイント

①ストーブの周りは常に整理整頓し、燃えやすいものを近くに置かないようにしましょう。
②給油時は、必ず火を消しましょう。
③必ず使用方法を守り、地震や転倒時などに自動消火する安全装置が付いた器具を使用しましょう。

4　ろうそくや線香の火災に注意！

仏壇や神棚で使用するろうそくや線香が、転倒や落下して座布団などの燃えやすい物に着火する火災が発生しています。

●ポイント

①ろうそくや線香を使用する周りは常に整理整頓しましょう。
②その場を離れるときは必ず火を消すようにしましょう。
③ろうそく立てなどの火を灯すものは転倒しにくい安定したものを使用しましょう。
④もし転倒しても火災になりにくいように、下にガラスなどの不燃のものや、防炎性のあるマットを敷くようにしましょう。

5　電気火災に注意！

たくさんの電気製品のプラグをコンセントに集中して差し込む「たこ足配線」や、痛んだ電気コードを使用することで起こる「発熱」や「ショート」による火災、また、コンセントとプラグの間にほこりや湿気による水分が溜まり、通電することによって起こる「トラッキング現象」による火災などが発生しています。

●ポイント

①コンセントの使用は電気の許容量を守り、時々掃除をしましょう。
②家具の後ろなどで長期間差し込まれたままのコンセントなどは、ほこりが溜まっているおそれがあるので注意しましょう。
③電気コードが家具などの重い物の下敷きになっていないか確認し、古いものや傷ついた電気コードの使用はやめましょう。
④電気コードを束ねたまま使用すると発熱することがあるのでやめましょう。

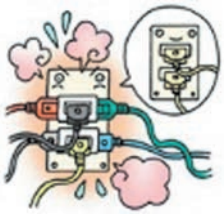

住宅防火　いのちを守る7つのポイント

―3つの習慣・4つの対策―

<3つの習慣>

●寝たばこは、絶対やめる。
●ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
●ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

<4つの対策>

●逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
●寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する。
●火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
●お年寄りや身体の不自由な人を守るために、お隣りや近所の方と協力体制をつくる。

住宅用火災警報器の設置と維持管理

お宅の住宅用火災警報器そろそろ交換時期ではありませんか？

住宅用火災警報器は、10年が交換の目安です。
（取扱説明書を確認し、計画的に交換しましょう。）

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。

定期的に点検しましょう。
（点検用ボタンを押す・点検用ひもをひくタイプがあります。）

また、点検の際に鳴動しない場合は、故障や交換時期等が考えられます。

「点検しておけばよかった…」
住宅用火災警報器が作動しなかった事例

居間でテレビを見ていたら煙が漂ってきたので隣の部屋を確認すると、仏壇が燃えていました。すぐに外へ逃げ出したので助かりましたが、火災により大きな被害を受けました。
今思えば、仏壇のある部屋に設置していた住宅用火災警報器から、時々アラーム音が鳴っていることに気付いていましたが、気にせず、そのままにしていました。
★火災ではないのに警報音が定期的に繰り返し鳴る場合は、電池切れや故障を知らせています。取扱説明書を確認し、何の警報音か確認して本体の交換等、適切に対応しましょう。

正しく設置してください！住宅用火災警報器

●住宅用火災警報器を設置する場所と機器の種類は？

宇治市内にお住まいの方は、次の場所に設置が必要です。機種にもご注意ください。
- 寝室・普段から就寝に使用される部屋→煙式
- 階段（2階や3階に寝室がある場合）→煙式
- 台所→熱式（宇治市内にお住まいの方）

※詳しくはお近くの消防署までご相談ください。

住宅用火災警報器は、消防法及び市火災予防条例によりすべての住宅に設置が義務付けられています。

『付けていてよかった…』
住宅用火災警報器が活躍した事例

事例1
食事の準備中に天ぷら鍋を火にかけてその場を離れてしまい、しばらくすると台所から警報音が聞こえ、鍋からは炎が出ていました。すぐに火を止めて消火したので被害はありませんでしたが、気づくのが遅ければ大きな火災になっていたと思います。

事例2
家族が2階で寝ていたところ、1階から警報音が聞こえてきました。1階のダイニングキッチンで火災が発生しているのを発見し、家族全員がすぐに外へ避難し、119番通報をしました。早く火災に気づけたので、家族の「いのち」を守ることができました。

消火器の使用方法

火災が小さいうちに消火する「初期消火」には、消火器が有効です。火を使用する台所などに設置し、いつでも使えるようにしましょう。

1 あわてずに消火器上部の安全栓を抜き、燃えている物に近づく（およそ3～6m）
2 ホース、ノズルを火元に向ける
3 レバーを強くにぎり、燃えている物に直接放射する

火災を大きくしないためには素早く消火することが大切です。

●注意

消火器などによる消火は、鍋の中だけが燃えているなど、火災が小さいうちの初期消火に有効ですが、天井まで燃え広がっているような火災の場合は、消火器での初期消火は難しいので、無理に消火せず、すぐに避難しましょう。

住宅用火災警報器や消火器に関するご相談やご質問は、お近くの消防署または消防本部までお気軽にどうぞ！！

宇治市災害時安否確認ボード

災害時に地域の安否確認を素早く行うための自主防災ツールです。

地域一体で活用を希望される地域団体に交付します。交付後は、それぞれでルールを作成していただき、有効に活用できるよう訓練を積極的に行っていただきます。

数量に限りがあります。お問い合わせは、危機管理室・予防課・お近くの消防署まで。

サイズ：日本産業規格A4（縦）

施設・交通案内

施設

市役所へのアクセス・市役所の組織体系　連絡先

〒611-8501　京都府宇治市宇治琵琶33
JR宇治駅から徒歩約14分。
京阪宇治駅から徒歩約24分。
　JR宇治駅、京阪宇治駅から路線バスを利用する場合は、「琵琶台経由近鉄大久保」行き、「太陽が丘」方面行き、「宇治文化センター」行きに乗車して「宇治市役所」で下車。
　近鉄電車の最寄駅は、大久保駅です。路線バスを利用する場合は、「立命館宇治経由京阪宇治駅」行き、「立命館宇治経由JR黄檗駅」行きに乗車して「宇治市役所」で下車。

開庁時間 ◷8時半～17時15分
閉庁日 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
代表電話番号 ☎22-3141

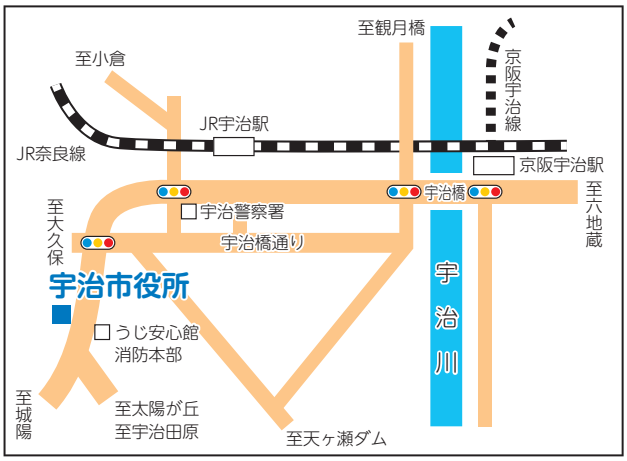

市役所の組織体系　連絡先

危機管理室（うじ安心館内）

課		電話番号
危機管理室		39-9421

市長公室

課		電話番号
秘書広報課	秘書係	20-8701
	車両係	20-8702
	広報係	20-8704
人事課		20-8703
職員厚生課		21-0434

政策経営部

課		電話番号
政策総務課		20-8714
経営戦略課		20-8698
財務課		20-8715

総務部

課		電話番号
総務課		20-8700
IT推進課		20-8768
管財課		20-8717
契約課		20-8716
市民税課		20-8718
資産税課		20-8719
納税課		20-8720

産業地域振興部

課		電話番号
自治振興課	自治振興係	20-8721
	市民相談係	20-8713
	消費生活センター	20-8796
文化スポーツ課	文化係	20-8724
	スポーツ係	20-8759
市民課		20-8722
農林茶業課		20-8723
観光振興課（ゆめりあ うじ内）		39-9408
産業振興課（産業会館内）		39-9621

人権環境部

課		電話番号
人権啓発課		20-8725
男女共同参画課（ゆめりあ うじ内）		39-9377
環境企画課（西館）		20-8726
ごみ減量推進課（西館）		20-8762 21-0412 20-8692

福祉こども部

課		電話番号
地域福祉課		20-8730
生活支援課		20-8770 20-8760
障害福祉課		21-0419
こども福祉課	子育て企画係、児童給付係、学童保育係	20-8733
	こども家庭相談担当	39-9178
地域子育て支援基幹センター（ゆめりあ うじ内）		39-9109
保育支援課		20-8732
保健推進課		20-8728

健康長寿部

課		電話番号
健康生きがい課		20-8793
介護保険課		20-8731
年金医療課		21-0413 20-8792
国民健康保険課		20-8729

建設総括室

課		電話番号
建設総括室		21-0401

建設部

課		電話番号
建設総務課		20-8735
用地課		20-8741
道路建設課		20-8736
維持課		20-8737 20-8738
雨水対策課		21-1586
施設建築課		20-8739
住宅課	住宅係	20-8740
	ウトロ住環境対策室	20-8790
	空き家対策室	21-0418

都市整備部

課		電話番号
公園緑地課		20-8795
都市計画課		20-8743
歴史まちづくり推進課		21-1602 20-8918
開発指導課		20-8926
建築指導課		20-8794
交通政策課		20-8727

次ページへ続く

会計室

課	電話番号
会計室	20-8746

議会事務局

課	電話番号
議会事務局	20-8747

選挙管理委員会事務局

課	電話番号
選挙管理委員会事務局	20-8798

監査委員事務局

課	電話番号
監査委員事務局	20-8742

公平委員会事務局

課	電話番号
公平委員会事務局	20-8742

農業委員会事務局

課	電話番号
農業委員会事務局	20-8754

固定資産評価審査委員会事務局

課	電話番号
固定資産評価審査委員会事務局	20-8742

上下水道部

課	電話番号
水道総務課（水道庁舎）	20-8763
営業課	20-8761 20-8807
工務課（水道庁舎）	20-8764
配水課（水道庁舎）	20-8680 20-8765
水管理センター（東宇治浄化センター内）	39-9306
下水道計画課	20-8797
下水道建設課	20-8745
下水道管理課	20-8734 20-8744

教育委員会事務局

課	電話番号
教育総務課	20-8755
学校管理課	20-8777 20-8756
生涯学習課（生涯学習センター内）	20-8758 39-9500
【教育支援センター】学校教育課	20-8757 21-1879
【教育支援センター】教育支援課	21-1890 20-8766

教育委員会

課		電話番号
源氏物語ミュージアム		39-9300
生涯学習センター		39-9500
宇治市図書館	中央図書館	39-9256
	東宇治図書館	39-9182
	西宇治図書館	39-9226
歴史資料館		39-9260
善法青少年センター		39-9278
河原青少年センター		39-9279
大久保青少年センター		39-9281

消防本部（うじ安心館内）

課	電話番号
消防総務課	39-9401
予防課	39-9402
警防救急課	39-9403
指揮指令課	39-9405

中消防署

課	電話番号
中署予防消防課	39-9411
中署槇島消防分署	39-9417

西消防署

課	電話番号
西署予防消防課	39-9413

東消防署

課	電話番号
東署予防消防課	39-9415

主な市の施設・市内の官公署等一覧

「地図」は、市内公共施設等マップ(152・153ページ)の位置
市外局番0774※(　)があるものは(　)内が市外局番

施設名称	住所	電話番号	地図
●市			
宇治市役所	宇治琵琶33	☎22-3141 FAX20-8778	8D
宇治市教育委員会	同上	22-3141	8D
宇治市議会	同上	20-8747	8D
宇治市水道庁舎	宇治琵琶45-2	22-3141	8D
うじ安心館 (保健・消防センター)	宇治下居13-2	39-9430	8D
健やかセンター	同上	39-9430	8D
休日急病診療所 ※日曜日・祝日、年末年始に開所	同上	39-9430	8D
歯科サービス センター	同上	39-9430	8D
宇治市消防本部	同上	39-9400	8D
中消防署	同上	39-9410	8D
西消防署	伊勢田町遊田10-3	39-9413	7B
東消防署	木幡南端5	39-9415	3D
伊勢田救急出張所	伊勢田町大谷19-16	39-9419	8B
槇島消防分署	槇島町吹前91-1	39-9417	5C
文化センター (文化会館)	折居台一丁目1	39-9333	8D
歴史資料館	同上	39-9260	8D
中央公民館	同上	39-9258	8D
中央図書館	同上	39-9256	8D
東宇治図書館	五ケ庄三番割36-5	39-9182	4D
西宇治図書館	小倉町山際63-1	39-9226	7B
木幡公民館	木幡内畑34-7	39-9193	2C
小倉公民館	小倉町寺内91	39-9274	6C
広野公民館	広野町寺山17-403	39-9276	9B
源氏物語 ミュージアム	宇治東内45-26	39-9300	6E
生涯学習センター	宇治琵琶45-14	39-9500	8D
アクトパル宇治 (総合野外活動センター)	西笠取辻出川西1	(075)575-3501	G
	予約専用電話	(075)575-3535	G
黄檗公園 (黄檗体育館)	五ケ庄三番割25-1	39-9249	4E
東山公園	折居台一丁目2	同上・予約専用	9D
西宇治公園 (西宇治体育館)	小倉町蓮池20-1	39-9251	6B
巨椋ふれあい運動 ひろば	伊勢田町西遊田1-1	同上・予約専用	7A
植物公園	広野町八軒屋谷25-1	39-9387	10C
産業振興センター	大久保町西ノ端1-25	39-9444	9A
産業会館	宇治琵琶45-13	23-3101	8D
コミュニティワーク こはた館	木幡河原3-12	39-9199	2D
コミュニティワーク うじ館	宇治善法31	39-9197	8D
河原青少年センター	木幡河原5-5	39-9279	2D
善法青少年センター	宇治善法110-1	39-9278	7D
大久保青少年センター	大久保町山ノ内3	39-9281	10B
総合福祉会館	宇治琵琶45	22-0600	8D
内職センター	木幡南端48-15	31-8298	3D
障害者生活支援 センター「そら」	五ケ庄二番割5-2	32-8441	5E
自転車保管場所	五ケ庄西川原30-37	32-9950	3C
※自転車保管場所の開所は、月・水・土・日曜日の🕒14時～19時			
宇治笠取簡易郵便局	東笠取稲出23-4	(075)572-5261	G
斎場	宇治金井戸7-37	39-9203	9E
天ケ瀬墓地公園	宇治金井戸7-44	39-9205	9F
宇治浄水場	五ケ庄高車	39-9304	4C
東宇治浄化センター	木幡北島10	39-9306	2C
ゆめりあ うじ (JR宇治駅前市民 交流プラザ)	宇治里尻5-9	39-9408	7D
	会議室関係	39-9377	7D
男女共同参画支援 センター	同上	39-9377	7D
地域子育て支援 基幹センター	同上	39-9109	7D
ファミリー・サポート・センター	同上	39-9309	7D
観光案内所 (JR宇治駅前)	同上	22-8783	7D
観光案内所 (京阪宇治駅前)	宇治乙方7-13	66-7001	6D
観光案内所 (近鉄大久保駅構内)	広野町西裏81-2	46-2171	9B
観光センター	宇治塔川2	23-3334	7E
市営茶室「対鳳庵」	宇治塔川1-5	23-3334	7E
菟道ふれあい センター	宇治妙楽128-1	39-9285	7D

※宇治公民館(市民会館)は平成30年3月31日に閉館。

次ページへ続く

施設名称	住所	電話番号	地図
■コミュニティセンター			
西小倉コミュニティセンター	小倉町南堀池107-1	39-9180	6B
東宇治コミュニティセンター	五ケ庄三番割36-5	39-9183	4D
南宇治コミュニティセンター	大久保町上ノ山42-3	39-9185	10B
槇島コミュニティセンター	槇島町大川原27-5	39-9189	5C
■行政サービスコーナー			
木幡行政サービスコーナー	木幡公民館内	39-9195	2C
小倉行政サービスコーナー	西小倉コミュニティセンター内	39-9181	6B
南宇治行政サービスコーナー	南宇治コミュニティセンター内	39-9187	10B
槇島行政サービスコーナー	槇島コミュニティセンター内	39-9191	5C
東宇治行政サービスコーナー	東宇治コミュニティセンター内	39-9184	4D
開行政サービスコーナー	開地域福祉センター内	39-9240	8C
■地域福祉センター			
木幡地域福祉センター	木幡東中47-4	39-9225	2D
西小倉地域福祉センター	小倉町山際63-1	22-3084	7B
東宇治地域福祉センター	五ケ庄折坂5-149	38-2331	5D
開地域福祉センター	開町44-13	39-9238	8C
広野地域福祉センター	広野町大開72-1	48-4351	9C
槇島地域福祉センター	槇島町石橋13	23-0114	5C
■デイホーム			
小倉デイホーム	小倉小学校内	21-6294	7B
平盛デイホーム	平盛小学校内	45-2940	10A
■地域包括支援センター			
各地域包括支援センターの電話番号は、98ページに掲載しています。			
■地域子育て支援拠点			
各地域子育て支援拠点の電話番号は、111ページに掲載しています。			
■保育所			
小倉双葉園保育所	小倉町西畑13	39-9207	7C
宇治保育所	宇治弐番84-10	39-9211	8D
木幡保育所	木幡東中10-2	39-9213	2D
西小倉保育所	伊勢田町遊田69	39-9215	7B
大久保保育所	大久保町旦椋25	39-9302	10A
北木幡保育所	木幡陣ノ内1	39-9221	2D
善法保育所	宇治善法116-2	39-9223	7D
■幼稚園			
神明幼稚園	宇治野神57	39-9288	8C
東宇治幼稚園	五ケ庄梅林官有地	39-9290	4D
木幡幼稚園	木幡檜尾47-1	39-9292	3D
■小学校			
菟道小学校	宇治塔川102	39-9110	7E
菟道第二小学校	宇治琵琶63-3	39-9112	8D
神明小学校	神明石塚32	39-9114	8C
槇島小学校	槇島町吹前35	39-9117	5C
北槇島小学校	槇島町本屋敷40-2	39-9119	4B
小倉小学校	小倉町西畑1-4	39-9121	7B
伊勢田小学校	伊勢田町井尻3	39-9125	8B
西小倉小学校	伊勢田町遊田69	39-9127	7B
北小倉小学校	小倉町堀池72	39-9129	6B
南小倉小学校	小倉町南浦40-1	39-9131	7B
大久保小学校	広野町中島1-1	39-9134	9C
大開小学校	広野町大開35	39-9136	
西大久保小学校	大久保町旦椋25	39-9138	10A
平盛小学校	大久保町平盛91-3	39-9140	
宇治小学校	五ケ庄三番割27	39-9145	4D
三室戸小学校	菟道岡谷16-2	39-9148	6E
南部小学校	五ケ庄戸ノ内15-1	39-9150	5D
岡屋小学校	五ケ庄寺界道37-3	39-9152	4D
木幡小学校	木幡赤塚4	39-9154	2D
御蔵山小学校	木幡御蔵山39-4	39-9156	2E
笠取小学校	西笠取石原22	(075)571-0018	G
笠取第二小学校	炭山直谷31	32-4238	
■中学校			
宇治中学校	宇治矢落64-1	39-9158	7D
北宇治中学校	槇島町島前33	39-9160	6C
槇島中学校	槇島町本屋敷35-1	39-9162	4B
西小倉中学校	伊勢田町遊田7-1	39-9164	7B
西宇治中学校	伊勢田町南山21-1	39-9166	8B
南宇治中学校	大久保町平盛31-5	39-9168	10A
広野中学校	広野町尖山3	39-9170	9C
東宇治中学校	五ケ庄池ノ浦36-1	39-9172	4D
木幡中学校	木幡内畑34	39-9174	3C
黄檗中学校	五ケ庄三番割27	39-9143	4D
■自転車等駐車場			
JR宇治駅北	宇治戸ノ内2-7	21-7122	7D
JR宇治駅南	宇治宇文字18-2	24-7243	
JR黄檗駅前	五ケ庄新開18-9	33-0927	4D
JR黄檗駅前第2	五ケ庄新開18-4		
JR木幡駅前	木幡大瀬戸19-8	32-1876	3D
JR六地蔵駅前	六地蔵奈良町77-1	32-2754	2D

施設名称	住所	電話番号	地図
JR六地蔵駅前第2	六地蔵奈良町39-1	31-6373	1D
JR小倉駅北	小倉町中畑49-4	21-9119	7C
JR小倉駅南	南陵町一丁目1-351	21-2511	
JR新田駅前	広野町東裏73-3	43-0833	9B
京阪三室戸駅前	菟道谷下り60-8、62-1	22-9938	6D
京阪木幡駅前	木幡西中22-5	32-7710	2D
近鉄小倉駅西第1	小倉町神楽田37-1	20-5713	7B
近鉄小倉駅西第2	小倉町神楽田35-6		
近鉄小倉駅東	小倉町神楽田5-1	21-6659	6B
近鉄伊勢田駅前第1	伊勢田町中山48	43-9968 ※令和3年4月変更予定	8B
近鉄伊勢田駅前第2	伊勢田町中山28-4		
●京都府			
山城広域振興局	宇治若森7-6 府宇治総合庁舎内	21-2101	7D
山城広域振興局旅券(パスポート)窓口	同上	24-5362	
山城北保健所	同上	21-2191	
宇治児童相談所	大久保町井ノ尻13-1	44-3340	10B
洛南病院	五ケ庄広岡谷2	32-5900	4E
農林センター茶業研究所	白川中ノ薗1	22-5577	8E
府営水道事務所	宇治下居64	24-1522	8D
城南勤労者福祉会館	伊勢田町新中ノ荒21-8	46-0688	8B
太陽が丘(山城総合運動公園)	広野町八軒屋谷1	24-1313	10D
宇治支援学校	広野町丸山10	41-3701	9C
■警察署			
宇治警察署	宇治宇文字2-12	21-0110	7D
■高等学校			
東宇治高等学校	木幡平尾43-2	32-6390	2E
菟道高等学校	五ケ庄五雲峰4-1	33-1691	5E
城南菱創高等学校	小倉町南堀池	23-5030	7B
●国			
宇治税務署	大久保町井ノ尻60-3	44-4141	9B
宇治簡易裁判所	宇治琵琶33-3	21-2394	8D
京都地方法務局宇治支局	宇治琵琶33-2	24-4121	
宇治公証役場	宇治壱番132-4 谷口ビル2階	23-8220	7D
ハローワーク宇治	宇治池森16-4	20-8609	8C
ハローワークプラザ城南	大久保町上ノ山43-1 藤和ライブタウン宇治大久保1階	46-4010	9B
京都大学宇治キャンパス	五ケ庄	38-4399	4D
国土交通省天ケ瀬ダム管理支所	宇治金井戸15	22-2188	8F
陸上自衛隊大久保駐屯地	広野町風呂垣外1-1	44-0001	9B

施設名称	住所	電話番号	地図
陸上自衛隊関西補給処	五ケ庄官有地	31-8121	4D
●その他			
宇治商工会議所	宇治琵琶45-13	23-3101	
宇治市観光協会	宇治里尻5-9	23-3353	
宇治市社会福祉協議会	宇治琵琶45	22-5650	
宇治市土地開発公社	宇治琵琶33	21-0432	
城南衛生管理組合	八幡市八幡沢1	(075)631-5171	
クリーンパーク折居	宇治折居18	20-4799	
宇治廃棄物処理公社	池尾仙郷山6-2	21-4048	
宇治市公園公社	広野町八軒屋谷25-1	39-9393	
宇治市福祉サービス公社	宇治琵琶1-3	28-3150	
淀川・木津川水防事務組合	宇治琵琶33 宇治市役所内	22-5651	
国土交通省淀川河川事務所伏見出張所	京都市伏見区葭島金井戸町官有地	(075)611-2281	
巨椋池土地改良区	槇島町一ノ坪8-8	22-1101	
宇治市スポーツ協会(事務局)	宇治琵琶45-14 生涯学習センター内	22-1150	
宇治市シルバー人材センター	宇治東内36-5	20-1734	
宇治高齢者事業団	槇島町外1-21	21-6685	
京都府後期高齢者医療広域連合	京都市下京区烏丸通四条下ル 水銀屋町620 COCON烏丸内	(075)344-1202	
京都地方税機構事務局	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁内	(075)414-4499	
京都地方税機構山城中部地方事務所	伊勢田町新中ノ荒21-8 城南勤労者福祉会館内	46-6565	
城南地域職業訓練センター	伊勢田町新中ノ荒21-8	46-0688	
京都府南部総合地方卸売市場	伊勢田町西遊田90	20-2825	

災害情報自動案内	火災・救助の発生のお知らせ	☎22-0909
救急安心センターきょうと	府内の受診可能な医療機関の案内や、すぐに医療機関で受診すべきか等を医師・看護師等が24時間365日相談に応じます。	☎#7119 または (0570) 00-7119
漏水受付センター	年中無休、24時間体制で路上の漏水を受け付けています。また、宅地内の漏水・水道の修繕についての相談も受け付けています。	☎21-7474

宇治市政情報

ホームページ……https://www.city.uji.kyoto.jp/
Facebookページ……https://m.facebook.com/ujicity
YouTube ……https://www.youtube.com/user/ujicity
LINE ……ID:uji_kosodate

市内公共施設等マップ

凡例			
	府県界		河川
	市界	●・文	市の施設
	大字界	■	その他の公共施設
	JR	⛩・卍	神社・仏閣
	私鉄	文	学校
	有料道路		トンネル
	道路		地下鉄
⊗	交番	∴	史跡

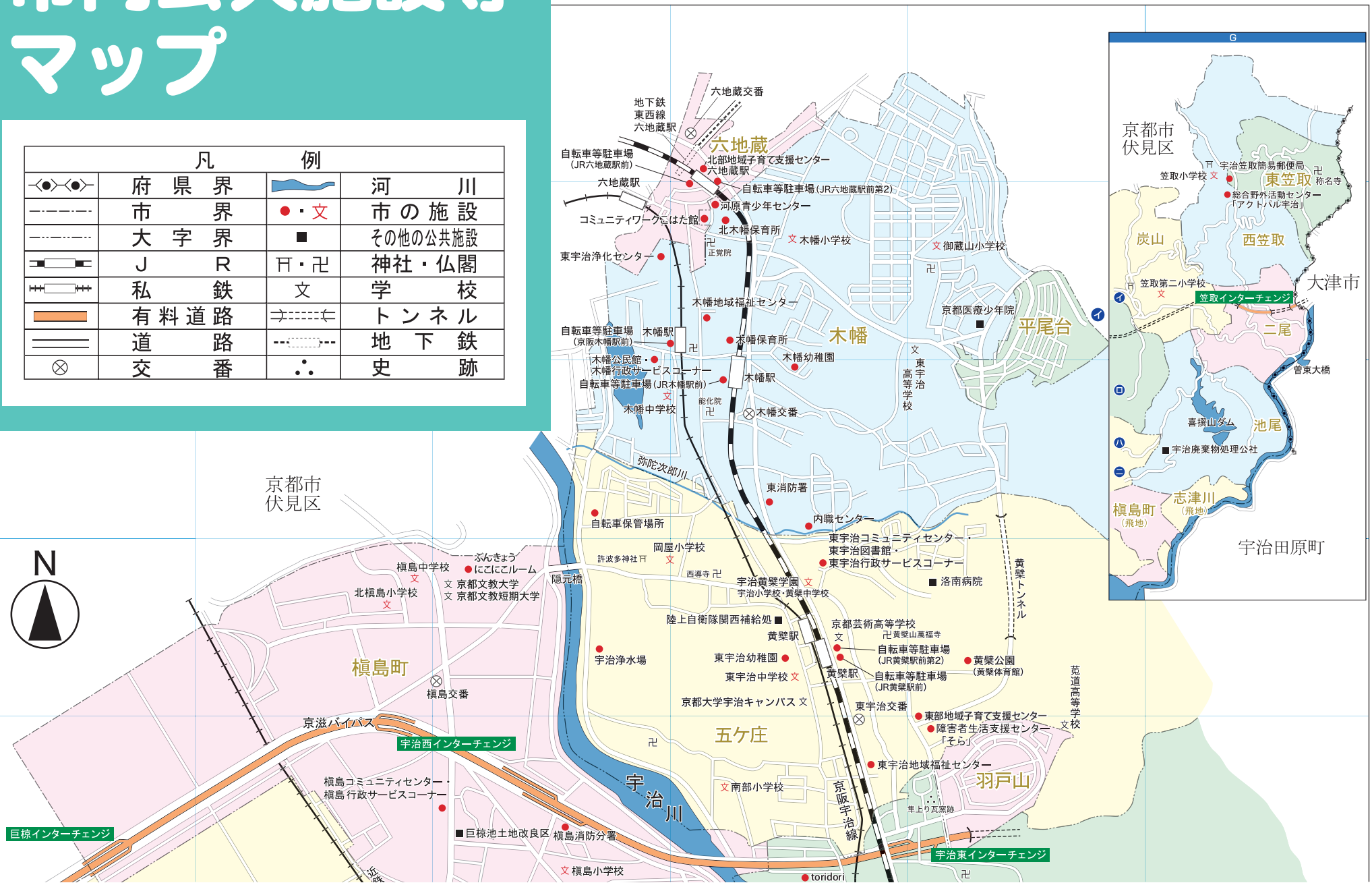

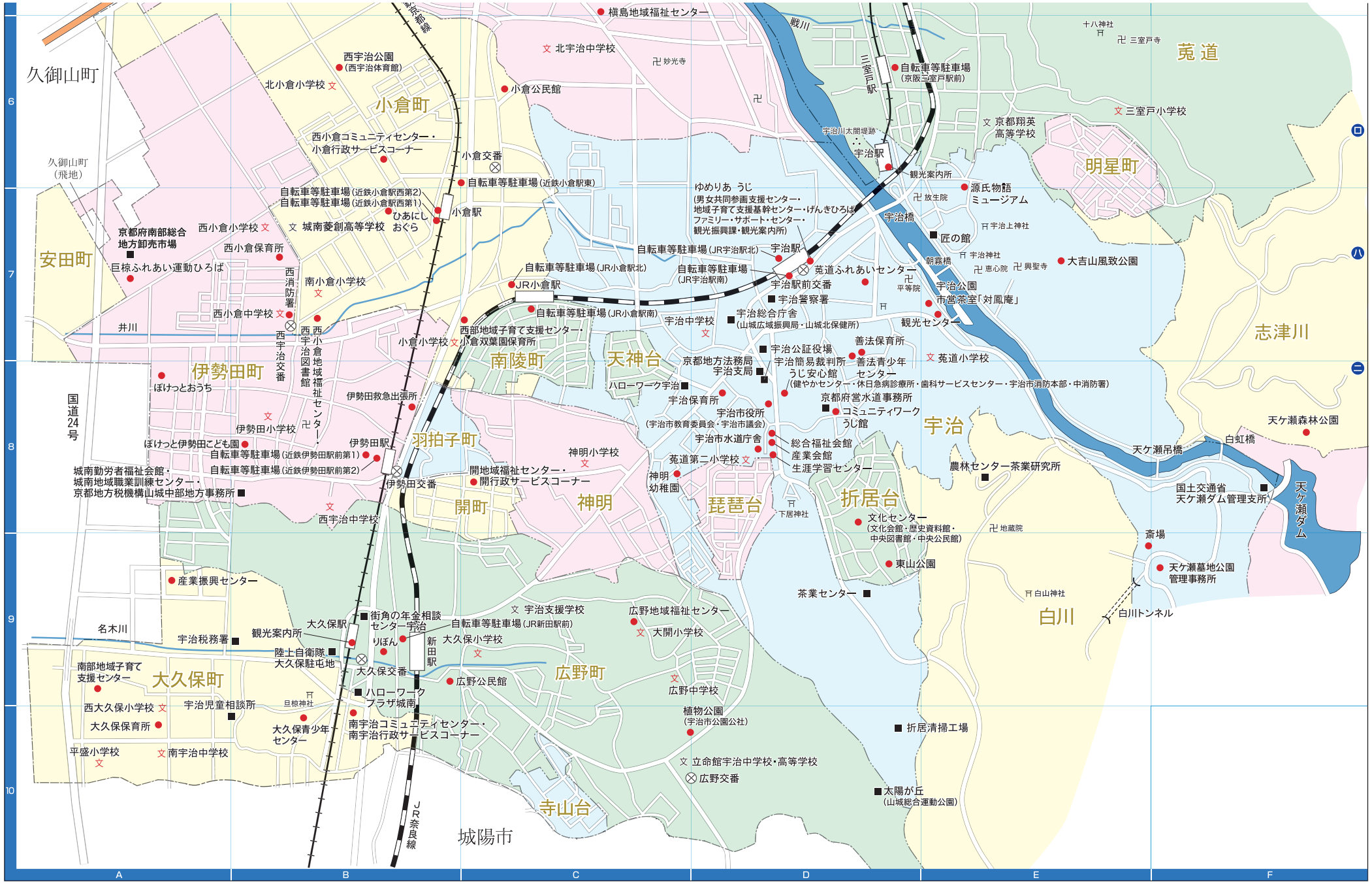

久御山町
久御山町（飛地）
安田町
小倉町
伊勢田町
羽拍子町
南陵町
天神台
開町
神明
琵琶台
折居台
宇治
明星町
菟道
志津川
白川
大久保町
広野町
寺山台
城陽市
国道24号
井川
名木川
戦川
三室戸駅
宇治駅
宇治橋
宇治川太閤堤跡
宇治公園
市営茶室「対鳳庵」
観光センター
菟道ふれあいセンター
宇治駅前交番
宇治警察署
宇治総合庁舎
（山城広域振興局・山城北保健所）
宇治公証役場
宇治簡易裁判所
うじ安心館
（健やかセンター・休日急病診療所・歯科サービスセンター・宇治市消防本部・中消防署）
京都府営水道事務所
コミュニティワーク
うじ館
宇治市役所
（宇治市教育委員会・宇治市議会）
宇治市水道庁舎
総合福祉会館
産業会館
生涯学習センター
菟道第二小学校
神明小学校
神明幼稚園
文化センター
（文化会館・歴史資料館・中央図書館・中央公民館）
東山公園
茶業センター
農林センター茶業研究所
天ケ瀬吊橋
白虹橋
天ケ瀬森林公園
国土交通省
天ケ瀬ダム管理支所
天ケ瀬ダム
斎場
天ケ瀬墓地公園
管理事務所
白川トンネル
大吉山風致公園
源氏物語
ミュージアム
匠の館
三室戸小学校
京都翔英
高等学校
自転車等駐車場
（京阪三室戸駅前）
自転車等駐車場（JR宇治駅北）
自転車等駐車場
（JR宇治駅南）
自転車等駐車場（JR小倉駅北）
自転車等駐車場（JR小倉駅南）
自転車等駐車場（近鉄小倉駅東）
自転車等駐車場（近鉄小倉駅西第2）
自転車等駐車場（近鉄小倉駅西第1）
自転車等駐車場（近鉄伊勢田駅前第1）
自転車等駐車場（近鉄伊勢田駅前第2）
自転車等駐車場（JR新田駅前）
西宇治公園
（西宇治体育館）
北小倉小学校
小倉公民館
北宇治中学校
小倉交番
西小倉コミュニティセンター・
小倉行政サービスコーナー
西小倉小学校
城南菱創高等学校
西小倉保育所
京都府南部総合
地方卸売市場
巨椋ふれあい運動ひろば
南小倉小学校
西小倉中学校
西消防署
西宇治交番
西宇治図書館
西小倉地域福祉センター
小倉小学校
西部地域子育て支援センター・
小倉双葉園保育所
JR小倉駅
小倉駅
ひあにし
おぐら
ゆめりあ うじ
（男女共同参画支援センター・
地域子育て支援基幹センター・げんきひろば
ファミリー・サポート・センター・
観光振興課・観光案内所）
ぼけっとおうち
伊勢田小学校
伊勢田救急出張所
伊勢田駅
伊勢田交番
ぼけっと伊勢田こども園
城南勤労者福祉会館・
城南地域職業訓練センター・
京都地方税機構山城中部地方事務所
開地域福祉センター・
開行政サービスコーナー
西宇治中学校
産業振興センター
宇治税務署
観光案内所
大久保駅
街角の年金相談
センター宇治
りぼん
新田駅
大久保小学校
大久保交番
陸上自衛隊
大久保駐屯地
南部地域子育て
支援センター
西大久保小学校
宇治児童相談所
大久保保育所
大久保青少年
センター
ハローワーク
プラザ城南
南宇治コミュニティセンター・
南宇治行政サービスコーナー
平盛小学校
南宇治中学校
広野公民館
広野中学校
植物公園
（宇治市公園公社）
立命館宇治中学校・高等学校
広野交番
太陽が丘
（山城総合運動公園）
折居清掃工場
広野地域福祉センター
大開小学校
宇治支援学校
JR奈良線

交通

問交通政策課　☎20-8727

公共交通を利用しましょう！

市内には、JR奈良線・近鉄京都線・京阪宇治線・京都市営地下鉄東西線の4本の鉄道が都市公共交通の骨格を形成し、また多数のバス路線、タクシーが運行されています。

しかし、公共交通の利用は、自家用車の普及や少子高齢化による通勤・通学の減少等の影響を受け年々減少しており、市内においても一部バス路線が休廃止されるなど、路線バスをとりまく環境は厳しい状況が続いています。

市では、鉄道やバスなどの既存の公共交通を維持していくことが重要と考え、公共交通の利用促進と明星町では、「宇治市のりあい交通事業」により移動手段の確保に努めています。(R2.3月現在)

一方で、地域の皆さまが自ら一員となって公共交通を守ろうと言う意識を持ち、少しでも多くご利用いただくことが必要です。公共交通を利用すると、健康維持などのメリットがあるほか、交通量の減少、環境負荷の軽減、経済の活性化などの社会的メリットにも繋がるため、もう一度、公共交通について一人ひとりが意識して、ライフスタイルを変更する等し、積極的に利用してみませんか。

明星町自治会が運営主体となり運行している
「明星レインボウバス」
(明星町～JR宇治駅～宇治文化センター)

※路線バスとして誰でも利用できます。

「お出かけマップ」をご活用ください！

お出かけマップって？？？

バスが運行されているルートや停留所の位置をわかりやすく表示したマップです。

裏面には主要駅のバスの時刻表も掲載しています。

通勤・通学やお買物等のお出かけにぜひご活用ください。お出かけマップは下記より印刷できるほか、交通政策課や市内の主な公共施設で配布しています。

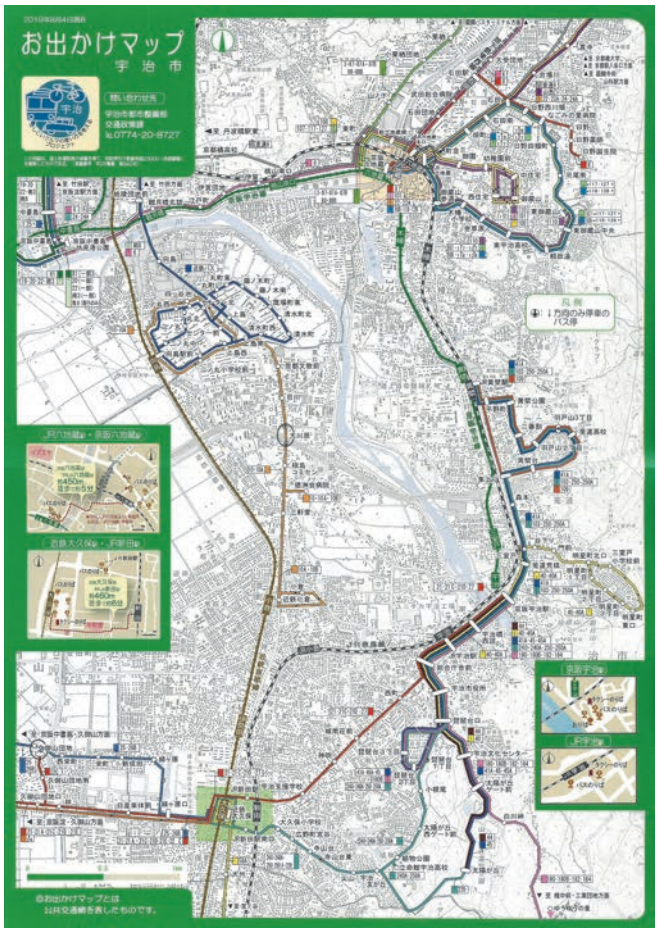

R1.8.4現在

最新版のお出かけマップは、
こちらからダウンロードできます！
https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/35/6137.html

公共交通について考えよう
(宇治市交通政策課ホームページ)
https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/35/7004.html